

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-147）、MOX燃料加工施設（1-151）」

2. 日時：令和4年7月27日（水） 10時00分～12時00分
13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 高松 理事 燃料製造事業部副事業部長 他21名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー 他1名

東北電力株式会社 原子力本部 原子力部（原子力技術） 副調査役

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 月 24 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 4 年 7 月 8 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 13 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 19 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 20 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 21 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 7 月 25 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	力を開始しました。
0:00:08	藤規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。
0:00:14	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:18	資料をもとにヒアリングに提示確認を行うものになります。
0:00:22	山崎規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:30	あと本庁会議室からナカガワタジリツガネタカナシオオハシシミズ。
0:00:36	等その他WEBからコサクオオオカタケダ。
0:00:46	以上になりますとそれでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で議題の構成を説明し、資料の説明を開始してください。
0:00:50	のナカハマでございます。
0:00:54	日本ローメン側の参加者を紹介いたします。
0:00:56	末が、
0:00:58	巻末、
0:00:59	井口。
0:01:01	石原。
0:01:02	カサモ。
0:01:04	安倍。
0:01:05	車が、
0:01:07	オオサワ、
0:01:09	石賀は、
0:01:10	毎晩、
0:01:13	E L O C A は品か。
0:01:15	サトウ。
0:01:16	イナヅマ。
0:01:19	サトウを、
0:01:21	カッコハン式、
0:01:22	普通の、
0:01:24	タナカ、
0:01:27	松浦は、
0:01:29	ナカハマ、
0:01:32	あとウェブからの参加でカミタイラン。
0:01:34	以上となります。

0:01:46	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、今画面共有させていただきますでございます。まず最初に、新次回審査会後で
0:01:54	ご説明を差し上げます。紙審査会合資料、再処理施設の設工認補正のについてというもの。
0:01:59	その後、MOXに関わる共通0シリーズでございます。
0:02:03	外高い竜巻と0-02。
0:02:06	谷川さん、00-02。
0:02:08	00-02
0:02:11	介護長0-02。
0:02:14	1000-02。
0:02:17	閉じ込め00-02。
0:02:21	JICA0002。
0:02:25	以上七つの補足説明資料についてご確認いただきたいと思います。
0:02:32	それではまず最初に審査会合資料の方から御説明差し上げます。
0:02:39	はい。日本原燃の佐藤でございます。
0:02:54	再処理関係の設工認の申請に係る対応状況ということで会合資料1枚ものを用意させていただいております。また記載している通りなんですけれども、再処理について、技術的な論点については会合で一通りの説明は完了しています。
0:03:09	申請書としての記載内容につきましても、先行しているMOX、これを参考に、再処理として今整理を進めているところというところで、当初申請した内容がですね非常に変更箇所が多くなっていると。
0:03:23	ということもございますので、まずは補正という形、申請書として一旦取りまとめまして、変更箇所はこういうところがあるという、そういったところのメーカーがあるという意味で今回補正書を提出させていただいたと。
0:03:41	いうそういう認識でございます。もちろんMOXの審査もですねingで進んでいるということもあって、引き続き再処理としてそれをフォローしていく必要があるということも思っておりますし、再処理固有のお話もですね、まだ確認していただくところが残っているという認識もでございますけれども、
0:03:51	そういった認識もありつつも今回補正として出させていただいたということで会合のあたりでもそのあたりを説明しようというふうに考えております。説明は以上になります。
0:04:00	県庁シミズです。それではただいまの説明について規制庁側から確認ございましたらお願いします。

0:04:08	規制庁仲です。
0:04:14	今ご説明があったその補正の内容ということで、まだ、
0:04:19	今回のその補正だけではすべてが反映できてないというところで、
0:04:26	具体的にはできてないところっていうところをもう少し、
0:04:30	詳しくお聞きしたいんですがどう、どういうところがまだ、
0:04:33	これからできてないというふうに考えてますでしょうか。
0:04:49	日本原電の佐藤でございます。まず記載そのものにつきましてはまだまだMOXの方の反映これしきれてないというのが現実的にありますので、ここはまだまだ残っていると認識してます。
0:05:04	再処理固有の話といたしましてもですね、例えば溢水とかで前回のヒアリングの方で、冷却塔これを評価対象外という整理をしていたものを今回整理した評価、
0:05:18	影響ということで整理した上で、どういう形でこう落としていくかと、いうようなところ、これからそういう方向で今検討を進めてますけれども、今回の補正に対してはまだその反映と、これができてないということがございますので、
0:05:27	この辺りの方もしっかり説明をした上で、最終の補正に向けてちょっと議論させていただきたいということで思っております。以上です。
0:05:38	はい、規制庁中瀬最初の記載そのものができてないっていうのは具体的にどういうことを言ってるんですかそこですね。はい。
0:05:50	日本原燃佐藤でございます。モック数の反映ということで可能な限り反映はしているんですけれども、7 具体的には、中国において多少のばらつきはあるんですが、
0:06:03	今日は7月の14日のMOXのヒアリングの結果までは、はできていますけれども、それ以降のMOX側のヒアリングでの結果というのは、今回の補正しましては、
0:06:12	規制庁コサクですけど、ヒアリングをしてる我々に対してであれば、今の説明でもわからなくはないんですけど、
0:06:18	今日のこのヒアリングは審査会合でどういう説明をスルー。
0:06:22	つもりで準備されてるのかっていうことを聞いているので、
0:06:25	14日のヒアリングまではとかって言われても、
0:06:33	他の人はわかんないですよっていうので、具体的にどういうことを、
0:06:37	今後していくつもりなのかっていうことを説明いただけるようにしないと、
0:06:39	会合の意味がないと思いますのでよろしく。

0:06:47	日本原燃佐藤でございますおっしゃる通りかと思しますのでしっかりそこを説明できるように、はい。全部いたします。
0:07:01	規制庁中です。説明としてはですねそこは対外的にわかるように説明していただくとあまり細かいことを言ってもしょうがないのでというところで、
0:07:11	そこはあれすかし資料としてはこれはこのままぐらの表現でそれ、そういうところを口頭で説明するというそういうイメージでしょうか。
0:07:16	日本原燃佐藤でございます。その認識しております。
0:07:28	はい、わかりました。すいません規制庁コサクですけど、何、何らか具体的に書けないですかね。
0:07:35	国井、昨日面談しましたけど、
0:07:45	29日に社長の記者懇談会があって、そこで何らか言われた後の対応っていうのは、
0:07:53	5日には、8日には説明いただけるんだと思うんですけど、その検討はされてないんですか。
0:08:11	日本原燃佐藤でございます。今後の工程であるとか進め方っていうところにつきましては、その社長の記者コーンでの内容を踏まえて、ご説明できるところは準備しようというふうに思っております。
0:08:26	今ご指摘いただいたのは今後確認いただく内容であるとか、不十分な箇所ということでご指摘いただいたというふうに認識しておりますので、その辺りは社長の北近内様云々にかかわらず、ご説明できると。
0:08:28	牧田にもできるというふうに思いますので、
0:08:32	少しずつ反映したいというふうに思っております思いました。
0:08:33	以上です。
0:08:41	はい。まずはどういうところを今後拡充していくつもりで拡充なり変更なりしていくつもりなのかと。
0:08:53	いうことを明確にしていってもらえればと思います。今の社長が記者懇のこと言わせていただいたのは、工程の時期とかいうことではなくて、
0:08:57	分割申請の考えを検討しているというふうに、
0:09:01	これも前々回の面談とかで言われていてですね。
0:09:04	それについて説明いただかないと、
0:09:08	補正として成り立たないですし、
0:09:19	審査としてもクローズしないということがあるので、そういうのは論点として残ってるんだということはそちらから示していただくのかなというふうに思いますけどいかがですか。

0:09:34	日本原燃の佐藤でございます。我々もその認識ではおりました。申し訳ありませんそこは何て言いますか、東急甲斐んかの形でご説明するのかなというふうに思ってたんですけども、介護資料として、
0:09:40	そこも便益した方が良くということであれば書ける範囲では書きたいというふうに思っております。
0:09:49	すいません規制庁コサクですけど言葉じりで申し訳ないんですけど、こちらから言われたから説明するんだっていうスタンスは減免としてやめてもらえませんか。
0:10:02	説明する機会ならいいですよ。いただいて、説明する気のない対応をしているんだと、もう話は聞けないというようなことで会合で説明しますので、
0:10:05	ご自由にどうぞ。以上です。
0:10:16	日本原燃佐藤です。問われてからお答えするという意味で、言葉がちょっと間違っておりますではなくて資料として落とし込むのではなくて、口頭でご説明しようと思っていたということでした。
0:10:21	多分あの資料の紙として反映できるものは反映したいというふうに思います。以上です。
0:10:37	規制庁仲です。一応対応状況についてということなのでそれはそれで、資料を用意していただくということであればですねそこは
0:10:41	懸念として残っているようなところは一応網羅的に、
0:10:46	記載していただいて細かいところは口頭で補足というのはあるかと思うんですけど、
0:10:57	何となく、この何か具体的な内容だけです、それで十分だというような、ちょっと誤解を与えないようなところでですね。
0:11:00	対応状況について記載していただければと思います。
0:11:05	日本原燃佐藤です承知いたしました。
0:11:17	規制庁シミズほか規制庁側から介護資料案について何か確認等ございますでしょうか。
0:11:23	はい、藤角谷の元からと。
0:11:30	資料の修正版をいつ出すかについて、スケジュールを説明してください。
0:11:48	はい。日本原燃佐藤でございます。その分割の考え方等ですね社長の記者懇の内容を踏まえて反映する必要があるものも多少ありますので、そこは社長の喜多昆が終わり次第、速やかに提出したいというふうに思います。
0:11:50	以上です。

0:12:02	規制庁日下です。それはあれですか、金曜日の夕方には提出されるって いう理解でいいですか。
0:12:07	根井サトウですはい。29日は夕方にはお出ししたいと思います。
0:12:10	はい。規制庁、蘇武です。よろしくお願いします。
0:12:19	長シミズです。他圧倒介護使用について、何か絶対起こしてご ざいますでしょうか。
0:12:23	なければ、
0:12:27	次の資料に移りたいと思います。
0:12:34	次は竜巻 00-02 ですかね、原燃側から説明をお願いします。
0:12:38	はい、評議員の石原でございます。
0:12:47	概括の削る部分の前に現状は 13 ということで、7月20日に提出を させていただいた資料になります。
0:12:57	本社での修正ポイントの説明をさせていただきたいと思 います。本社につきましてはこれまで二つ設けに関するヒアリングに加 えまして、
0:13:01	他の条文取りをさせていただいた、
0:13:07	内容も反映すべきところは、水平展開して、修正をしたということ になります。
0:13:15	はい。それでは、右下6ページから同じ始まります別紙1でござ います。別紙1につきましては、
0:13:21	前回のヒアリングでやりとりがありました、右下17通り
0:13:28	提案幅に集合されるけども棒を期待できない設備に対する設計方針 でございます。
0:13:32	ここにおきまして、修正点がある。
0:13:38	青字がすごくて見づらいかもしれません17ページの2百名でござ います。
0:13:48	はい、えっといたしましては家庭は保障される部分を期待できない 竜巻防護対象施設と、設計部と焼結の影響に対して、
0:14:01	これ、正規の多田江尻の考慮により安全機能を損なわない設計と するとうふうに修正をさせていただいてございますが、やはり建屋に 収納される屋外の点がちょっとわかりづらいという気もしまして、
0:14:06	出して恐縮ではございますが、個別の設備の予防または配置上は考 慮と。
0:14:16	設備としては、屋外から始まってところまで繋がっている設備の横 側の影響ということで、もともとは、ここがちょっと書きましたが、 わかりましたという観点で、

0:14:24	先ほど申しました決議による防護、または配置上の考慮ということで、記載を修正させていただきたいと思います。
0:14:30	はい。新規につきましては修正ポンプ上、ご説明は以上でございます。
0:14:42	続きまして、別紙4でございます。で支援が49ページから表紙がありまして、別紙4-1が51ページから、
0:14:47	とまっております。ちょっと若干気になったのが、
0:14:48	構成図ついてました。
0:14:58	その図がすいません、フォーム構成図抜けてますすいませんちゃんとつけてもう1回出します。申し訳ないです。
0:15:09	はい。別紙4-1が51ページから始まってまして、52ページのところも全体にですけども、耐震の方でつけていたのは多分、
0:15:17	こういうことこれ他の例文をつけるようにということについて考えまして、それで今回諮らせていただきましたということでございます。
0:15:23	はい。輸出につきまして右下を、
0:15:38	筆者61ページは先ほどました行政経営部長の別紙1の修正も併せて再度修正をさせていただきますが議会本を期待できない設備に対する説明と、
0:15:41	ということで、記載を修正をしてございます。
0:15:53	またそのあと右下63ページは稀有ところにつきましてはまず4-1で、何に対してという設計方針をちゃんと書くということと、
0:16:04	それ以降、別紙4の2項で対象物を明確にするということで展開をさせていただきます。CMの具体的な場所というのは、
0:16:06	右下、
0:16:21	81ページから始まるところでございます修正したポイント82、83とかで、何に対して防護するのか、何を対象として、
0:16:31	要は波及的影響の対象として考えるのか、それとも考えないのかといったことを、その根拠も含めて1年記載をさせていただきましたということでございます。
0:16:34	はい
0:16:36	と続きまして、
0:16:41	大きな修正点は、
0:16:53	先ほどの業績方針の修正他にも別紙4-3とかでも105ページとかに、同じようなことができますがこれ1年、及び修正をさせていただきたいと思います。
0:16:54	はい。

0:17:06	あと設計方針で塩見さんでいきますと保険は旧小池家の方で、右下 100 ページとかで、先ほどありました設計としてどう考えるかというところを、
0:17:14	設計方針の方にも、対象になった施設については考え方を展開をさせていただいているということでございます。
0:17:18	はい。
0:17:23	あとは、
0:17:37	資金の場所経過記載の仕方という意味では飯本委員、共同計算の方針のところ、右下 155 ページ、これについては前回のやりとりを踏まえて、
0:17:39	修正をさせていただいています。
0:17:41	はい。
0:17:56	説明としては、は、別紙 4-5 の計算書になりますが、計算書の修正も前回のやりとりを踏まえてということは変わりはないんですが、
0:18:09	馬脚評価のところでも右下 205 ページ、何をやっているかということがわかるように記載を修正をさせていただいたということと、
0:18:25	あとは、大きなところで新規ですいません今頃ということで恐縮なんですけど右下 228 ページから 61 ページからですね、3 コード、踏査プログラムの概要ということで、今回、
0:18:35	他の資料もそうですけども、今までちょっと共通 8 の中でも議論させていただきまして今までご説明できてない部分を、やっぱり資料でどう反映していくのかと。
0:18:44	いうところで、計算コードの話についての資料の中でお会いをさせていただきまして言ったところが、まさしくこのページが追加した部分ということでございます。
0:18:47	松崎に関して説明は以上になります。
0:18:53	はい。規制庁田尻です。そっちの説明されたところも含め
0:18:56	てざっと確認していければと思います。
0:19:01	まずそれで右下 17 ページのところ設備による防護で話を言われて
0:19:14	おっしゃる通り屋外の功績による防護っていうのが防護対策なのか何なのかよくわかんないから聞こうと思ったんで設備による応答がおかしいことわかるんですけど、実際は文言としてなんですけど設備による防護っていうのを意図するものは何かなんですけど、
0:19:21	これっていうのは竜巻防護対象施設の強度を確保するとかそういう話を書くってことですかね考え方として、
0:19:28	っていうのは理解はしたんですけど、実際の記載のイメージが、なんか一緒かどうかの一応確認したいんですけど。

0:19:53	はい。評議員の石田でございます早急事態で守るということだけではなくて例えばこの間、機能喪失しないって話ですね、例えばまだ長いちょっとつぶれない限りはそんなことになりませんよっていうそういう状態まではいきませんということで、
0:19:59	もうその数字にするには至らないということで、説明するのも含めて、この中で読めばと思ってました。
0:20:09	成長タジリです。何で竜巻防護対象施設自体が、飛来物の衝突に対して機能喪失な設計とするまたは事業の行為によりとかそういうことですかね。
0:20:16	はい、上西でございますはい。そういう説明でございます。はい
0:20:26	規制庁田井ですもんね設備による防護とだけ書かれると多分意図がわかりづらくなるような気がするので言葉遣いだけだとは思うんですけどいつかわかるようにだけしていただければというところです。
0:20:32	あと、ちょっと戻ってしまって恐縮なんで右下 16 ページのところ、一番下のところなんですけど、
0:20:53	駄目とまで言わないんですけど最後二つの挙績方針下に二つパラがあって、竜巻防護対象施設を収納する建屋で燃料加工建屋、トラック当たらまたて収納する燃料加工建屋うんたらかたらっていう形になってるんでこれ二つ目のパラのところの竜巻防護対象施設を収納する建屋で燃料加工建屋はっていう部分を抜いても言葉は通じ
0:20:55	てる気がしますけど何か主語をはっきりさせたいところですかねこれ。
0:21:12	上野石田でございます。いえ、特段たしかにくどいので、はい。そこはまた書きで、前にもうすでについていうところ重複するところは削除しても問題ないと思います。はい、規制庁と事実ちょっとくどいかなと思うんでよろしく願いいたします。あと、右下 19 ページで、
0:21:27	前にもルールを木下気がするんで最後ちょっと復習の意味を兼ねてなんですけど、実際 19 ページのところ溢水の話が書かれていて、加工施設内における溢水による損傷の防止、6 ポツの 63 ポツ 4 その他の溢水に基づく設計とするという形で、
0:21:38	一応こいつは階層割りと下のところまでを書いてっていうイメージがあるんですけど、ただ右下 18 ページの火災とかだったら、ポポツ火災等による損傷の防止という形で書いたりするんですけど、
0:21:52	ここっていうのは特定できる場合はできるだけ下の階層まで書くということですから火災に関して言うと、確かにどのよう持ってくるのかっていうところはあるかなと思いつつだったんですけど考え方だけ再度確認して良いか確認させていただければ。

0:22:07	はい。日本原燃志田でございますはい。今協調的な考えとしてはどこ。対象が特定できる場合はその特定できる項目の番号まで、確保た上でそこを書くということでターゲットを明確にしましょうということにしています。
0:22:16	全般的な設計方針を踏襲するとかそれに基づきやるんだという場合には、表の番号だけをということで整理をさしていただいております。以上です。
0:22:27	規制庁田井です。なんで笠井の方は仁木飯野笠井かどっかとかで分かれてるわけじゃないのか斉藤意識持ってくるしかないけど溢水に関しては地震とか脚多分消火水とか、
0:22:38	最後にその他のところで多分他の自然現象によるどうこうってやつの中で竜巻も読めるようになって、場所が明示的に書いてあるから3ポツ4を持ってきてるってことでしたかね今の感じだと。
0:22:49	はい、与儀西田でございますはいおっしゃっていただいている通りその他のそういうところの竜巻の増強とかっていうのも含めて以外にも書いてありますんでそれとのリンクで書かせていただきました。以上です。
0:22:53	規制庁サイエンス理解いたしました。
0:23:04	別紙1ではこれぐらいですので続けて、この資料自分の分さっき言わせていただければと思うんですけど、さっきの別紙4でつけられるんですよ構成図アボせずって言うのか、何かわかんないけどあれ。
0:23:19	はい、与儀西田でございます大変申し訳ございませんつけます。はい。出していただきます。夏目で別にあの図で議論になってなかったですよ。共通的に、それぞれどういう構成に書くかっていう形になっていて、
0:23:30	いつも設計方針ところが書いてあって協働方針ところがあってそこにぶら下がる形で共同計算書が書いてあってで、協働方針のところには健全性説明書からも線が延びてるみたいな形のやつですよね確か。
0:23:34	はい、峯志田でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:23:41	規制庁鳥井ですあれって何か修正とかさ0予定ありますなんかされてるんだったらそこぐらいの話は聞いておきますけど。
0:23:53	日本原燃車でございます特に修正は前回からしてございません。はい。すいません単純に別資料で作ってたやつをつけ忘れたということでございました。申し訳ございません。はい、規制庁タジリ理解いたしました。
0:23:56	あとですね

0:23:59	別紙 4 シリーズに行かせていただいて、
0:24:04	衛藤西田 60 ページ、60 ページカラーになるんですけど、
0:24:22	多分後ろに書いてあるという整理だと思うんですけども実際 60 ページとかのところで中段ぐらいのところで竜巻防護設計において竜巻防護対象施設は設計竜巻、機械的強度を有することを有する建屋に保護すること等によりっていうふうに言っていて、
0:24:33	こういう等の書き下しってというのは、枠外に書いてあるけど、後のところで具体的に書いてあるから、ここはどこであくまで頭を使ってるっていうことでいいんですよ一応、
0:24:47	はい、西浦でございますおっしゃっていただいた通りでございます。60 ページの右側にトーン札の営業と書いてますこの下の原発以降の文章の中の設計方針の中で部隊を展開しながらここまで頭のままと。
0:24:50	いうことにさせていただいたということでございます。
0:25:02	規制庁田尻です。一応枠外見ると竜巻防護対象施設は構造健全性を維持することでありっていう形になっていて、今回一応さっき話に出てきた、
0:25:18	非常用 DG でしたっけダクト部分かなんかのところがあるやつに関してはそういう設計であるってということで、一応後ろの方で読めるっていう形になるでいいですかねちょっと MOX の場合、苦しい方だけやだなと思って何か頭だけがあるけど後ろに具体化されてないってというのがあったらええだなと思って一応確認してるんですけど。
0:25:24	はい、西田でございます資料の方で来るやつはそうですね。
0:25:39	ここで見解というところの別紙も含めて展開した場合、例えばこのブレイクされるかもちょっと整理をした上で、この先加藤も含めて整理させていただければと思います若干石坂の展開してるってことを前提にこれ T O U K A I てるってということでございました。
0:25:54	規制庁タジリです後ろの方見てって何となく書いてある気はするんですけど、どこかなって思うときがたまにあるので一応枠外に書いてあってイメージはわかっているつもりなのでよりわかりやすく書けるようであればご検討いただければということでよろしくお願いたします。
0:26:01	あと右下 61 ページ 62 ページは先ほど話を聞いた
0:26:14	その方側にちょっと途切れてるやつの話なんですけど功績による防護っていうふうな形で書かれているので、ここってというのは先ほどおっしゃられたように機能喪失しないようにっていうふうにするのかアボ
0:26:20	きょ強度を確保するとかかるのかちょっとわかんないですけどそこは多分、機能喪失しないようになんですかね。

0:26:25	はい、新野石田でございますはい機能喪失しないようになんと思っておりました。はい。
0:26:42	はい。規制庁鳥井です機能喪失しないよっていうふうに言った時に、多分そこをさらに書き下しているのかな等 62 ページの方に行って、9 機能を維持する設計とすることからっていうふうには或いは所侵入したとしても旧機能を維持する設計とする。
0:26:45	ってというのが、これ結局閉塞しないとかそういう
0:26:55	要は流量が確保できるからとかそういうような要はこれが具体化実はされてるイメージがなくて維持する設計っていう考え方はわかっているんですけど、
0:27:01	どうやってってというのがいまい要素がない気がするんですけどここってというのは、結局閉塞しないとかそういう話でしたっけ。
0:27:08	はい。弓削西田でございますはい閉塞しないというのが前提の設計だと思っておりました。
0:27:10	慶長谷井です
0:27:19	あれこれってあと次回だからそこで具体化するとかそういう話でしたっけここは区の方針を立てるだけとかの指示でしたっけ。ちょっと、どっちかが今一緒に行かなくなって、
0:27:35	はい、弓削仁科でございますこれ一、確かそのやっぱりディック設計方針で工事課っていうところだと思っておりました。はい。なので、何を担保にするのかっていう考え方をこれをちゃんと書いた上で障サボ次回入れて繋がるように次をさせていただきたいと思えます。
0:27:41	規制庁館です。わかりました具体はと時間に飛ばすのはわかるので、
0:27:53	ホッと細かに書かなくてもこの 9 機能を維持するっていうところはどのよっていう要素がここで多少書けるようであればちょっとご検討いただけるとなわかりいいかなと今回という意味でいうと、
0:28:03	申請対象設備ではないという形なんで、相談説明後次回ってのは理解しているので、書ける範囲でご検討だけいただければということでコメントさせていただきます。
0:28:07	次なんです
0:28:17	的に何回かやってきてる話なんであんまりないんでちょっと今回追記箇所という意味でみな 82 ページのところ、
0:28:27	書いてあって駄目なわけでもないんですけど一番最後で、なおエネルギー管理建屋は U T T を供給する建屋であるってというのが書かれていて、
0:28:30	これってというのは、

0:28:34	7-1 で書いてるかっていうと喪失しても大丈夫とかそういう話ですかね。
0:28:40	日本原燃笠間ですすみません。衛藤。
0:28:46	エネルギー管理建屋って何かわかんないよねってことで、ちょっと書かせた文言なんですけど。
0:28:48	しかし、
0:28:53	添付書類の記載としていってるかよくわからないような記載になってしまってますすみません。
0:29:10	同じです一応エネルギー、エネルギー管理建屋許可の時で一応うたってますよねこんなやつでやるって確か立てなかったっけ。はい。日本原燃石田でございます確か同許可の添5の中では説明してたと思っておりますので
0:29:25	その中で一応説明を書いてあるという前提ただこの中で、添付書中でいきなり出てくるので、別な問題っていうのはどっかではっきりさせていただくのかなと思って私もこれは書こうかなと思ってました。ただちょっとこの結果はどうなんだったのかわからないので、
0:29:32	何か結果がですか。結果で明確なので、これあえて言わないか、どちらか選択をしたいと思います。以上です。
0:29:46	規制庁田井です書くとしたらウエットウェルその他施設ってところで資機材とかと並んでエネルギー管理建屋出てくるんでエネルギー管理建屋の下、後にかこつけて括弧U T Tを供給する建屋で別に十分なような気がするんで
0:29:59	すみません、規制庁コサクです。今の括弧でもいいです※でもいいんですけど、説明はあった方がいいかなと思うんですが、ユーティリティーを供給って日本語んなっ
0:30:09	はい、弓削西田でございます。
0:30:17	普通に書くとするとですねユーティリティーを供給するための機器が入っている建屋と、ということなんだと思いますはい。
0:30:23	すみません。ユーティリティーという言葉自体が何か機器とかは含まないんですかね。
0:30:27	何で供給っていうのわーアックなり、
0:30:30	蒸気なり、
0:30:32	或いは燃料なり、
0:30:38	そういうものを供給するっていうものを、ユーティリティというのかなと思ってたんですけど、
0:30:40	どうなんですかね。

0:30:51	はい、弓削西田でございます。はい私も、何でしょう。あの狭い業界の要望に染まってしまったかもしれませんってそうですね。一般的に言えば、
0:31:03	水とか、電気とか、悪とか、そういったものでU T T してるのでそういう具体的なものを変えずの供給するためだったという動きをする。
0:31:08	そういったものだけだということがわかるように記載をさせていただければと思います。以上です。
0:31:13	はい。規制庁コサクですその時、その時にですね、
0:31:14	これ、
0:31:25	どういう観点での評価なのかといった時にそのユーティリティが安全系として必要なのか否かということで、
0:31:31	そのユーティリティーを守らなきゃいけないということになるのか或いは、
0:31:39	それ以外の安全系機器に飛んでいったときに影響しないというようなことを言えばいいのかと。
0:31:57	いう観点がわからないと書いても意味がないかなと思ってんですけど、どうなんでしょう。はい、西田でございます。今コサクさんがおっしゃっていただいたと思ってはいるんですけど、確かにそれが明示的に書いてないところもあるので、わかるように、
0:32:08	いろいろと上げ給水施設に影響を与えないということがまさしくはっきり的に検討してみなきゃいけないことだと思いますがそういうところがわかるように、記載をさせていただければと思います。以上です。
0:32:13	はい、規制庁不足ですよろしく申し上げます。
0:32:17	はい。規制庁鳥井ですよろしくお願いたします。で、
0:32:21	その絡みちゃうかな日なんですけど
0:32:35	右下 88 ページに行ってください、今のエネルギー管理建屋の話の絡みなんですけど、88 ページでなお、林業加工で隣接するエネルギー管理建屋の屋根及び外壁については、
0:32:41	火山地の衝撃荷重が設計飛来物よりも小さくなるよう対策をっていうのがいて、この対策って何でしたっけ。
0:32:57	はい。与儀西原がそういう設計にしているという意味だと思ってますので、対策っていうと他の泊と何か同じことをやってるように見えますのでちょっとこれは
0:33:06	する構造としているか、0 ということでそういったことが事実がわかるように説整理をしたいと思います。以上です。

0:33:19	規制庁鳥居です。多分ここでだけ説明をしようとするのであればその設計ちゅうのが行くようなものなのかいやパネルパネルみたいで繋ぎ合わせる形になってるので、まとまったとしてもそのパネル単位だからそれがちっちゃいんですっていう話なのか。
0:33:25	ちょっとそもそもエネルギー管理建屋がどういった構造かっていうのは知らんところもあるんですけど、
0:33:37	今のやつで構造でも設計でもここでも何でもいいじゃないんですけど、どのような内容なのかっていうところをここに盛り込んでいただかないと結局資料上どこにも多分内容がないような気がするので、
0:33:40	その点で何か説明補足できますか。
0:33:46	はい。与儀西田でございます構造物ってか風とかについては
0:33:57	なんて側でどう組み合わせてもですねパネル自体がちっちゃくなるように構造を変えて作ってますので、そういうことがわかるように、説明ができるようにさせていただければと思います。以上です。
0:34:10	規制庁谷井です間葉系影響のものという形になるので、濃いエネルギー管理建屋自体が、若干確かに設性別紙MOXの施設の一部であると思うんですけどあんまり説明を受けない設備になってしまっているので、
0:34:16	何とどこかで内容が読めるようにしていただいた方がいいと思ってるのでよろしく願いいたします。
0:34:25	続いて、ちょっと戻ってごめんなさい等、右下 83 ページのところ、
0:34:38	言葉の確認ですが、機能的影響をおよぼし得る施設のしした 8 行目ぐらいのところ、当該施設の設計において竜巻の影響を考慮していることからなので附属設備について説明をしてるんですけど、要はこれ、
0:34:43	竜巻の影響を考慮して機能喪失しないようにしてるっていうふうに言ってると思えばいいですかね。
0:34:48	はい。与儀西田でございますはい。おっしゃっていただけてる通りでございます。
0:34:49	規制庁谷です。
0:34:57	分かれてわかるんですけど影響考慮していることからっていうのが少し曖昧な気がするのでなんか他んどこで書いてたような気も
0:34:58	あのこと
0:35:00	ご検討いた
0:35:07	機能を損なわないまで言うか何までかおかせしますけどあの言葉を補足できるとお願いいたします。
0:35:11	はい、与儀西田でございます承知いたしました。

0:35:20	はい。規制庁鳥井です。続いてなんですけど、衛藤右下 100100 ページのところ行っていただいて、
0:35:39	設計方針のところなんですけど、ちょっと実用炉並びという意味で確認なんですけど実用のところでなんですけど、中段ぐらいのところで、核的影響を与えないため竜巻防護するべき施設を内包する施設の外壳を構成する部材自体の検討及び脱落を生じない設計とすることっていうのがあって、
0:35:45	これ後で内容を見てるような気がするんですけど、ここって目標では書かないんですけどっか書いてましたっけ。
0:36:08	はい、吉田でございますはい。健康課で見ていただき実際に江畑君評価みたいな後ろに出てますし、どこかで書いてた記憶あるんですけど、ちょっと
0:36:22	場所も含めて、適切数にしたいと思います確か当該の分ができないやつの関係だったかどっかで書いていたような気もしたんですけど。はい。ちょっと整理をした上で、
0:36:26	横野病院も含めて、はい。記載を、
0:36:29	適切か適正化させていただきたいと思います。
0:36:36	ちょっと字ですよろしく申し上げます後ろの方で屋根のところちょっと脱落しないようにするとかってのは書いてある自体を知っているんですけど、
0:36:51	目標としてどこで立てるのがよくわからなかったのが基本的に流れに沿って目標を立てて設計方針として確認してっていう形の流れだと思っているので、そこんところが抜け漏れがないようにだけしていただければと思うのでよろしく願いいたします。
0:36:56	続いてなんですけど
0:37:00	下 105 ページのところを行っていただいて、
0:37:04	ここは、とですね。
0:37:08	(3) 番のところから開口部から、
0:37:20	書き方の構成の話なのかもしれないんですけど、これ最初の 6 行ぐらいの開口部からの設計飛来物の進入印籠たらクォーターが損なわない設計とするっていうのは共通の方針で、
0:37:27	そのあとに出てくる燃料加工建屋は配置上の考慮によりってやつを、これが具体ってことですか何か八条のこういうところが微妙。
0:37:33	内容がかぶってるような気もしたんですけど、頭で方針をうたってそれを具体化している文章と思えばいいですかね。
0:37:41	日本原燃カサモですみません

0:37:52	二つ目のパラグラフで建屋内液による分をちょっと変えたところ、今回消しにことで、ちょっと最初の共通の方針と、二つ目のパラグラフが、
0:37:56	同じ内容になってしまったので、ちょっと文章、
0:37:58	四つ目のパラグラフは、
0:38:05	もっと別の表現とかもう消してもいいようなものになってくるといいますんでちょっと修正させてください。
0:38:07	規制庁田尻です。
0:38:15	結局のところ、厚生再生された僕もないんですけどぱっと見は今おっしゃっていただいたように多分途中の文書が抜けたせいで
0:38:25	とより損なわない設計とするってまた費用の考慮よりっていうのが続く形になってしまっているんで、具体という意味で言うとその下のところに設計飛来物の衝突の影響に対して、
0:38:30	配置しない設計とするとか具体もさらに出てきたりするところがあったので
0:38:41	構成として、座の全体像をうたった上で個別を謳うという構成自体は否定しないので、ただ同じ内容を連続して書かれてもあんま意味がないというところがあるのでその点だけ考慮いただければと思います。
0:38:43	了解しましたすみませんでした。
0:38:48	はい。で、次下 106 ページのところ行っていただいて、
0:38:52	これ、単に言葉なんですけど、
0:38:59	5-1-1-1 の 2-1 a のところだと最後は設計飛来物の侵入を防止する設計とするというふうに言っていてその横に並んでるやつとか、
0:39:05	何か違いありますか。
0:39:25	言ってるのは何かというと貫通と突っ込んでくるわけですけど侵入っていうと、元からあえて海溝から入ってくるやつとかも入るイメージでちょっと広い広いかなと思ったんですけど、どのみちが入らない設計でしたっけここ。
0:39:40	日本原燃車で少々お待ちください。
0:40:24	はい、池辺石田でございます。日本語もちょっと精査をしますが、5 日の 1 日の日の分で移動発電機の排気と十分な一括とすることにより、審議を放置するということも、
0:40:35	部隊として、排気塔を設計飛来物の貫通ベース、板井と確保するっていうことが貫通を防止、イコールつもりで書いているただもう、
0:40:40	流れも含めて、もう少しちょっと文章は見る必要があるかと思います。以上です。

0:40:47	C T Oと次です。なぜ侵入防止するための手段を具体化したっていうところまでは理解するんですけど、
0:40:59	それだったら何か、今途中出てきた自分の板厚の話とか込みじゃないと具体的話としては何か、要は具体的要素がむしろ減った感じになってしまっているので前段でうたったから後ろの方では概略なんですっていうのだと、
0:41:06	何か下流のものの意味が何かよくわかんなくなってきたので、流れの話だと思うのでそういったところをよろしく願いいたします。
0:41:11	はい、米田でございますはい承知いたしました。
0:41:16	はい規制庁とGです。続いて114ページのところ
0:41:21	がちょっと意図があるかどうかなんですけど
0:41:33	5-1-1-2-1 挙績方針もそうなんですけど、一番最後のところ114ページのところで書いてるのは、貫通及び裏面剥離の発生により竜巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とするというふうに書いていて、
0:41:36	今添付のところで、干潮位国明白な
0:41:51	というふう書き変わっているんですけど、これやっちゃって大丈夫ですか何か前に聞いた限りだと2年剥離まで発生するけどそこに物が無いんで大丈夫ですってやつが言ったような気もしていて、具体的にかける行かれたっていうところは否定してないんですけど。
0:41:52	これやると、
0:41:54	守りきれないやつとかありません。
0:42:01	でもその後ろのやつこの裏面剥離したコンクリート変が竜巻防護対象。
0:42:16	はい、八木西田でございます組み合わせだと思ってましたがただおっしゃっていただけてる通り蒲生。
0:42:21	菅常務で明確な達成をしかねる都市教諭。
0:42:26	計区切ると、全体にこれが一番の話になるので、
0:42:53	そこも含めてもう一度事実確認をさせていただきます。ただ期待する、その裏面剥離とか貫通を防止することを期待するのは胴部を期待しますと申す8000。
0:43:04	発生を防止しますよと、いうことなんですけどそのあとの文章との繋がりですよね。多分言われているのは、そこも含めてと、文書として成立するように、整理をさせていただきます。
0:43:15	はい、規制庁タジリよろしく願いします千波130サトウ、右下136ページに行った時になんですけど、ここんところの一番最後のところでも、

0:43:20	屋根壁フード冬室はカントリー二名剥離が生じないことをせんこ生じないことをし、
0:43:25	もともとなことっていうのが入ってないんですけど生じない設計とするというふうに書かれていたりするので、
0:43:33	一部のものだから、何かどこまで毎回毎回そうするかっていうところありつつなんですけど
0:43:41	何かダクトみたいところで一部裏面剥離が発生するかそういうレベルのものだと思ってるので物自体は把握してるつもりなんですけど。
0:43:51	何か記載か微妙に書きカバーって意味が何か狭くなったりしないかなというところだけは考慮いただけちゃんと共有して審査いただければと思うのでよろしく願いいたします。
0:44:05	1番目のイシハラでございますはい承知いたしました。
0:44:18	はい。規制庁谷井です。続けて行かせていただいて、共同計算自体でいうと元から航空機やってるようなところなんであんまどうこうっていう気もする気はないのですが、
0:44:26	ここも前に聞いてて一応認識の確認で右田 177 ページのところ
0:44:33	マスキングでしたっけ、マスキングちょっと図面なんでマスキングにならないようには発話しますが、
0:44:44	下からの入口の部分があって部屋の途中までが今いる塗られてるような形になってるんですけど、横の空間にも別に防護対象がいるわけじゃなくて、
0:44:47	ただ、溢水来得るところという意味で、
0:45:00	セ配置しないエリアと、色が塗られてるところの関係なんですけど下から入ってきて途中でいろいろ言ってるけどここっていうのは配置してもいいエリアになってるんすかね。
0:45:04	どう言葉で言っていていいかわかんんですけど、いや、
0:45:07	はい、八木西浦でございます
0:45:20	そうですねまっすぐ入ってきてっていうのはまずいと言ってますが、もともと、もともとこの資料部門費等は言いませんので、全部塗っても影響はないと思いますので、
0:45:29	この際経営の話をしたのか等競争ではないと思いますそこも含めて適切な、いろいろな言い方にさせていただきたいと思います。以上です。
0:45:38	はい。規制庁樽井です。なんか微妙な位置関係で議論する中ではその部屋自体にいませんよと言ってもらった方がなお分かるような気がするのですが何か。

0:45:46	何か中途半端な位置で塗られてるじゃないですか、ここまでは入る入らないっていう話の細かな議論も必要ないような気もするので全然
0:45:53	範囲で広い範囲この部屋自体大丈夫ですというふうにいえるんだったらそう言っていただいた方がわかるかなと思うんでよろしく願いいたします。
0:45:56	はい、承知いたしました。
0:46:05	はい。規制庁田尻です。計算書のところを言ってですねあと 2206 ページのところ、
0:46:14	前聞いた名前聞いた気がするんですけどこの表に載ってるやつだって出典ってどっかでわかるようになってましたっけ。
0:46:18	なんかどっかで見た気がするんですけど、どこで見たかちょっと記憶が定かでなくなっちゃってて。
0:46:35	日本原燃志田でございます 206 ページですよ。はい。
0:46:43	営業係数とかですかね、ちゅんとそれぐらいのは、前の方で見てくる数字を多分、
0:46:48	経常経常契約ですけどあと直径率とかも書いてましたっけ。
0:46:56	そうですね設計飛来物の直径。
0:47:09	何か大きさが書いてたような気がしますが、重さと、あとは、元件数は、確か前にどこかで、どこから持ってきたかを追加した記憶あるんですけど。
0:47:24	探します。はい。ちょっと記憶ありますはい、規制庁タジリちょっと自分も、どこで見たか定かじゃないだけの補足で見たら添付で見たらないで見たかちょっと定かじゃないんだ。ちょっともう 1 回さ、探していく中で見つからないようだったらちょっとまた確認します
0:47:32	スタートの出典がどこかしらから読めるようになってるという理解で確認するので、もし漏れてるようなところがあるようであればそういったところを補足するようによろしく願いいたします。
0:47:36	はい、与儀西田でございますが承知いたしました。
0:47:40	はい、規制庁館です。衛藤。
0:47:44	今回追加された 211 ページからの解析コードの話なんですけど、
0:47:54	ポート自体、今回書かれてるやつ自体は多分先行例でも使っててどこ実用炉とかでも使ってるようなやつがいた気がするんですけど、
0:48:05	コードの補足資料ってありませんでしたっけ必要とかで要は先行実績がこういうふうにあってそこから変わったとしてもバージョン違いだけ

	ど、バージョン違いによる影響ってのはこういう問題っていうのが、一応ここは、
0:48:09	検証のところでそういうのが書かれてると思えばいいんですかね。
0:48:25	はい。弓削石田でございます。ちょっと個別不足があったかどうかを確認しますただ一応実績も含めて、妥当性の確認をしたものを使いますということで、
0:48:40	この中で説明し切れているかどうかの確認をさせていただきますはいあの例の面でちょっと確認をして、このPayPal選ばenishして終わるといふことにしたいかなと思います。以上です。
0:48:42	はい規制庁といいです。
0:48:55	ちょっと、どういった形だったか忘れたんですけど要はどういうようなもどいったものに使われてるっていう実績の話があった方がコードとしてはわかりいいかな。コードの妥当性としてわかりいいかなというふうに思うので、
0:49:12	ここの記載を少し膨らませてもらだけでもわかるような気はするんですけど、特に施工例があるものに関しては、竜巻評価と外部事象評価系は大体ですけど、同じような評価をやってるので、先行で同じような評価を使って実績があって認可されてますっていうふうに言われれば、
0:49:24	うちがどうこう言う話でもうもはやなくなるけど今この審査の場でもう1回どうこう言う話でもなくなる気がするんで、ただそっからバージョン違う作業してるっていうんだったらそのバージョンの変化の影響とかを確認しなきゃいけないしとかって話になると思ってるので、
0:49:26	その辺りだけよろしく願いいたします。
0:49:41	はい、宮城西原でございます。はい。ちょっと私も耐震上の上でやってたなと思ってそこには、実績とバージョンが違う一緒なのかどうかも含めて差異みたいのを比較してたと思うのでそれのも見ながら、
0:49:44	持田で反映できればと思います。以上です。
0:49:48	はい規制庁谷ですよろしく願いいたします。
0:49:53	一応竜巻関連は自分からは以上ですが規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:49:59	規制庁コサクです。今の高度な話なんですけど、
0:50:03	共通 08 ですかねそちらの方で話をしてということ。
0:50:05	だと思っんですけど。
0:50:16	00 の関係でいうと、添付の中に入れるということであれば、別紙 2 以降ですね。
0:50:22	説明項目ということで上がり別紙 3d. ぷー

0:50:33	でさらに補足というところで整理をされて別紙5まできてということになるような気がするんですけど、今の話で、どう、どう、
0:50:36	んな感じですか対応されてるんでしょうか。
0:50:43	はい。乾西田でございます。解析コードの話をおっしゃっていただいて
0:50:46	今回もともと
0:50:59	店舗の構成を考える時に開催構造の概要とか説明をするということで考えてそれを全部別紙以降も反映した上で、別紙4まで来て、
0:51:11	先ほどにちょっと足りないなと思ったのは別紙5の中で、解析ゴールの説明をしながら、この補足を入れるかどうかで、
0:51:26	おそらく確か補足説明補足すべき説明なしみたいな形になっているので補足説明聞いて説明がないんだと思う。内容としては、全部書くべきものが書かれていて、その根拠となるものを補足する必要がないと。
0:51:40	僕の流れが、先ほど本橋さんに質問に答えられるようになるかなと思います。そこの部分もちょっとフィニッシュのところがまだちょっと甘かった気がするのでそこを整理した上で、記載を拡充なりさせていただきたいと思います。以上です。
0:51:43	はい。わかりました
0:51:48	口頭は他のところもあると思いますんで、
0:51:51	水平展開をして対応いただければと思うんですけど。
0:51:58	別紙4-6にそのコードの話があってですね。
0:52:04	これも添付のつけ方を変えたところpD。
0:52:10	特に気になったのは、通し213ページなんですけど、
0:52:21	本資料は5その他説明書において使用したっていうのは正しいですか。
0:52:36	間違ってるとは言わないですけど、5行目の石田でございます今確かそうですねこれは、
0:52:44	まず一つ全体像示しきれない形になっていると思ってます
0:52:56	今元にその前の213ページの前の目次がもう一本物の話だけ書いてあって、次これ自体は、別紙5のその他説明書の1年のやつを全部受けた。
0:53:02	説明としての1という形に今しようとしてました。
0:53:06	歴史され資産の中で、航路があればまとめて、
0:53:13	解析コードの概要を説明するものについては5の中で一括でということに今、実際的にはしようとしてました。
0:53:27	そういったときに、この今の書き方で、菅逸までバイト部分だけ引っ張ってきたような形になっているので、それが自体部菅田お話聞いてない気がします。それがわかるように構成も含めて、この前に入れて、

0:53:35	本当はわかるように、かつこの全体の中でのこの資料がどの位置付けなのかってのがわかるように、記載を確認させていただければと思います。以上です。
0:53:38	規制庁小竹ですちょっと
0:53:44	他、個別の担当にやりとりを行っていたので、
0:53:49	ちゃんと伝わってなかった或いは私が誤解してるのかもしれないんですけど、
0:54:03	計算プログラムの概要っていうのを一つまとめるのではなくてそれを使う添付書類の中で、附属くう説明としてつけるという方向に嘉永るんだったと。
0:54:06	理解をしてたんですけどそういう話はされてないですか。
0:54:24	はい。稲毛西田でございますすみません、私自体はすみませんそのやりとりを記憶してなかったんで、そういう話があって私が申し訳ないです。現時点ではそう思ってなかったですはい。以上です。
0:54:31	はい。衛藤イシハラさんが思ってなかったっていうことはこちらの伝え方が悪かった。
0:54:39	ですけど、添付書類のリストなりですね、考えていったときに、計算報道の概要っていう、
0:54:44	一つのものが立ち上がるっていうのを、に結構違和感を、を、
0:54:46	て言って、
0:54:50	実用だとそれぞれの説明書の最後に、
0:54:56	別添というのが何だか忘れましたが、くっついてるんじゃないかなと思っ
0:54:58	たんですけど。
0:55:01	ということです。
0:55:04	ちょっと状況を整理して
0:55:06	改めてす。
0:55:08	どうしていくのかは、
0:55:10	確認をできればと思い
0:55:11	ますし、
0:55:27	はい。りゅうぎんの石田でございます。はいちょっと校正の至急、発言のやつを見ながら、整理をして、今週、非常に明日も明後日もヒアリングありますのでその中でどうするかっていうのが回答できるようにさせていただきたいと思います。以上です。
0:55:30	はい。よろしく申し上げます。
0:55:38	はい規制庁と実はほかに規制庁側から何かありますでしょうか。

0:55:45	なさそうであれば原燃から振り替えリー等、スケジュール、
0:55:48	そういうスケジュールも込みでよろしくをお願いします。
0:55:54	はい。日本原燃の安保でございます。
0:56:02	竜巻間ね本文にきた、別紙 1 に関連し、関してですけれども、
0:56:10	奥井の法制率いる防護と今、記載してるもの、こちらについては、
0:56:16	防護対象設備が機能喪失しないということがわかるような形で記載の方、
0:56:19	趣旨がわかるように見直しの方をしていきます。
0:56:21	あと、根井。
0:56:30	うまく紐を、対象施設を収納する建屋電力ホタテパワーというような文章が続いているようなところがあって、
0:56:35	というところがございますのでそのこのところ、記載を見直します。あと、
0:56:38	別紙 4 についてですけれども、
0:56:43	を、
0:56:48	すみません
0:57:06	すいません、エネルギー管理建屋の屋根とか外壁について対策を実施するというところの記載ですけれども、そこ、
0:57:14	どういうふうに具体的にどのような構造としているといったところが割とわかるように、規制の方見直しをすると。
0:57:15	あと
0:57:21	あと飛来物による、
0:57:29	及び剥離の発生を防止するというふうに書いてる部分の後、
0:57:42	基本設計方針の方では、裏面剥離分かち合い基本積極じゃないし、そのあとで、裏面剥離したコンピューティング衝突防止するというふうな記載をしているところで、そちらの関係性をきちんと整理して、
0:57:45	それぞれで言いたいことがわかるような記載をすると。
0:57:47	いうところをしていきます。
0:57:49	あともう、
0:58:01	施工の計算法の概要についてですけれども、こちら、全体構成の中で、どの部分に入れるべきかというところもあるの参考にして整理することと、
0:58:02	あと、
0:58:11	ほう素食う地説明資料で補足をするかこの添付の中だけで完結させるかどうかといったところも含めて、
0:58:14	整理の方を行うというところになります。

0:58:18	この1年な振替者以上になります。
0:58:27	ある資料の修正版につきましても、すぐとも8月2日には出させていただくということで、させていただきたいと思います。以上です。
0:58:32	規制庁田尻です。2日カート火曜日か何かですよ。
0:58:46	他ありました。鳥井です。よっぽど変だったらすぐに何かヒアリングとかバーセッティングすればってことで何となく理解しておきますと規制庁側から原燃側からは、この竜巻に関して他に何かありますでしょうか。
0:58:54	なければ次の項目にいていただければと思います。次、火山でしたっけ。
0:59:05	はい、日本の石田でございますはい次、甲斐火山002レビジョン10として、7月20日に提出をさせていただきました。
0:59:11	ちなみに規制庁たんすけど、今日の順番って何か最初聞いたとき火山の方に言いませんでしたっけ。
0:59:14	あれ。
0:59:27	あれね、どんな順番でしたっけ、竜巻、火山層外航空機参与閉じ込め外部火災は十分理解しました。
0:59:31	いや、ちょっと時間の関係でどこで区切るかってだけだったのかさ上げします。
0:59:33	はいすいません。
0:59:38	火山につきましては、
0:59:51	週休6ページから07始まっていますが、修正件は、右下12ページの降下火砕物に対する防護の中の、
0:59:58	幾つかの静的負荷からなんなんですけど、間接的影響度を得るアクセス制限。
1:00:08	これを覆うところですね、アクセス性への影響評価ということでまとめて文章の繋がりがよくなかったところを修正をしたという展開、県、
1:00:25	また右下16ページ、これは一番最後の段落とかですけどその二つの段落も同じですかね。最後のところで安全機能を損なわないとしている対象物が明確になるように建屋内にということで、
1:00:28	言葉を出したと、いうことでございます。
1:00:41	次に宮下常務の田路大蔵さんのところですね、何に対する影響を考えるんだという部分の、中央監視棟の運転に対する影響を想定してということで、
1:00:45	本県定める軸を変えたということでございます。
1:00:51	はい。別紙1をこんなところでして後は別紙4が、

1:01:11	右下 56 ページから別紙 4 が始まっていてこちらは、すいません抜けなくついてまして構成図が、はい。別紙 4-1 は 59 ページから始まってます頭の 60 ページのところの項目は先ほどお話をした同じでございます、
1:01:14	反映をさせていただいたということでございます。
1:01:24	それ以外の修正点としては右下 67 ページ、前回の意見を動いている清先生に対する
1:01:37	影響厚生施設がないよということを書いたということで明確にしたということと、あとは右下 69 ページ、7 に対する設計の協議会のとかっていうので、
1:01:43	明確にするために建物構築物におけるという言葉、文言を対応させていただきました。
1:01:45	ということでございます。
1:01:55	あとは右下 72 ページですね、北口のところも、閉塞に対する考慮のところ、
1:02:04	降下火砕物の層圧積雪深、その辺り及びその組み合わせに対してということで記載をさせていただいております。
1:02:06	はい。
1:02:19	あとは右下 77 ページ変えたところが非常にわかりませんが
1:02:32	囲みの後の文章のところ、何の設備に対してどう設計をするのかっていう仕事の関係でわかりづかったところの設備は、移送する設備はということで、
1:02:35	7 の修正をさせていただいたと。
1:02:37	ということでございます。
1:02:43	それは別紙 1 として別紙 2、女の鈴木塩見。
1:02:46	資料の 2 が右下。
1:02:55	81 ページから始まってございます。目次のところは同じような修正でございますして右下 88 ページ。
1:03:05	健康の施設の文面のところで全部 5 番のところサービス手続きというところが、別出しで持ってましたが、
1:03:14	そこを構成整理をした上で、(2) 番の対象物の一部として、分類を整理をさせていただいたということでございます。
1:03:15	はい。
1:03:26	江藤医師。90 ページのところは、結局先ほどの太田津崎と同じように対象物との関係で、何を

1:03:36	対象とするのかということそれに対する設計方針として、関係提携強行する施設に該当するかどうかというものを、設計も踏まえた上で記載を確認をさせていただきましたと。
1:03:38	ということでございます。
1:03:43	はい。は、資料4-3。
1:03:51	が、6、93ページから始まってございます。目次は先ほどと同じでございます、
1:03:58	一番直したのは、
1:04:10	右下101ページですかねマルつけのところの賠償、ちょっとちっちゃくなって見づらいですけど、先ほどボンベ額に合わせて修正をさせていただいたと。
1:04:11	ということ。
1:04:23	あとあの技術は、佐賀銀行に出てくる設備に対して前処理をさせていただきました燃料加工建屋が保てるかというのがわかりづらいので、外気取入口ということで、
1:04:26	対象を明確化させていただきました。
1:04:34	はい。それはずっと同じような修正が続いております。同じように全部外気取入口ということで記載をさせていただきました。
1:04:47	あと右下120ページ、経営に対してどうのこうのと書いてある立岩が、絶縁低下に対する影響ということではないので、
1:04:58	町あくまで外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む機構にする、降下火砕物防護対象施設は僕は主語ですのでこれに対する設計ということがわかるように、
1:05:02	記載を整理をさせていただきましたということでございます。
1:05:15	はい。だと思しまして125ページこれは先ほども修文中と同じようにスポーツと積雪深とその組み合わせということが明確になるように記載をさせていただきました。
1:05:25	はい。ラップ右下は、136ページから別紙応分の強度計算の方針が始まってございます。
1:05:37	右下139ページで、以前降下火砕物防護対象施設2-1-1、2年、1年には言った通り気をつけて対象を示しておりましたが、
1:05:48	どこまでもだんだん退職がやはりわかりづらいということもありましたので、今うちの1、2年1年にそれぞれに対して表を記載するという形で修正をさせていただきました。
1:05:54	はい。修正等の修正では以上でございます。
1:06:01	はい規制庁谷井です。それでは、ざっといかせていただきます。

1:06:03	まず、
1:06:06	藤。
1:06:11	ちょっと飛んで申し訳ないですけど右下 14 ページのところ
1:06:26	下から 4 行目がですかね、下が 4 個ぐらいみんな / d a y 国家火砕物含む空気の流路となる降下火砕物防護対象していただく非常用の内、非常用所内電源施設による発電機はっていう形で書いているんですけど、
1:06:29	ここは入らないと思っていいですか。
1:06:38	はい、与儀西平でございますはい
1:06:48	をですね上のところで気体廃棄物の廃棄施設廃棄設備の計器設備等のところに等をつけて、
1:07:03	これはゲーム連携で二つの設備がそこに該当する、それ以外のものとして非常発電機というのを入れてますので、ここは入らないと思って、記載をしませんでした。じっと事実関係としては以上でございます。
1:07:13	はい。規制庁辻です。一応今ガイアの空気の流量となるっていうやつに関してはこの発電機の話と上のところに書いてある急結日とかの話があると思っていて、
1:07:20	空気設備の方は封筒とかそういう形じゃないからってことですかねフィルターの話だけが今書かれていて、
1:07:25	A D A M S か上で防雪フードの話を書いている、同じじゃ同じなのかまた、
1:07:32	でもそうですね日本イシハラでございますこれ確かですね
1:07:39	フィルターの追加措置の話があったので、これも含めてあとは
1:07:46	どこかが違ったか二つに 1 回書いたようなことを書いた気がしました。
1:07:48	はい。
1:07:58	ちょっとそこは、おっしゃってるのは同じようなこと書いてて、いうことだと思うので、今うちの整理はしたいと思いますもともと追加設置も含めて全体を見なきゃいけない。
1:08:09	若干の違いから同じようなことを繰り返して書いた上で、既設病棟を非常発電機の単品でということ等書かないという形で整理をさせていただきました。以上です。
1:08:22	はい、規制庁とじです。ここ、多分わかりづらいのがパナ二つ目のところで、建屋として、外気取入口の防雪フードの話を述べていて進入しがたいって話をした上で、
1:08:30	四つ目のパラのところで、所内発電機としてフードの話をまたする形になっていて、

1:08:37	この所内電気設備として、フードがっていうのはわかるんですけど、これって、建屋で言ってるやつと同じもんですかね。
1:08:51	はい。柳下どうぞ同じです。おっしゃってる趣旨はわかりました。そういう意味では2パラ目でやったことと、コンパラブルることが、
1:09:06	原点がありながら手法が違ってさらに3パラ目、5パラメがあつてということで、ちょっとここは記載を、言ってること自体は同じようなことを言っているので、記載を整理をさせていただければと思います。以上です。
1:09:24	はい規制庁谷井です先ほど添付のお話の中で空気の流量となるものをある程度まとめて説明してるところもあるので、そもそも吸気設備等と電源のやつをフィルターの話でも分ける意味があまりあるかなっていうところプラス、先ほど言った建屋が仕事等非常用発電機が主語でただ、
1:09:35	後の文章も同じものっていうのが連続して並べられてる形になっているので、読みづらいというだけだと思うんですけどちょっとそれぞれの関係性を整理して何か、
1:09:40	四つのうち二つぐらいにパラできるんじゃないかなという気がするのでご検討いただければと思います。
1:09:45	はい、宮西でございますはい承知いたしました。
1:09:54	規制庁田尻です。ちなみに、このパターン15ページ以降の各事象ごとで毎回出てくるんで他は同じようによろしくお願いします。
1:09:58	はい。全部展開します。はい。ありがとうございます。
1:10:14	規制庁鳥居です降下火砕物直接的要因の種類ごとにどうしても書いてしまうので、ただでさえかばちゃくうの簡潔に書けるんであれば簡潔に書いた方がわかるんじゃないかと対策が個別に発生してるっちゃうんだったら個別に書くので仕方ないと思ってんですけど。
1:10:19	結果同じものが何個も出てくる形になってると、なお見づらいかなと思うんでよろしく願いいたします。
1:10:23	あと、右下18ページのところなんですけど、
1:10:37	許可本文のこの1がっていう話なのかもしれないけど本文のところで(1)のところで清掃とかの話が書かれていて、清掃とかの話もさっきまでところの摩耗であるとか閉塞とかのところでも出てくると思うんですけど、
1:10:50	これ個別に書くやつ等一番最後、17分の15ページで各運用のところだけで書くやつって何か差があるものですかね間接的影響とかそういう形であれば、後ろに飛ばしてってことなんですかね。

1:11:03	はい。井手西原でございます。そんな高度なことはやってなかったと思うので、
1:11:13	前の先ほどおっしゃっていただいた通り、閉塞トランとかでも書いているということも踏まえると、(1)のところをまず、
1:11:26	ロープのところの間接的影響に対する防護対策の中に書いた上で、運用にも書くということかなと思いますそこは記載は、横並び青天かかりたいと思います以上です。
1:11:43	規制庁田井です先ほどの内容も含めてなんですけど、中身が一変だっというよりは、何か同じような記載とあと構成の話ではあると思ってるんですけど、同じような記載なんかも出てくるっていうところもあって、ちょっと整理をしていただいた方がいいんじゃないかなということで一応コメントです。
1:11:46	あと右下 20 ページだと思います。はい。
1:11:50	ごめんなさい。規制庁細木です。今の話で、
1:11:57	今更ではあるんですけど、非常に同じことが書いてあってわかりにくいっていうんで、
1:12:01	あのさ、最初の方に話のあった建屋で、
1:12:08	建屋内や建屋の下、空気取入ですか、いうことの関係でという花強い。
1:12:11	話題がありましたけどその市、
1:12:17	先に行く等ダクトの話になってというふうになっててですね。
1:12:22	ダクトについて、侵入しがたいが何
1:12:26	フィルターD侵入しがたいでっていうところで、
1:12:29	ある程度止まっています、
1:12:37	これで止まっちゃっていいのかなとふと思いつつ、それが
1:12:42	事象ごとということで閉塞摩耗云々と。
1:12:48	いって、気になったのは腐食なので
1:12:51	通し 16 ページを、
1:12:54	今日は 16。
1:13:01	ページじゃないんですいません 17 ページまでいくと、その点で
1:13:05	どこを、
1:13:10	不足の関係での対策は書いてあるものの、
1:13:13	と、
1:13:26	黄色ハッチングの下のところで言うと、また同じその侵入しがたい構造という話が、
1:13:28	出てきて、
1:13:31	フィルター云々も一緒に、

1:13:37	じゃあダクトって腐食するの市内のどうするのっていうのは、
1:13:40	いまいち見えないと。
1:13:50	いう感じになっているんですけど、一体その事象に応じての対策っていう書き分けてるつもりなんですか。
1:14:00	はい、井手志賀でございます。
1:14:02	と、
1:14:17	そうですねまず、閉塞とかの絵をフィルターを準備することによってフィルターの熱傷に応じて、大きなものは除去するという事で、信用しがたい構造にしますよと。
1:14:24	いうことを、まず設計の前提において説明をさせていただいてると思ってます。
1:14:31	外気取入口とフィルターを組み合わせ、先ほど言った腐食については、
1:14:36	言葉の繋がりがよくないかもしれません
1:14:42	取入口のところは、ずっとフードを設けることと、
1:14:47	あとは入ったに対する考慮としては、
1:14:58	防火火砕物を含む空気のルールなり、降下火砕物防護対象してる非常に書類、人間の一方発電機の後にある塗装または消防士型金属を用いることで、
1:15:04	短期的な腐食に対するをやるということなので腐食については、入れた外、
1:15:16	話が、外部取り入れというコード入れた、加えて入ってきちゃったものに対しては、塗装とか金属の腐食しがたいということで申しますよと。
1:15:28	いうことの段階で組み合わせて、それぞれの事象に応じて、やることを変えているということだと思ってました。以上です。規制庁谷です。医者、スタッフの説明だと空気の流の負傷、
1:15:42	中国は発電機だけになって、多分対象が減るんですよなんてさっき言ったダクトとかの吸気設備系は腐ってもいいっていうことになりそうな気がするんですけど今の3段階の話っていうのは、誰まで適用されてますか。
1:16:14	はい。出野イシハラでございます。そうですねそこはですねちょっとうちも違う至急整理をします
1:16:25	降下火砕物のテーブル着等、火砕物含む空気のルートね降下火砕物防護対象施設は、
1:16:38	共生型腐食芝田金属を用いることにより安全機能を損なわない設計とすると言っていてこの手法は、あくまで空気の量となる広告物防護対策施設。

1:16:51	なので、ここと、広い研究設計方針での、そうまたは腐食しがたい金属を用いることであって言うこととの関係をちょっと至急整理をさせていただこうと思います。
1:16:59	ここでヒハツだけは確かに、小沢委員さんおっしゃるようになってしまっているの、これが正しい姿かかってところは、す。
1:17:05	整理をして、記載をしながら修正をさせていただきたいと思います。あと
1:17:09	大木の兩名と言ってる設備材を、宇野が、
1:17:20	ステンレスとかで作られてるはずなので、もともと学識者は金属でしょっていうところもあると思うのでそこも含めて主務を明確化することが必要であれば、修正させていただきたいと思います以上です。
1:17:28	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げます。それでですね、そういうのが非常に
1:17:37	前に言った方針を再掲するがために、非常にそういうところに気づきにくい、生まれた形になっちゃって、
1:17:48	もう少しちゃんと事情に応じてそれに特化して書いていただいた方がそちらも作業しやすいんじゃないかなと。
1:17:49	て言って、
1:17:53	ダブって書かれて、駄目ってことではないんですけど、
1:18:02	何のために、許可を受けてそれを整理をして、設工認としての基本設計方針作るといことなのかなあと。
1:18:08	とかよりも逆に溢れてしまってわかりにくいっていうのは、
1:18:09	あんまり、
1:18:14	望ましい姿じゃないかなというふうに思います。ちょっとこの時点で、
1:18:17	というのが大変心苦しくはあるんですけど、
1:18:20	ご検討ください。
1:18:28	はい、岩根志田でございますはいご指摘いただいて、理解しましたちょっと整理をして、
1:18:38	そのそれぞれの事象に対してどういう防護対策設計をするのかっていうのが、端的にわかるような構成なりというのも含めて検討したいと思います以上です。
1:18:53	はい規制庁タジリです。すいません自分もちょっと内容を盛り込むところに注力してきてちょっと綺麗にスルーのとあと抜け漏れの観点で指摘がちょっと今までちょっとあったら申し訳なかったです。で、
1:18:57	続いてなんです、右下 20 ページのところなんですけど、

1:19:12	この前にお聞きして、ちょっと回答がちょっと定かでなかったんでもう1回確認なんですけど基本設計方針の下から二つ目のポツのところで、施設の監視が適時実施できるよう資機材を確保するというふうに言っていて、許可添付5のところだと(2)のところで、
1:19:21	中央監視す等の居住性が損なわれない、そこにある恐れがある場合には監視盤等によりっていう形が書いてあって、監視盤通って設備登録されてない資機材でしたっけ。
1:19:43	はい。与儀西田でございますはい。登録されてない思います
1:19:56	いいのかって話もありますけど、監視盤等っていうのは別に各ないわけではないので、それも含めてあれですよ、敷地処分等強制によって基本の方針まで施設の監視ができ、
1:20:03	適時実施できるりってところが、監視盤等により施設の監視が適時実施できるようにって書かない。
1:20:14	なぜかっていうことだと思うのでここは別に書かない業務たくないで、展開をさせていただきたいと思います。以上です。規制庁田井です。ちなみにこの監視盤等ってどこにいるんでしたっけ。
1:20:24	稲毛仁科です。どこに来るかと言いますと、これで現場監視盤ってことですかね。
1:20:34	中央監視室等の居住性が損なわれる恐れだから中央監視須藤には多分なくて、監視盤等に行ってるから、現場から何か、
1:21:03	日本のイシハラでございます中央会施設等になっちゃうんじゃないかなと思いますけど現場も含めて、必要な会社を見に行くと、ということだと思いますそこも含めて、対象、確かにちょっと明確じゃないですね
1:21:08	供試材等を理由とすると東部解説も含めてできるようにしたいと思います以上です。
1:21:21	規制庁館です。本来である程度の要素を入れていただいて、添付で説明でも構わないと思ってるんですけど、許可店舗に書いてあった話なんでお前うちも把握できる話かもしれないんですけどわかりやすくしていただいた方がいいかなというふうに思うのでよろしく願いいたします。
1:21:25	規制庁コサクです。
1:21:33	タジリか許可に書いてあったのについていうんで聞くの私も心を苦しいんですけど、これ、完成版って何を見るんでしたっけ。
1:21:49	はい。日本電子原でございますMOXの会を特にこれを止めちゃいけないっていうのはないので、全部止めに、確かに止まってるよねって思うけないことになってないっていうことを見るだけかなと。

1:22:03	思いますのでずっとそこにいなきゃいけないっていうのが、資機材を準備して、定期的にそこに行き見に行くという言葉となってる状態でおかしなことになってないのに行く教育だと、確か説明をした記憶があります。以上です。
1:22:13	規制庁コサクです。その意味では、施設の状態を監視するということで降灰の状態を監視するとかってそういうことじゃない。
1:22:18	そうですね。柳下でございます。厚労大臣って施設の、
1:22:20	施設の状態をよくということですよ。
1:22:35	規制庁コサクです。その意味だと、この条文での動向というよりは施設監視として、どのようなことを、中央監視室ではやりますか現場版ではやりますかっていうところろ、
1:22:40	の基本的なその設計方針のところで見えてる部分ってことですかね。
1:22:57	はい。インドネシアでございます超過拙速大樹政局とかの役割は許可のとき、確か書いてたところがあったと記憶をしますその中で説明した内容は、
1:22:59	その展開されると思ってました以上です。
1:23:07	はい、そうですわかりました。ちなみにそれって基本設計方針、設工認の基本設計方針としては、
1:23:10	どう、どこら辺になるんでしたっけ。
1:23:24	はい。井上志田でございます。えっとですね、逆に言うと、すみません私も整理しないといけないんですけど、セールス等という条文がそもそもいないので、ボックスではどこで届かせるかが非常に難しい気がします。
1:23:33	あんようぐらいしか拾うところはないんじゃないかなという気はしています。
1:23:41	規制庁コサクです反映は今日の日の。
1:23:42	ネタになってますけど、
1:23:46	1ヶ月もかかっているかちょっとよくわかりませんが、
1:23:48	ちょっと、
1:24:00	漫遊の日、場になるまでに少し頭をめぐらせていただいて、第2回のやつも少し、第2回以降の部分を検討を進めていただいているんだと思いますので、
1:24:07	このあたりでこういう方針をとるところでその監視の関係はビルである。
1:24:09	以上です。
1:24:13	はい、次メディアでございます承知いたしました。

1:24:16	慶長谷井です。
1:24:30	そうですね案いうにはないのでだけは理解していて、ちょっと一生一緒一緒で、共通的に書くのかそれとも一緒んところのイメージをされてるのかちょっと元のさっきのやつが、どっちかちょっとわかんなかったんで今のまず同施行になるので、
1:24:34	そのときに軽く話が聞けるようには最低限用意いただけると助かります。
1:24:46	規制庁鳥居です。別紙1が自分からは以上でそのあとすいません自分の分行かせていただいて別紙4シリーズも行かせていただければと思うんですが、
1:24:59	規制庁館です。これも前聞いた気がするんですけどミサ70ページのところ
1:25:19	それ実際69ページ70ページのところに許容限界の話が書かれていて、協議会に関してはこういうふうに定めますよと一般方針が書かれていて、江藤滝井で構造物への静的負荷を考慮する施設のうち波及的影響をおよぼし得るものに対して終局耐力っていうふうな形を書いている、
1:25:23	これって、何で波及だけ詳しく書くっていう説明されたんでしたっけ。
1:25:46	日本原燃石田でございます。何か、同じことを言ってますという説明をした沖伺って、
1:25:58	私の記憶だけでいきますと、修正し遊びという気がします。魚に説明をした気がしてました。以上です。
1:26:04	規制庁谷です。いや何か自分もそんな感じだった気がするんですけど上で読めるってなった時なんかは、
1:26:07	詳しいから上を確認するかそれとも何か、
1:26:12	別途直すかだったような気がするんですけど、記載が前と一緒にあった気がする。これ結局、
1:26:14	建屋も褶曲ですよ。
1:26:27	はい、峰志田でございます。同じなので。はい。そうですね終局に妥当な人員を有する教育委員会を設定するっていうことを中に盛り込んで、
1:26:33	場所をいじるというやりとりをした気がしますすみません完全にもう消した。申し訳ない。
1:26:43	規制庁館です建屋がみんな違う建屋の許容限界が実はすごい後の方の計算ところ行かないとわかんなくなっちゃってるのでわかるようにしていただければと思います。

1:26:59	右下 75 ページとかのところで黒色の話さっきの基本設計方針の話と一緒になのでさっき言ったように非常用発電機のところだけがメインの主語で書かれてたりするので仕事の関係
1:26:59	駄目でしょ。
1:27:05	続いてなんですが、
1:27:11	衛藤右田 83 ページのところで、
1:27:16	ここは言葉の整理だと思っているんですけど
1:27:27	蓋パラメからのところで降下火砕物を含む空気の流量となる降下火砕物防護対象施設を火砕物の影響を考慮する施設を選定する、そのあとまたあっていう形で書いてあるんですけど、
1:27:31	またっていうふうにやると他に立ったような形がするんですけど、これも、
1:27:37	空気の流路となる設備の話だと思ってるんですけど、これまた書きで書くもんですかね。
1:27:40	上に含むという話で書かれてるんですかね。
1:27:53	はい。峰志田でございます。これはですね、すみませんこちらの修正が多分、何て言えばいいんでしょう。日本語間違えると変なことになりそうなんですけど、
1:28:07	どういった感じになってるので、本当はまたげ苦言じゃなくて、上に取り込んで文章一体でも考えなきゃいけない、空気取入となる火災防護対象施設ってというのは、
1:28:17	もともとの空気の手渡しの空気の流路っていうところと下の部分が全く入ってるルールってというのが両方ありますってことを、多分文章に書かなきゃいけなかったんですけど一番、
1:28:25	修正が少ない言い方をしてしまったんだと思いますここは合併させて、1分で説明を決めさせていただければと思います。以上です。
1:28:37	規制庁丹治です多分今言っていた通りで下のまた書きのところだけ、空気の流量のやつ詳しいやつだけ書いてさっき言った非常用DG、非常用発電機を発電機の話とか変えないみたいな形になっちゃうので、
1:28:48	おっしゃっていただいた通り空気の流量になる降下火砕物防護対象施設として、これはこれとこれこれを選定しましたって書いてもらえればそれで済む話だと思うので、
1:28:52	手前にそんなならないとは思いうつつなんでよろしく願いいたします。

1:29:00	あと右下 90 ページのところ行っていただいて、当機械的影響をおよぼし得る施設のところで、
1:29:12	結局主排気塔社員ってね排気塔に関しては、これ降下火砕物が待機させ堆積しにくい形状っていうのは結局、何か考慮した方がいいもんなんでしたっけ。
1:29:18	そのあとの機能的影響っていうところだと下から空気吹き出してるんでみたいな話とかで書かれてるイメージなんですけど。
1:29:26	堆積はある程度スルーけどしにくい形状ってことなんですか、このしにくい形状っていうのにどこまで期待してますか。
1:29:50	はい、西田でございます。これ、機械的破損と機能的影響とそれぞれの話があって機械的。
1:29:58	東京の方は、これ、崩壊すると、距離が近いんで、ぶつかりますようなんですけど、この
1:30:08	ここが堆積しにくい形状、形状という空気を打ち出してるっていうのと何らかの穴が空いてドーナツ型になってるのでっていうところも含めて、
1:30:24	井関氏、それにしても非常に面積がちっちゃい。もしくは、そういう風に思ってるだけそもそも体積違いということも込みで、倒壊しないっていうかあることはないでしょうとか評価そのものがかかることはないでしょうということを前提に、
1:30:40	この施設として選定しませんよと言っているんで、ここをもうちょっと詳しく書かさせていただくことだと腑空気が押し出してるかっていうのが多分堆積しにくいっていうのが前提なので形状等でもそっちがメインかなと思いますけどそこも含めて、
1:30:42	整理をしていきたいと思います以上です。
1:30:59	規制庁田尻です単にこの堆積しにくい形状ってやつって何か三角屋根とか、何か休憩だからとか、何かそっち系のイメージで説明する時が実用多分あって形状的に上にたまりづらいんですってやつん時もこの言葉を使ってしまう時があって、
1:31:11	そういう話じゃなくて、そういう話だとすると実用炉と違って基本設計方針のところそういう形状なんで大丈夫ですっていう欲しいあや堆積しやすい時を考慮しますよみたいな何かそこが読めるような記載をいちいち書いたりすると思うんですけど。
1:31:23	ここは多分排気塔オリジナルでそもそも空気吹き上げていて、ドーナツ型なんでっていうところで、そもそも堆積面積が狭いんですよって話とかも込みで説明されてるんであれば、

1:31:33	そこオリジナルの話としてこういう構造だから大丈夫なんですって説明していただいた方が、何か余計なところに繋がらずに済むかなという気もするので、ご検討いただければと思います。
1:31:36	はい、米屋でございます承知いたしました。
1:31:43	規制庁タジリですて協議中がちょっと気になっているのが右下 90 ページからのやつ、
1:31:46	何か、一番下にろうってやつが追加されて、
1:31:53	何かろうの方は何か別にあまりしないんですけど、イの方のやつが、説明がいまいちよくわからなくて、
1:32:09	この延焼防止ダンパ及びグローブボックス消火装置の附属設備ってやつが急に現れまして、最後に書かれてるやつが、屋外に設置される噴き出し配管が破損した場合でもグローブボックス消火装置として設置する圧力調整器の機能に影響を及ぼすことはないって書いてあるんですけど、
1:32:15	その手前段階で書いてあるところでは圧力調整器が故障した場合に機能が必要となる機器であると書いてあって、
1:32:26	これっていうのは、屋外の吹き出し配管というのが壊れた場合、悪影響として何が生じるんですかねこれ圧力調整器が故障した場合、2、
1:32:30	何か機能が発揮できないっていうのがどういう意味がよくわからなかったんですけど。
1:32:46	日本原燃カサモですちょっと説明の文章があまりよくないかもしれないけど圧力調整器が故障した場合に、消火配管の圧力が上昇して、
1:32:55	そのときの安全弁が動作して、その安全弁の吹き出し配管が屋外に出ているっていう構成になってます。屋外の、
1:33:03	上に飛び出してる配管が壊れても、安全弁が閉まった状態なので、消火系統に影響はないっていうことを、
1:33:05	書きたくて書いた文章です。
1:33:23	規制庁タジリです。その時なんですけど、今回のその配管が壊れたときに、何か、要は今のところだと屋外の、要は安全対策インターロックという意味か何て言うべきかわかんないんですけど、5 サトウか何か動作した時でも影響を与えないように居るためのやつが、
1:33:37	死んだ状態で中のやつって動かしていいんですけど、何かこれ安全機能に影響を与えてるようにも読めてしまって、いや、この配管ちゅうやつが破損したとしても、別に圧力逃がすことができるんで大丈夫なんですっていう要は計測して、完璧につぶれちゃったらさすがに駄目だけど、

1:33:51	別に曲がったり、多少何か日々廃炉側も関係なくてっていう話をされてるんだったらその説明の方がよくて、今の形だと、要はこいつが木野ゾウシツした状態だと、中の消火設備、
1:33:59	失敗すると悪影響をおよぼしちゃうかもしれないから動かしていいのか動かしちゃ駄目なのかよくわからないっていうふうにも読めるんですけどどういう状況ですかねこれ。
1:34:06	そうです。衛藤。
1:34:08	そうした場合でも、
1:34:17	安全弁が動作して出すことは可能って考えておって、そういった説明をしたいと思います。
1:34:31	規制庁館ですそれであればそう言っていただいた方がいいかなと思います破損した場合でもっていうところの跡が影響を及ぼすことはないって言ってるんですけど、何でっていう部分がよくわからなくて一歩手前で必要なんですって言ってるけど、
1:34:39	破損した場合でも影響を及ぼすことがないっていう繋がりだと多分ワンクッション言葉が抜けていると思っているのでその点はよろしく願いします。あと、
1:34:44	笠松なんですけどここなんか同じことに1回言ってませんかね圧力調整器。
1:34:48	右下90ページからの文章で、
1:34:59	何とかに必要な設備として何とか何とか何とかに必要な設備として何とか何とかがって何か同じような形で圧力標的の説明が2回ぐらい出てくる気がするんですけど。
1:35:12	はい、弓削西田でございますはいすいません。今更ながら読んで。そうですね。90ページの2行目ぐらいから書いてあることと、91ページの2行目ぐらいから書いてあると全く同じことに書いてるような、
1:35:16	話のところは整理させていただきます先ほど話を出した上でということも含めて、はい。
1:35:30	規制庁丹治ですこの後者の方は綺麗にしてくださいねっっちゃうだけなんでもう1個の方は、機能に影響ないってことを担保してもらわないと防護してもらなきゃいけなくなっちゃうんでそこは重要だと思ってるのでしっかり説明していただけるようよろしくお願いいたします。
1:35:35	規制庁コサクです。その点で言うと、
1:35:42	ちょっと私もうろ覚えなんですけど、実用炉の方で仮に閉塞していても、

1:35:54	そっちですぐに開口部は設けられるので、設備上問題ありませんっていう言い方をしてるところもあったような気がするんですけど。
1:35:56	ここは、
1:36:00	閉塞しないっていうふうに宣言できるものなんですか。
1:36:06	取上カサモです。そこの安全弁の出口配管に、
1:36:13	バルブとかそういうのがないのでえっと、ちょっと壊れ方の説明になってしまうんですけど。
1:36:22	期待をそうするラインなので、壊れたとしても、個室が重なるという説明をしたいというふうに考えます補足です。
1:36:30	配管が出ているのであれば配管が費下げて潰れば閉塞になるんですよ。
1:36:36	そういうことを実用量の最初の時に話していたと思うんですけど、
1:36:44	でもあれですかね、ごめんなさいそれは竜巻の方の話だから降下火砕物では必要でしょう。
1:36:47	荷揚のカサモです。
1:36:49	実用炉で
1:36:53	飛来物で当たったときは、
1:36:55	その破損で値、
1:37:02	値が抜けるっていう壊れ方をしてるけど、これ降下火砕物なので、荷重で、
1:37:06	へ下げてしまうと、閉塞することを、
1:37:07	を考えられるんで、
1:37:10	ちょっと説明を考えます。
1:37:21	はい。そういう意味だと、降下火砕物での荷重では持つっていうことであればそういう説明になるし、
1:37:34	閉塞して積もっての閉塞という関係では、当然積もらないような接ちいになってるんだと思いますけど、そこら辺も説明いただくっていうことですかね。
1:37:41	はい現場のその設置条件の時とかも考えて、低速の影響で、
1:37:46	安全弁の機能が喪失しないっていうことを説明する補強をしたいと思います。
1:37:55	はい。すみません。ちょっと私もご検討して、竜巻特におっしゃいましたけど、よろしくお願ひし、
1:38:00	規制庁谷井です。ちなみにこいつ崎田椿でいいましたっけ。
1:38:18	日本のカサモですと雑脇にも入ってますちょっとページ確認します。
1:38:28	野木西田です右下 84 ページですね。

1:38:32	はい。
1:38:38	こっちを破損というモードになっているので、
1:38:44	これも破損した場合でも、何で影響がないのかを書かないと同じですね。はい。
1:38:53	ちょっとこちらも、影響がないっていう根拠がちゃんとわかるように記載は拡充したいと思います。以上です。
1:38:57	慶長対比ですみません、突っ込み忘れてましたメモはしてました。失礼しました。
1:38:59	よろしくお願いします。
1:39:01	衛藤。
1:39:05	続いて行かせていただきまして、
1:39:11	の話に関してはそこまでどうこう同じ
1:39:19	1点、考え方で、前に起きて結局どうしたかっていうところなんですけど、はっきり影響を与える設備の
1:39:22	設計方針の説明方法なんですけど、
1:39:29	江藤様は載せ目標立てどうこうっていう流れで結局書くんですけど書かないんですけど。
1:39:40	はい。表現者でございます引き受け系の施設として説明していくと。
1:39:45	目標とかの方に出てくるということで整理をしたと思ってました。以上です。
1:39:59	規制庁館です。絶えず今回降下火砕物としては者がいないから、生徒はさっきのところ、そもそも影響与えないことってのが確認できてしまうから後ろの方では詳述して内容はその全体部分でけりがついてるっていうのが今の構成ですかね。
1:40:04	はい、与儀西田でございますはいおっしゃっていただいた通りでございます。
1:40:13	規制庁田井です。その意味でもやっぱりこの部分でしっかりつぶしてさっきの90ページとかの部分でしっかり潰してもらう方がいいかなと思うので、よろしくお願いいたします。
1:40:27	若干それが設計っぽくなってくるとどうなんだろうというところも出てくるかもしれないんですけど、どこまでの話なんか単なる運用面の話なのか、後の話と切り離してこの部分で切りつけられるっていう、
1:40:31	話であることも含めて説明できるようにしていただければと思うのでよろしくよろしくお願いいたします。
1:40:35	はい、米田でございます。承知いたしました。

1:40:48	はい。規制庁田尻です。強度のはなCは、頑丈な話、頑丈なところなんで何か変な独自な話ではありますけどそこまで影響があるとも思っていないので、
1:40:53	あとF A Tはそれぞれ確認させていただきつつという形でいこうと思っているので、
1:41:00	そうですね。自分から、火山について以上です。規制庁は他に何かありますでしょうか。
1:41:04	店長清水です。
1:41:08	変革という機械ですけども、
1:41:12	使用に関してで、
1:41:16	まず右下64ページで、
1:41:18	ここで
1:41:22	荷重の組み合わせ様と給源化について書かれてる。
1:41:24	項目で、
1:41:29	右下64ページの真ん中ちょっと下辺りで、
1:41:32	もう今設備については、
1:41:39	D手法に対してはもう概ね弾性状態にとどまることを許容限界とすると書かれていてそのあとに、
1:41:41	建物構築物については、
1:41:45	それに応じた許容限界を設定する。これは今回、
1:41:51	建屋は終局耐力に対して安全余裕を持ちますよっていうところで、最後に
1:41:54	さっき言った京急に関してもこれも、
1:42:01	それに応じた旧原価を設定するっていう説明が書かれてるんですけど、一番上の設備については、
1:42:09	概ね弾性状態にとどまることを許容限界とするっていうこの設備っていうのはどういったものがある。
1:42:11	でしょうか、っていうちょっと確認。
1:42:13	次なんですけど、
1:42:37	はい、井村西浦でございます。はい。御礼ボックスは現状すいません建物に申しますと言っているんで、対象がなくて、ここはもう五藤さんとかがいれば多分そうなるんだろうと思いますけど、
1:42:48	層厚とのそういう今ご指摘の件前ここ今、書く意味があるのかどうかもちょっと含めて整理をさせていただければと思います。以上です。
1:42:52	はい。規制庁吉見です。そうですね。

1:42:58	MO Xは不具合に守るやつはないっていうことであつたので、ちょっとこの関連で先ほどの、
1:43:12	同時にの方から話があつた70ページの許容限界に一部書かれてるところ、ここは今の説明の通り屋外にないからっていうことで、ここ
1:43:13	今は、
1:43:26	同じページでは建物構築物について等、あと波及的影響についてしか書かれてなくて最初がないからここには書いてないってことで一応認識はしたので、今の点、
1:43:28	していただければ、
1:43:29	思います。
1:43:35	はい、井手石田でございます検討しました。
1:43:43	右下88ページで、
1:43:49	最初の説明で、今回、88ページの真ん中、
1:43:57	足らへんで今回さらについていうことで外1人入口についてを選定するってことが書かれていて、
1:43:58	ほんで
1:44:01	今書いている内容として、
1:44:09	空気の流量となる降下火砕物防護対象施設及び外気を取り込む空気系統を、
1:44:15	としてませんで、外気取入口を選定するってことが書かれてここ今、さらについてなってるんですけど。
1:44:24	この二つについては選定しますよってことは、上の二つのパラで書いているのでちょっと何がさらになのかなっていうところ。
1:44:27	域になったんですけど、これはもう外気取入口を、
1:44:31	先ほどの説明でいうと建屋の一部として、
1:44:40	抽出したので、明示的に書いたっていうそういう整理で書かれたっていう理解でいいでしょうか。
1:44:57	はい。弓削西田でございますそうですねさらには、何がさらにかつてとこあるかもしれませんけど、輪発の動き取り口とこの書きたくて書いてある文章になりますと工藤さんもあるのでちょっと修正が必要かどうかもう一度考えたいと思います以上です。
1:45:02	はい。規制庁吉見です。さらに、いうことで誰かの追加で、
1:45:07	あつて書いてるのかって言いますと、そこの質問になりますと、
1:45:09	さしていただけると。
1:45:12	思います。
1:45:18	すいません、規制ちょっと、それで言うと、

1:45:22	発電炉は第一段落で終わってて、
1:45:25	一通り書いてあるっていう感じ。
1:45:26	ですけど、
1:45:33	僕その方の、またも含めて、何が第一段落。
1:45:41	から情報が追加になってるのかってのがいまいちよくわからないんですけど。
1:45:42	なので、
1:45:48	はい、上野石田でございます。
1:46:03	今の文章は、今までのやりとりを踏まえますととても良くない気がしてまして、これは環境が悪くなくてですね実態は、安全もともとあったところの、その次の、
1:46:06	いいのか、3番の、
1:46:22	入口になる設備を、もともと正しく書いていたやつを、この2番に統合して書くときに、(5)番でもともと委託沖の領土となる設備を、何が違うかっていうところ、あんまり整理をしてないんで、
1:46:39	もともとあった文章を文とまた書き出したと、いうことの結果な気がしてます。空気というところがあること自体は変わらないので空気の量が止まるっていうそこをどう考えるかっていうところで、設備としてのプロジェクトに加えて、
1:46:50	坂とかの取り組みの上流側にあるやつっていうの全体を通して、後期のルートとなる降下火砕物防護対象施設については、桑原小谷様かなと思いますのでここは
1:46:59	あと、何かの繰り返しを感の文章をもうちょっとあっさりさせて、発言を見ながらもうちょっと整理精査をさせていただければと思います。以上です。
1:47:08	はい、そうです。それでいいと思います。2段落目3だけ目を一生懸命工夫するよりは心配すれば、
1:47:18	きちんと趣味ですと、続いて、
1:47:22	右下110ページGの、
1:47:25	下の方で、今閉塞、
1:47:28	これについての
1:47:35	が1人で内野間瀬な目標が書かれていて、この今の文章だと、
1:47:37	閉塞に対して、
1:47:39	閉塞しないことにより、
1:47:48	機能を損なわないっていうことが書かれてても不正な動きはどこまで書くかっていうところもあるかと思うんですけど歩カーの、

1:47:56	今日の話では、家をやって、
1:48:01	対策するかっていうのは簡単に書かれてるので、
1:48:06	ここは前の方に組み合わせの
1:48:12	高圧等、積雪の深さのに対してそれが、
1:48:13	高さを
1:48:19	入口に設置することでみたいなことが前に書かれてたのでそういったことで、
1:48:23	が必要なのかなって思ったのですが、本店いかがですか。
1:48:30	はい。マネジャーでございます。はい。そうですね。
1:48:33	おっしゃるってところが、
1:48:52	理解をしました。要件を変えた上でそれを達成するための性能目標を書いているんですけど、性能目標は性能目標になりきれてないところがあるので、予測しないということに対して、おっしゃった通りその高さを確保することで、その減速し直すっていうことを達成していると思ってますので、
1:48:57	そんなこともわかるように、整理をして記載をできればと思います。以上です。
1:49:05	吉見です。他の影響分の並び図で精査していただければと思います。
1:49:11	ちょっと先ほどからは話している内容の関連で最後1点。
1:49:15	右下120ページなんですけども、
1:49:18	120ページの紙、
1:49:20	もう
1:49:25	ご賛成の目標で、外気取入口に対する表ですね。
1:49:27	書かれてることで、
1:49:36	まず一つ目の主語が、外気から取り入れた建屋内の空気を機器内に取り込む、こういうする防護対象施設は、
1:49:39	審議を低減させます。その後ろで、
1:49:41	外気取入口は、
1:49:47	審議を低減させることによりっていう、下にいったようなことが書かれてここは
1:49:55	外気取入口に対するに関しての性能目標を書くところで何かここ見たようなことふた！！
1:49:58	入ってる意味ってというのは、
1:50:02	意味なんですか。

1:50:14	はい。与儀西平でございます。はい。これも分割することによっての、なんか難しそうな気もします燃料加工とか、いわゆる外国入口のところだけ、今回、
1:50:23	印象に出てき円筒統制みたいのは、村木鳥山町の風土の話、現場の話とかを全部組み合わせて、
1:50:36	資金の仕事を設計しますよっていうところをなんか切り取って書いてあることによって対象物を一生懸命加工書こうとして、結果わかりない文章になっていると思っています。
1:50:42	最初の文章だけで、最初の文章の中に、
1:50:50	農工火砕物利用会議等でですね侵入を低減させることを、
1:50:55	意見境界に対しては、さらに知花。
1:51:09	大城オオハシの信用防止と病棟とかによる経営の侵入の軽減ということを組み合わせて、この時間経過に対しての性能目標を設定すれば、一部持てる事が足りると思うので、
1:51:17	ちょっと整理をした上で、ちゃんとあっさりシンプルに言いたいことが伝わるように、整理をさせていただければと思います。以上です。
1:51:24	はい、規制庁市民ですちょっと今、二つに分けてるのはちょっとわかりにくいって言ったところもあったんですけども、
1:51:28	コメントあったところと合わせて整理していただければと。
1:51:29	思います。
1:51:32	規制庁コサクです。
1:51:44	今、何で二つ分けたかという、文化IIの結果として建屋だけであって、建屋と機器等を分けるのに、何か工夫をしたいというニーズだったと。
1:51:56	理解をしました。一方で今書いてるのはそのニーズに十分こたえられてなくて、中途半端なので結局分ける意味がなかったと、ということだと思うんですけど。
1:52:06	それで言うとその低減っていうことでどこまで低減すれば、木川受けられるんだってということだと思うんですがそのあたりで何か整理されてます。
1:52:27	日本原燃石原でございます。具体的に僕も軽減するかというどちらかという広報でそういうふうに入ってくるようにしましょうねということだったのであまりちょっとどこまで軽減すればっていうぐらいまで
1:52:32	時間の性能目標とか数字目標はせえてきてないと今認識してます。以上です。
1:52:38	はい。規制庁コサクです。結局はし、

1:52:50	軽減と言いつつも基本進入させないになってて、といっても、自分のようなものっていうのは、全くゼロってわけじゃないよねというので、その点は
1:52:55	入っても大丈夫なように絶縁なりの措置はとるんで、
1:53:08	状況なりの対応をとるとのことだと思いますんで、ちょっとその程度であれば受けられるぞということがわかるように、ご審議整理されてあれば、
1:53:11	いうふうに思います。以上です。
1:53:18	はい、井田でございます。承知いたしました。ちょっとそういったことも含めて文章を整理したいと思います。
1:53:26	規制庁吉見です。
1:53:31	火山について規制庁側から確認ございますでしょうか。
1:53:37	なければ原燃の方から振り返りと、
1:53:41	修正のスケジュールについて説明をお願いします。
1:53:46	はい。日本原燃の安保でございます。
1:53:50	監査につきましては全体的に
1:53:56	同じような内容の記載が修復しててわかりにくいというコメントが多かったと思っております。
1:54:02	まず責任本部の方とかでいきますと、
1:54:09	降下火砕物の流量となる施設についての記載内容ですね、こちらについても
1:54:18	内容としてはかぶっているけれども真下が違うというようなところがあってそこのところをきちんと整理をして書き分けるということをしていきます。
1:54:20	あと
1:54:23	部門、
1:54:33	塗装または取得しがたい金属を用いるというような話が非常用発電機だけが仕事になっているけれども、これでいいのかというところについては整理をした上で、
1:54:39	防護対象事象に対して、
1:54:51	同じような記載繰り返しのではなく、事象に合わせて一緒に対して得したような記載にするといったことも含めて、1の方を整理していきます。
1:54:53	あと、
1:54:59	監視盤等により施設の監視を実施するといったところ、こちら、
1:55:04	方針をどっかの基本設計方針に入れるというところで、

1:55:09	IUにするかどこにするのかというところを含めてちょっと整理をして検討もしたいと思います。
1:55:10	もう、
1:55:14	別紙4の方になりますけれども、
1:55:24	排気塔に対して降下火砕物が堆積しにくいというところを一般的な記載ではなくてもその配置等に特化した
1:55:28	ような記載として詳しく記載をしていくというところ。
1:55:29	あと、
1:55:40	安全弁の吹出し配管について、継続しなければ機能は維持されるというところについて、継続に対する考え方の方も整理して、
1:55:44	影響がないことというところの本計画を記載するようにする。
1:55:46	いうところですよ。
1:55:49	以上となります。
1:55:51	日本カサモです。
1:55:52	将来、
1:55:54	必要な設計が、
1:56:02	読みやすくなるようにちょっと修正作業を実施します。ただその中で、必要な設計が漏れないよう注意して、
1:56:04	作業したいと思います以上です。
1:56:16	はい。宮銀の石田でございます。あと花壇についてはちょっと売り上げが多いのと、大分、
1:56:18	そんなところの修正になりますので、
1:56:27	浦石堂の月曜日、8月1日を修正版の提出目標に設定させていただきたいと思います。以上です。
1:56:30	店長。
1:56:31	で、
1:56:35	町側から、
1:56:42	言えば、
1:56:47	これ一旦を前提の部分を区切りたいと思います。
1:56:50	あと下ね側から午前中の分について何か。
1:56:52	ございますでしょうか。
1:56:55	人間に特にございません。
1:56:59	これ一旦これでヒアリングを、
1:57:04	終了したいと思いますので、録音を停止します。
0:00:07	長清水です。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始します。藤。

0:00:15	本日のヒアリングは令和2年12月24日に申請があった設工認申請について、ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:23	まずは規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からナカガワタジリシミズ。
0:00:25	とその他WEBから、
0:00:28	コサクをか。
0:00:32	以上になります。
0:00:36	それでは日本原燃の方から出席者の紹介をした上で、
0:00:40	当資料の説明を開始してください。
0:00:48	敗因現年ナカハマでございます。日本原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:50	松葉。
0:00:51	末、
0:00:52	井口。
0:00:54	石原。
0:00:55	カサモ。
0:00:56	安倍。
0:00:58	平賀。
0:00:59	大澤。
0:01:01	石澤。
0:01:03	参った。
0:01:04	黒川。
0:01:06	喜納か。
0:01:07	サトウ。
0:01:09	夏間、
0:01:11	サトウ、
0:01:12	エビナ、
0:01:14	タカハシ、
0:01:15	フジノ、
0:01:16	イワタニ、
0:01:18	マツザワ、
0:01:20	ナカハマ、
0:01:24	WEBからの参加で、カミタイラ以上となります。
0:01:30	午後からの資料でございますけれども、解消。
0:01:33	その他、00-02。

0:01:36	以降 00-02。
0:01:39	アイル 00-02。
0:01:42	持込み 00-02。
0:01:45	何か 00-02。
0:01:48	ちょっと補足説明資料となります。
0:01:52	それぐらいの説明の方、変えさせていただきます。
0:01:55	はい、池野石田でございます。
0:02:04	外部処理が 0002 ビジョン 12 ということで 7 月 8 日に提出をさせていただきました。
0:02:16	本資料につきましてもこれまでのヒアリングで盛鳥井、あその他の事象条文等でのやりとりも踏まえた上で修正をさせていただいてございます。
0:02:25	はい。ポイントとしては、右下 9 時から始まってます別紙 1 でいきますと、
0:02:38	右下 19 ページの運営に係る部分、他のところでの公益に定める事項が明確になるようにということで整理をさせていただき、記載を、
0:02:43	反映しているという下の表も同じでございます。
0:02:53	あと右下 21 ページのところは、6 月 10 日協議の同じようなことでもそれぞれ分けて書いて、その重なるものは、またはね、
0:02:58	一つの文章に直していると、いうことでございます。
0:03:04	はい。木部詩音につきましては、
0:03:08	右下 53 ページから別紙 4 が始まります。
0:03:21	こちらは、右下 68 ページの積雪の 150 センチを持ってくるところの記載を、前回のヒアリングやりとりを踏まえて、
0:03:24	修正をさせていただいたというのが 1 点。
0:03:28	はい。はい
0:03:35	宮下 86 ページとかで書い
0:03:46	とり内ですね、閉塞指導位置に設置することで、ソウル市環境の話をしてるんだということがわかるように記載を整理したという点。
0:04:04	あと右下 85 のページ、右側のところとうまくないところ恐縮でございますが以前のやりとりで、消防物に対する考慮が比べて、不足があるというやりとりはさせていただいてましたその点を踏まえた上で、
0:04:06	記載を拡充させていただいたと。
0:04:08	いうことでございます。
0:04:19	はい。そういうところは全部、先ほどの別紙 1 を反映して運用関係のところの記載を修正をしたと、いうことでございます。説明以上になります。

0:04:28	はい、規制庁吉見です。ちなみになんですけど、本日画面共有はなしでしょうか。
0:04:31	日本原燃石田でございます今若干、
0:04:43	午前中はできてたんだよね。はい。ゲームフジノですけどちょっと今機材、調整してまして接続し、はい。一度接続の方をし直して映るようにしたいと思います。よろしく申し上げます。
0:04:47	発車しました。それで
0:04:52	ただいまの説明について、規制庁側から確認ございましたらお願いします。
0:04:58	はい、規制庁の田尻ですと、ざっと確認させていただければと思うんですが、
0:05:02	まず最初なんですけど右下 13 ページのところなんですけど、
0:05:16	1034 ページですね 1034 ページで統計ところがあってで、前まで設計温度みたいなか、基本みたいなやつをカバーしたやつを、1 歳程度に再交付真鍋かけますよってところまではわかるんですけど、対策のところ
0:05:20	で、
0:05:20	建屋内に収納することによりっていうふうには書かれてるんですけど、
0:05:27	何か凍結はまだそうかもと思うんですけど、建屋内に収納したら大丈夫っていう設計でしたっけ。
0:05:38	はい。日本原燃石田でございます。
0:05:55	まずは伊吹自体が、建屋で外側の温度に耐えられるという話だと思いますあとはまあ、そうですねあの中の設備がそもそも暖かい空気云々時取り入れて大丈夫かっていうところ換気空調も含めて、大丈夫だということ
0:06:08	を、
0:06:08	説明せんとあかんのですかね。全体としてはちょっともう少し整理がいますかね。はい。以上です。大谷です何で想定される環境条件で動きますよっていうだけだと思うんですよ。
0:06:20	衛藤。仕様なのかわかんないですけど、稼働できる温度って多分決まってると思うてるので、建屋内に収納したから大丈夫っていうふうになると後ろの方の説明とか補足等は多分内容紙がなくて外が何とか
0:06:29	であることを踏まえてなんかもそのものであったことをここへその後であることとか、外気を取り入れてなんであるっていうのを前提に評価しても大丈夫という説明を多分受けてる形だと思うので、
0:06:47	凍結の方は屋外設備がないっていう前提であれば屋内にいれば斎藤加島 1000 よという説明に繋がるのかなってのまだわかるんですけど、凍結の

	方も添付と下の方行くと、-22.7の時ってというのは凍結防止対策を施しますよっていう一応形になっていることもあって、
0:07:01	これだけでいけるんですけどって言うところが若干あっていやなんか頭に添付で述べてますってんだったら、凍結の方はまだわかるんですけど、少なくとも降雨の方は、建屋内に収納するから大丈夫というよりはその想定されることに対して機能を損なわない。
0:07:05	いろんな設計にしますよって言うことじゃないかなと思うんですけど、認識は合ってますかね。
0:07:25	はい。与儀西原でございますはい。許可の問題でいくと安全機能を有する施設の安全機能を確保することって言うのが損なわない設計とすることで、これに対して安全機能を損なわないちょっとンググループのようにちょっと整理をした上で物加工の技術関係としてはおっしゃっていただいた通りでございます。
0:07:37	はい。規制庁田尻です。金戸前に追記として書いて建屋内に収納することによりって言うので、いらん限定関係過ぎたような感じもするので、その部分も考慮しながら検討いただければと思います。
0:07:41	規制庁谷井です。続けて行かせていただいて、
0:07:48	下14ページこれ、これまで何回も話はしてるんで、ちょっと最終的に整理を確認したいんですけど降水のところに、
0:07:53	等、
0:08:01	止水処置については溢水に飛ばして、高さの話は仕様表でわかるという話なんすかねこれ。
0:08:17	はい。与儀吉田でございます。施栓の縦外壁の開口部の高さも一斉に飛ばすので、
0:08:28	これを今検討で、ちょっとリンクを貼っていたと思います本文で単純に設計をしますということで今宣言をした形で終わってるということでございます。以上です。
0:08:40	規制庁田尻です。他に枠休暇等の解説みたいなやつで書いてるところでなお、設備が建屋外壁を発注する際の貫通部の止水処置については伊勢に飛ばしますというような形で、
0:08:44	その部分だけ飛ばしてるように見えたんですけど、ここら意識は一緒に飛んでるでいいんですけど。
0:08:48	はい。乳井石田でございますはい。
0:08:56	そのあとの外構部の地上高さのところも同じなので、全部含めて、次に飛ばしてるという意味ですはい。

0:09:04	規制庁館です。なんで排水炉とかそういったものの説明としては降水のほうで説明しているけれど、建屋開口高さであるとか、
0:09:08	に関しては衛藤薄井のほうで説明をするっちゃうことでいいんですかね。
0:09:17	はい。峰志田でございます。おっしゃっていただいている通りでございます。そういったことが読めるように吹き出しの中、記載を修正したいと思います。以上です。
0:09:26	長谷です。何か一線を限らない時がたまにあるのでまた溢水と照らし合わせながら最終的に確認したいと思うんですけどやりたいことの趣旨はわかりました。
0:09:37	藪院長からです。ちょっと今の簡単によろしいですか。どうぞ。85 ページ目に説明書側で、要するに臨空赤井。
0:09:39	椅子に飛ばすところが書いてあるんですが、
0:09:51	結局今回止水処置ってということだけ限定して飛ばすようになっていて、ただ1 瀬川今田1 回下部高さまで全部方針書いてますので、
0:09:56	その辺も含め、記載の整合性をご検討よろしくお願いします。
0:10:13	これ、大宮でございます。85 ページでいくとおっしゃっていただいている通りだと思いますのでウェブクルーホールディングスと姿勢処置及び書いてあるところの収納する建屋の開口部の高さの確保までが、
0:10:19	一斉に飛ばすところなのでそこが全部損ることがわかるように記載は見直したいと思います以上です。
0:10:23	はい、規制庁課ですよろしくお願いします。
0:10:29	はい。規制庁田尻です。では続けて自分の方から行かせていただいて、
0:10:31	54 ページのところ、
0:10:35	高精度みたいなやつが書かれているところで、
0:10:40	単に事実確認値可愛かもしれないですけど52 ページのところ、
0:10:46	例えば生物学的事象、もう第4 回で丸とか書いたりすると思うんですけど、
0:10:53	今もう14 ページだと塩害だけが一応あと次回こういう雰囲気になってるんですけどこの辺りっていうのは関係し合ってますかね。
0:11:07	はい。日本原燃石田でございます。そうですね事実確認した上で、合わせに行きますはい。
0:11:17	そうですね52 ページでいくと丸がついているのは生物学的事象も丸がついているので、
0:11:23	でも塩害は三角浅沼以下援護が2 回3 回、生物確証は、

0:11:40	4回出てくると生物学刑務所建屋としても、今後は入って行って、一部は工事会議だと思うので、あんまりの場合は方針が書いてあるんですけど具体的な設備自体は公開でてくるんで、この広報誌で売ってると思ってます。
0:11:51	そういったことを、項目単位でされてるような、現状こういう形になってますけどそれがホームページとのリンクも含めて正しく伝わるように、記載を考えたいと思います以上です。
0:12:06	はい規制庁タジリです。江藤。52ページのところデータに生物学的事象が2回3回までは第1回からの記載に追加事項なしって第4回追記しますという形だったので、それがこの添付の話のような気がしたっちゃうだけなので、
0:12:12	整理について別に今回のやつで意識示せますというのを否定するわけではないので、整理だけよろしく願いいたします。
0:12:16	鈴木行かせていただいて、
0:12:19	59ページのところ行っていただいてたんですけど、
0:12:25	いう設計としてちょっと事実確認ですが、衛藤。
0:12:40	最初の四角はこういうところで業績方針もそうなんですけど広報措置及び運用上の措置を講ずる設計というふうにするって言うふうに言っていて、この広報措置って他のところで例示として出てくるのは構造強度を図ります構造強度を確保しますよとかってのが本部とか出てきてると思うんですけど、
0:12:46	構造強度以外で、現在の設計方針としては何するっていうのが設計方針ですかね。
0:12:55	運用上の措置を行ってというのがここでもまだ、ふわっと書かれてる形になっていて後ねってバラバラと見ていけばいいと思うんですけど。
0:13:09	何か今結局どういう設計にしますっていう宣言してんのかよくわからんときがあるので、自然現象に対する設計として構造強度確保以外でいうと、原燃が考えてる対策って何ですかねあと運用上の措置っていうのもあるんだと思うんですけど。
0:13:25	はい、与儀根井氏でございます運営部長各項目の一番最後に傾いて書いているのが正しく運用上の措置だと思ってます。あと防護措置はその前の設計の中で運営の土地に飛んでないもので、
0:13:35	あるとすると、今午前中にやってこれすご1-1、1だから別紙を抜いてだから一番自然現象の一番トップに来ることなので、
0:13:41	そのあとで共通的な、その他の事象であったり竜巻学会の全部の頭に行く。

0:13:45	添付だと思ってます戦略と先ほど竜巻では、
0:14:01	のあれですね、設備による防護とか、そんなも含めて、防護措置といえば、防護措置だと思ってます。それはちょっと何かあるかを列挙できるようにしておきたいと思います。以上です。
0:14:18	規制庁田尻です。何か強度の確保の話をも基本としてありつつ、ところが火砕物とか閉塞とか直接影響に絡むもので荷重とちょっと違うタイプのものであるけども機械的共同というよりは機械的影響に近いものではあるんですけど京都じゃない部分も幾らか入っていて、
0:14:28	さっき、幾らか話出てきたコーホート仮定の話に関して言うとその環境条件に耐えられるような耐環境性を確保しますよとかそういうやつがいろいろと並ぶんじゃないかなと思っているんですけど、
0:14:38	パーツパーツで見ればわかるちゃわかる気がするんですけど結局何やるんだっけっていうところがわかりづらいところがあるので整理できるようにであれば記載を検討いただければと思います。
0:14:47	はい規制庁さんに続けていかせていただきます。
0:14:50	さっき少し話振らし、
0:15:07	F なんすけど 82 ページのところ、凍結に関して添付で書かれてるところにあるんですけど、実際の話として、 -22.4 度になった場合の凍結防止の措置、建屋内のものでも影響が出るっていう想定なんでしたっけ。
0:15:19	はい、米屋でございます。空気取り込んでるところとかは、ヒーターみたいなやつであったみたいとか、そういうことが必要になると思ってます。
0:15:30	はい。結局はみんな関係取り上げる設備の、取り入れる空気の温度が低くなることによって機能が、木戸に影響を及ぼす可能性があるってところが一番ネックなので、
0:15:38	その取入口のところもどンドン改めるところを、何らかの措置をするということが、この凍結防止だと思ってました。以上です。
0:15:50	規制庁鳥居です。そういった意味で言うとその一步手前のところ書いてあるその建屋内に収納することにより T は建屋内に収納して、外気を温めて取り入れることによりっていうこと等が入ってるような気もするので、
0:16:03	実態に即してれば別に、75 って何だろう -22 っていうんだらうか、そのヒーターのところあんま期待してないんですよっていうんだっけらしいんですけど、期待してるんだっけ書いてあったらいいんじゃないかなと添付レベルではちょっと思うところなので、

0:16:05	その点は考慮していただければと思います。
0:16:10	はい。日本原燃白尾承知いたしました。
0:16:18	はい。規制庁谷井です。85 ページは先ほど岡の方から指摘してもらったんですけどここ、
0:16:26	止水処置の話が書いてないので高さの話どうすんのっていうところは、さっきの話だと一緒に飛ばしてるということだと思うので、よろしくお願ひしますというのと、
0:16:27	あと、
0:16:31	右下 87 ページのところ、
0:16:44	これが本文で読めるかどうかだけなんですけど、また書きで書いてある建屋貫通部止水処置により小動物の建屋内の侵入をすることでやってやつかいて、Dと今日設計方針でいうと、
0:16:52	右下 15 ページのところ、
0:17:02	フィルタの設置だけ書いてあるので、地図とかまで読むんであれば等つけてもいいんじゃないかなという気がするんですけどこれはどっかで読めるっていう整理はしてるんですけど、
0:17:16	はい。米田でございます。すいません。最後に頭つけさせていただきます。はい。守りたいのは、大人の方でちょうど昆虫類及び小動物まで入ってるので、
0:17:29	ナビから守るか、対象を明らかだと思ってますうちの部分の対策本部も設計方針としては、設計データを設置することなどで、安全系の相談で設計とすると。
0:17:31	いう整理にさせていただければと思います。以上です。
0:17:34	はい規制庁谷井です。
0:17:51	前に、どんなヒアリングだったかわからんけど、溶けしすぎて読めなくなるんでくださいねというのをお伝えしているところだと思ってるので、島内に消し残したことはないんですけど、何か固まり来てない設計で遠のいてあと添付とか記載増えてって見ると読めないじゃないかっていうのが、何か一番
0:18:10	イラン手間がかかってるような気がするんで、何でもかんでもつけろっていうとまたおかしなことされるような気がするんだとは言いませんけど、要は、幅広い対策が想定されるものについて、無理に限定かけて、実際対策せ、添付レベルで書こうとした時に読めなくなるということだけはないように、ご検討いただければと思います。
0:18:17	はい、油井西原でございますはい承知いたしました。
0:18:22	はい。規制庁田尻です。

0:18:30	細かな話なんですけど、
0:18:36	ごめんなさい後手にはね申し訳ないですが右下 97 ページのところ、
0:18:42	薬品の漏えいのところで直接被水っていうことがあるんですけど、薬品漏えいって何か裨益とか、
0:18:43	とか、
0:18:49	はい。でもあれ再処理だけですかね比木って言葉使ってるのって、被水が僕ざっと一般的。
0:19:01	はい。峰志田でございます。はい再処理の化学薬品の漏えいで冷え切って使ってますちょっとここは、そうですね。記載を整理させていただきます。
0:19:13	特段といった言葉が関係部運転がここしか出てこない、そこは今までも同じ会社の資料で違う言葉遣いっていうのもあれなので整理をさせていただければと思います。以上です。
0:19:24	規制庁帯磁率、どこまで使い分けるかではあると思うんですけど、再処理の方が薬品としては上手にやってるはずなんで整理を合わせながらやっていたらと思います。
0:19:30	その他外部事象という意味でいうと自分から言ったら結局は他に何かありますでしょうか。
0:19:40	規制庁岡です。88 ページ目の落雷のところ、これも日本語的なところなんですけど 3 段落目に、
0:19:49	具体的にはのところの段落の直撃以外の防止設計ってなっていて、これって、直営嫌いの防止、
0:19:51	何か違和感があるんですが、
0:19:54	ここで何を意図して書かれていますでしょうか。
0:19:59	はい。人間の石田でございます。大変失礼いたしましたこれ棒設計ですね。
0:20:08	特別なに対する防護設計としてだと思えます。ちょっと 6 ぐらいを防止できるわけではないので、特に部分を整理したいと思います。以上です。
0:20:10	はい。よろしく申し上げます。
0:20:15	店長清水です。
0:20:17	他その他について
0:20:21	規制庁側から確認でございますでしょうか。
0:20:29	なければ原燃側から振り返り。
0:20:31	をお願いします。
0:20:38	はい。日本原燃の安保でございます。

0:20:43	その他が輸送力についてですけれども、別紙1につきまして、
0:20:54	凍結録音の左のところで、建屋内に集団することにより防護するというところがここについても書かれているんですけれども、
0:21:02	そこ想定された温度で機能を損なわないというようなことであるので、その趣旨に合った記載のほうに見直しをいたします。
0:21:04	あと、
0:21:16	溢水の方今飛ばすところの記載がありますけれども、こちら、止水処置に足枷読めない部分があるということで開口部高さに関する
0:21:22	記載についても、溢水の方に飛ばすということがわかるような記載の方に見直すというところですよ。
0:21:26	あと別紙4の方ですけれども、
0:21:36	まん防法措置及び運用上の措置というところを記載しているところありますけれどもこちらについて、
0:21:44	構造強度以外で、どういうものがあるかといったものも含めて記載のもう少し出すということで検討をしていきます。
0:21:46	うん。
0:21:56	はい。あとはちょっと用語の使い方といったところは、全体的に再度見直しをしていくといったところになります。はい、以上になります。
0:22:04	規制庁吉見です。同資料の修正については、
0:22:06	いかがでしょうか。
0:22:13	はい。日本マネージャーでございます。
0:22:20	最初の竜巻当初8月2日を目途にということで整理させていただければと思います以上です。
0:22:21	はい。
0:22:23	規制庁吉見です。承知しました。
0:22:29	それではその他外部衝撃についてどうか、規制庁がわからなければ、
0:22:33	続いて次の資料に移りたいと思います。
0:22:46	はい。はい。お願いします。吉原でございますが、002ということで、ビジョン普及、7月25日に提出をさせていただきました。
0:22:53	外構につきましては石井市でいきますと、
0:22:57	文章の修正をしたのが右下。
0:23:11	14ページのところで、当然ありましたモード構造のところをどうするかって気分からの参照自体で、お米の構造という言葉を使っていることになったのでこれも解説として、

0:23:22	大きな外構部に対して、建屋の近傍ということも含めて、考えているということがわかるように括弧書きを追加をさせていただいたということでございます。
0:23:23	はい。
0:23:41	審査担当は院長で、あとは吹き出しのところの修正をしたところが数ヶ所ある1ヶ所からありますということでございます。それで資料につきましては、右下30ページからございまして目次をつけた場合は他の章と同じでございます。
0:23:48	江村さん11ページとか右下33ページに目次を出させていただきました。
0:23:50	ということでございます。
0:24:03	33ページ以降は参考と書いてあるのでここは既認可のやつをつけているということで、右下4ページの計算書につきましては、淡路で書いてある部分ですね。
0:24:09	ももとの選定箇所と今回変更後で、
0:24:23	1ヶ所、4年かかったことによって、伺ってる部分の考え方というのを文章で記載を修正させていただきました。私は今回お話をしても文章に文章化させていただいたということでございます。
0:24:28	はい。航空機としては説明は以上になります。
0:24:38	はい規制庁タジリです。前回からの変更点がいいのところもちょっと1点プラスでちょっと申し訳ないんですけど、まず、右下9ページのところでなんですけど、
0:24:51	書く意味があるかっていう形のところ、趣旨確認なんすけど防護設計条件のところなんですけど、今建物構築物の防護設計においては三沢対地訓練区域で多く飛行訓練を行っている呼吸器のうち、
0:25:02	何とか何とかを対象としていうこの建物構築物の健全性の影響に対して厳しい結果を与える航空機を対象としていう文言っていいですかね何かこの文言だけ単純に見ると、
0:25:04	何か時点がわかりづらくて、
0:25:17	例えばF35ってこの言葉だなんて入っちゃうんじゃないかって気がして、これ単に航空機のうち、これに対してやりましたよっていう、F16とF4に対してやりましたよってということだけなような気もするんですけど。
0:25:22	今回この部分って何か波で追記してるような形になってるんですけど、追記する意味ってありましたっけ。
0:25:31	はい。荻野石田でございますこれは。はい。

0:25:48	もともとはこの南線部分のやつじゃなかったのを、記憶だけで恐縮です。最初立ち上がった時に最初に合わせて入れたような気もしますが、ソーシャルワークにマウンターだというふうに入れましたということだけだと思うので、
0:25:54	包括した条件で見ますよということが言えばよかったと思ってますはい。以上です。
0:26:00	規制庁館です少なくとも基本設計方針で一時謳うのでもないんじゃないかなと
0:26:03	要は、何かこの文言だけで見ると、
0:26:08	どうやってF16m4っていうところが多分わかりづらくてその時には、すいません。
0:26:19	規制庁コサクですけど、わかりづらいという以前に間違いで、当初の設計についてはこういう考えだったかもしれないですけど、
0:26:25	今後どんな航空機が出るかといった時にそれは改めての設計方針になるのであって、
0:26:28	F16とか、
0:26:35	条件での設計をするっていう方針でしかありえないので余計なことを書く方針としてぶれるということだと。
0:26:48	はい。規制庁田井です。というわけでこの余計な本消しで、
0:26:53	いうことじゃないかと思うんですけど原燃の考え方を確認できれば、
0:27:05	はい、弓削西原でございます。おっしゃっていただいた通り条件は、この状況でありましたが今回の防護設計の条件として必要な会社だと思ってます。
0:27:20	航空機、美白訓練基地を止める部分からこれとこれを選んでこういう形で計算すんのか条件を設計しましたって言葉で言えば、厚労省としては足りるのかなと思いますのでそういった趣旨の文章にしたいと思います以上です。
0:27:24	はい規制庁館ですよろしくお願いします。
0:27:28	続いて右下14ページのところで、国庫が、
0:27:31	ちょっと自分の覚えは動いただけかもしれないですけど、
0:27:35	建屋って、塗装は知らない、しないんですけど耐火塗装。
0:27:48	はい。木部西田でございます。携帯ですよ。はい。
0:28:00	本庄徳田の防水所長ありますけど塗装はないと思ってます。ですので耐火塗装とかがないからここんところはおくまでこの耐火鉄筋コンクリート製間でっていうやつで十分だからこの記載んなってるってことですよ。

0:28:03	はい、上西でございますはい。そういうことです。
0:28:08	はい。溝田技術1課医師ました。続けてなんですが、
0:28:20	こっから先は、基本的に中身がある話ではないので、2課からの変更点 ところの記載だけもう1回確認しておきたいんですけど、右下41ペー ジ、計算書のところで別添4、別紙4-2ですね。
0:28:25	別紙4-2で記載修正いただいてまだわかりやすくなってきたんですけ ど、
0:28:29	一定多分はっきりしといた方がいいかなというふうに思うところがあっ て、
0:28:43	もともと黒マル1から4の4ヶ所選んでましたよっていうのがあってそ こんところっていうのは、板厚さとか配筋とかシールスパンとか指示条 件とか、に変身とかそういう話も踏まえながらやってたんですよって言 った時に、
0:28:54	今回消える予定の丸さんっていうのが、何の代表だったかっていうとこ ろだと思ってるんですけど、丸さんっていうのは多分2年指示下のやつ、
0:29:06	単なる2回キープランの代表であって、人間侵入の代表っていう意味で いうと、他のPプランの下位のキープランのところにも存在していて、 なんで二瓶支持っていう意味の代表性っていう意味でいうと別に他んと こでも代表できるんだけど、
0:29:17	前は向江プランナー、名前言っていていいでしょうけこれ名前がいいで す。二階キープランっていうところにいたやつとして、小宮さんが丸さ んがいただけなんでそのフロアが上に上がったことによって、
0:29:26	単にスパンだけで比較すれば良くなったので、衛藤丸さんに意味はない ので、別に変わりませんよって昔の評価結果そのまま使えるんですよと いう説明とでもいいすかね。
0:29:33	はい。与儀西原でございますということで整理をさせていただきました。 はい。以上です。
0:29:40	その要は、解析規制庁館ですけど、それが多分等したから、
0:29:51	衛藤右田40ページの下から11行目ぐらいのところの既認可における解 析部位、黒丸さんと地上2階に屋根スラブは同一条件っていうところで それが表されてると思えばいいんですかね。
0:30:02	はい。稲毛西田でございます。はい。その通りでございます。長田井で す。なぜ同一条件で、何で昔選んでたかって言ったら、単なる会議の代 表として行ったっていいですよ。
0:30:12	はい、米屋でございますはい。地上2階とそれ以外の階というそれぞれの 代表という意味ですはい。はい。ちょっと事実理解しました。

0:30:18	空気落下に関して言うと、
0:30:28	この資料自体はこんなもんなんですけど補足資料D、開口02ってやつが出てきたと思うんですけどあれって何か説明しようとかされるんですけど、今後、
0:30:40	人間者でございます。学校率がちっちゃくなってるっていうことで、それを事実各部として整理しただけですので、特段ちょっと説明は、
0:30:52	いらなかなと思ってました。話をして何かあったら事実確認を取ってましたが、はい。はい。瀬戸館です。内容自体はデータ発更新してやりましたよっていうだけでも半年分しか多分データ変わってなかったと思うんで、
0:31:04	江藤ほかのタイミングで説明した内容の標的面積とかも意識変えてはいるけど実質的にはその前段部分で書いてあるデータの更新の話をメインで説明したかったっちゃうもんでいいんですよ。
0:31:11	はい。日本原燃志田でございますはい。いろいろ状況になるところがいっぱい書いてますが言いたいことはそういうことです。はい。
0:31:16	はい。室長代理ちょっと詳細で何かあれば一つはヒアリングするかもしれないけど助教わかりました。
0:31:21	外交関係自分からは以上ですが規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:31:37	はい。規制庁谷井です。なければ、数少ないんですけど一応振り返りを、原燃側からお願いします。
0:31:42	はい。日本原燃の安保でございます。
0:31:44	うん。
0:31:58	建物家、あと構築物の健全性の影響に対して厳しい結果を与えるといったようなくだりがありますけれども、ここについては、こういった条件で評価を行ったということがわかれば、いうことで、こちらの記載の方見直しの方を行います。
0:32:10	以上になります。はい。規制庁鳥居です。文言修正だけなのでどっかのタイミングですぐ出せるような気もするんで適宜出していただければということでよろしくお願いします。
0:32:15	岡長谷部がなければ次の資料にいただければと思います。
0:32:23	はい。
0:32:27	規制庁谷です。次お願いします。
0:32:33	はい、日本イシハラでございます勧誘0-02ということでリビジョン9、
0:32:37	7月13日に質問させていただきました。

0:32:39	はい。
0:32:51	資料につきましては、当然これまでヒアリングでのやりとりを踏まえて修正をさせていただいております。
0:32:58	別紙1は大きな州首相が、
0:33:01	ないと思ってましたの。
0:33:06	はい。
0:33:13	別所町長特段、別紙1の1ですね、は特段大きなところはなく、
0:33:24	別紙機能見とかが、いろんな条文が絡んでますのでそれぞれの最新の情報を反映してやりとりを整理させていただいていると。
0:33:28	ということでございます。はい。
0:33:34	決算は、一番下の別紙4でございまして、別紙4番。
0:33:40	右下181ページから、別紙4でございます。
0:33:44	資料につきましては、
0:33:53	若干、これは目次がないんだというやりとりはあるかもしれませんが最新版に反映をさせていただきますと、
0:33:56	いうことを言うとともに、
0:34:02	修正点としましては大きいのは、
0:34:04	これ、
0:34:07	少々お待ちください。
0:34:21	あ、そうですねすいません失礼しました。
0:34:34	右下、206ページから、操作性の考慮とあれじゃなくて、右下に109ページから字がダーッと並んでます。これ
0:34:48	基本設計方針と同じようなことを書いてますけども、他の展望から、記載を拡充する形でも行きました。午前中出ていった中央監視室とか、それぞれの中教室も、
0:34:55	話を書くのは、この前の操作性の考慮の文章で、
0:35:10	さらにこの主の前に漏えいのまず関心室とか制御室で何ができるのかっていう役割をですね、書きくたさせていただきます上で、この操作性の向上、誤操作の防止として出てくるそれぞれの制御室だったりも、
0:35:15	宗笹山アボ長さん、芳野小サトウに繋がる。
0:35:18	展開をさせておけば、
0:35:20	ちょっと待ってくださいすいません。
0:35:26	背景というのが1ヶ所でございます。
0:35:36	それ以外の後に121ページから、2、2519ページぐらい内部発生飛散物に対する考慮が始まってまして。

0:35:48	右下に 121 ページから 1-5-2 ということでこれもともと 5 店舗で検討してたことをこの親店舗に全部集合させるという形で修正をさせていただいたと。
0:35:50	ということでございます。
0:35:54	あと右下 226 ページ。
0:36:04	これ大場君の綱領のところで、他の原子力施設ということで、最初に廃棄物管理の共有の話をもと断った上で、
0:36:14	家庭の技術基準になります市の施設での共用ということで共用する場合は安全性を損なわない設計とすると書いております只野。
0:36:29	うちの施設、いわゆる自分の施設の共用っての今ところのものがないので、対象でもありませんけども、しっかりと書かないと工事課においても結局出てこないで、ここで宣言をさせていただければと思っておりました。
0:36:30	はい。
0:36:32	サトウは、
0:36:36	そうですね側溝。
0:36:42	そういった修正でございます。はい。説明は以上になります。
0:36:46	はい。瀬尾佐治です。
0:36:50	ではちょっと順を追って確認させていただければと思います。
0:36:52	衛藤。
0:36:58	まず、言葉遣いのところで申し訳ないですけど 13 ページ右下 13 ページ行っていただいて、
0:37:05	創造性の考慮のところなんですけど、今の中央監視室もしくは制御室というふうに言っているんですけど、
0:37:13	御社の場合、御社というか、MOX の場合制御室って稲井佐田で使うんですけど。
0:37:26	はい、日本イシハラでございますそうですね場所を特定した時は第 1 制御室とか代表性輸出、中央監視室と同列でやる場所は、
0:37:38	第 1、第 4 かなの制御室になりますし、それ以外は先ほどあった第 1 から第 6 までありますけど、その話を具体的に言いたいときは、特定して対象物を書きますし、
0:37:52	制御室全体に対する構造的なダンジョン制御室という言い方をしていたと思いますそこが今やってる言葉が、その言いたいことであってるかどうかについては整理をさせていただければと思います特に今のところは、

0:38:02	右の遮へいを見ると、第1第4とわざわざ書いているのでこれを制御室と書き直す必要がそもそもあるのかどうかっていう整理はさせていただきたいと思います。以上です。
0:38:04	はい規制庁谷井です。
0:38:14	ちなみに申請事業制御室って言ったら第1款第6まで、今のやつだとさして。単に制御室で抱えた場合は第1から第6を指すものというふうに思っておけばいいんですよ。
0:38:28	はい。弓削ネシアでございます。許可の時もそんなに綺麗に整理してたかちょっとあやしいところありますけど、整理をするために行った場合は第1から大学まで全部込みで、中央隊として、整理をするということを見てると、
0:38:31	ということずっと形だったと思ってます。以上です。
0:38:38	はい規制庁田井です。あんまり何か請求書単体で許可時使ってるのを見たことはなかった気もするんですけど少なくともここに関しては、
0:38:40	大事だよって言ってたと。
0:38:50	広く言いたいところがあるんだとその堰自体は止めないですけどここに関しては、許可から何か変わったんだって話にはなるのでその辺整理いただければと思います。
0:38:53	すいません規制庁コサクです。
0:38:56	広げて問題ないところは別にいいんですけど、
0:39:11	ここで横につけているのが遮へいなりところで、14に限定してるという形になってて、操作性の考慮自体では問題ないのかもしれないですけど、ここで
0:39:19	14以外も含むんだとすると他のところ1本以外のものの設計配慮が必要になってくるっていうこと。
0:39:21	になると、
0:39:28	それちゃんと全体整合とれてますかっていう感じがするんですけどそのあたり精査されてるんですか。
0:39:42	はい。日本イシハラでございます。そういう意味で、先ほど私が許可との関係も踏まえた上で、対象物を特定しないといけない場合といったのはすいません今記憶で言ってるので、
0:39:54	記憶ブックとダイイチと大分限定しないと設計方針としては間違いである可能性が高いと思ってましてそこをちゃんと整理をして、記載を適正化させていただきたいと思ってました。以上です。
0:40:03	はい。規制庁コサクです。私もこの前の許可のところでの話で、14限定でのお話も結構してたような気がして、

0:40:06	整理をよろしく願います。以上です。
0:40:21	はい。規制庁館です。続けていかせていただいて、右下 13 ページのところで、ここは意図の確認だけですが、下のところのところで、
0:40:34	誤操作防止系の配置の話とかいろいろ書かれてるんですけど、さっき添付のところで伊敷加来様にしましたっていうことに関連で、基本設計方針としては、ざっくり目に書いて、
0:40:42	後ろの添付でしっかり述べるようにしたと思えばいいですか多分、以前だとここでカバーの話とか何かいろいろ述べてたような気はするんですけど。
0:40:59	はい、弓削西原でございますはい。おっしゃっていただけてる通り、ちょっと私の説明が足りませんでしたっけ。13 ページから 14 ページそういうカミデルーズで書いていたものを、設置として今後こういっぱい書いたのが、前回機能性共進会でましたが本文との関係で、
0:41:12	ある程度本文の趣旨がわかるようにということでもとめて書いた形にさせていただいた上で、添付側で、この点を、を受けた形で、それぞれの項目が展開されるように、
0:41:16	記載を整理させていただいたということでございます。以上です。
0:41:30	はい。規制庁館ですこの分で多くたって、さあ添付で詳細でっていう自体はOKだと思ってるんですけど、単にここ等っていう言葉が結構少なくって、今書いてあるのって系統の色分けや銘板取りつけ等って書いてあって、
0:41:41	要は識別管理の前のところだけ頭がついていて、前まで述べたカバーとか何とかとかって、どこで読めるかっていうのが何か、またややこしくなりそうな気がするんですけどそのあたりで精査されてますかね。
0:41:56	はい。すいません。井上西田でございます。私の方でもう 1 回見て。はい。藤一番いい場所につけたいと思います。今で言うと言めないですね識別管理のほか、
0:42:02	の措置になってしまうので、の場所を工夫するなりしたいと思います。以上です。
0:42:14	はい。規制庁谷です添付にいっぱい書いていただいたところもあるのである程度読めるようにしとかなないと多分、何かテンプに行ったら何か、本文とは違うものがたくさん出てきたってのも良くない気がするんでよろしく願いたします。
0:42:18	続けて行かせていただいて、
0:42:24	次個別設備の方の第 2 章に入ってるんですけど、右下 38 ページのところなんですけど、

0:42:36	まずは誤記かよくわかんないんですけど青字で追加されたところで、地下3階中2階及びってというのはこれ地下3階店ですかね、地下3階中二階。
0:42:50	青字の地下3階中二階、これで一つの言葉ですねちゅ地下3階の中に書いたやつがいるんです。これ一つの田端です。わかりました。
0:42:53	地下3階中二階っていいます。わかりました。
0:42:56	その次の部分ところなんですけど、
0:43:06	今回、道路の話って、どこまで対象を申請対象として整理したんですたっけ、何かイメージは建屋は申請対象で、
0:43:07	衛藤。
0:43:14	堂々は次回かとも思ってたんですけど今回同等は申請対象でしたっけM O Xは。
0:43:27	はい、与儀西原でございます同第2回で整理をしてました。あとは、そうですね。要望の先にあるのが、
0:43:34	今回の申請対象の建屋にもあるので、そこも含めてどこまで書くかっていう整理だったと思ってました。以上です。
0:43:40	規制庁丹治です。ちなみに290ページとの関係になるんですけど、
0:43:52	一応290ページのところで、こういった設計ですよっていうふうな話を謳ってるところになるんですけど、個別設備としての申請はあと次回で、この共用部分については今回、
0:43:59	設計方針としてうたってるちゅう話ですが、労働自体は申請対象じゃないけど、共用に係る部分は説明する。
0:44:07	はい、乾西浦でございますはい。これもすみません非常に悩んでですねここで言うと
0:44:19	共用部分の境界の一つが、M O X燃料加工建屋の扉だったりですね、微妙に境界として、例えば変わってくるので、
0:44:34	ここをどう一緒にいたところで設計方針としてようやく今回言っただけで細かい話は結局工事課になってしまうというのが現状でございます工場に入ってるので、今回ちょっとどうしても入れないと思ってい変えるのが今の姿です。
0:44:45	規制庁館です。なんで文章の切れ目との関係で切ることができなかったから一つのパッケージとして書いてはいるけれど、あくまで共用とかの説明は次回以降の申請でやりますよっていうのが欲しいんですかね。
0:44:59	はい。ニューメディアでございます。おっしゃっていただいた通りでございます。規制庁谷です。矢田にここでどうトイレと他のどうぞって話

	にならないかなと思っただけだったんで整理としてはちょっと一文が長すぎんじゃねえかとかありますけど整理はわかりました。
0:45:01	で、
0:45:06	次、中身の方、こっから先に関しては、
0:45:17	ちゃんと設営とかもれなく書いてくださいねっていうのは経営の世界なので、設計方針がどうこうというのはちゃんとエントリーするものとされてんですよっていうのをこっちも見ている状況なので、
0:45:18	ちょっと、
0:45:19	飛ばします。
0:45:29	すいません規制庁コサクです。先ほどのエキスパンションJOIN等は、
0:45:32	道道ボックス側、
0:45:36	再処理は両方についてるってということですか。
0:45:41	はい、吉田でございますはい両方ついてだと思ってました。
0:45:45	そうすると、今夏
0:45:47	の
0:45:56	方針として、全体いってるから問題ないっていう問題ないんですけど、基本はMOX建屋と道道の間、
0:45:59	エキスパンションジョイントが、
0:46:02	審査対象ってことですかね。
0:46:10	堀野峰氏でございますはい。そういう形になると思います。はい。
0:46:24	はい、わかりました。その上で、どうどうの申請があったときに、再処理がワーとの取り合いのところの話があり、全体としての機能の共有の話があるということですね。
0:46:29	はい。与儀の市田でございますはい。そういう整理だということですよ。
0:46:31	はい、規制庁コサクですわかりました。
0:46:41	はい。規制庁谷井です。続けて行かせていただきます。ちょっと飛んでしまうんですけど、189ページのところで、
0:46:44	単に瑣末なんですけど
0:46:50	添付のところで及び直してるけど本基本設計方針てんのままなんですけどこれどっちで行きますか。
0:46:56	青字のなお書きの文章の及びのところなんですけど。
0:47:00	青木の2行目ですね。
0:47:02	はい、猪狩志田でございます。
0:47:08	合っていないですね。
0:47:09	はい。

0:47:16	合わせます。はい、及びだな、設備及び機器、はい。
0:47:25	規制庁館です合わせていただければ単になんか横で並べたのに片方だけ直されたんでどっちかなと思っただけなんで直してくださいねっていうのと、
0:47:26	あと、
0:47:31	先ほど、206 ページのところでは話があった
0:47:34	瑕疵の過失とかの話のところなんですけど、
0:47:39	記載 1 っていうのは先ほど淡路の前というふうに言われたんですけど、
0:47:42	いや、206 ページの遮へいの前ですかね。
0:47:48	なんか流れだけなんですけど、遮へいの話やってからその監視の話みたいになるんですかね。
0:47:58	はい。日本原燃石原でございます場所は、遮へいの話の後かなと思ってましたその前に、
0:48:05	中央監視室と第 1 第 4、先ほどのやつで第 1 第 4 になるのでその制御室の話が出てきて、
0:48:13	るのでそれも含めた形で、その遮へい等の次に出てくれば、後ろとの繋ぎも含めてちょうど場所的にはいいかなと思ってました。以上です。
0:48:15	規制庁谷井です。
0:48:20	そういった意味でいうとこれ遮へいの位置がまた微妙に難しいところにいるんですね。
0:48:26	ちょっと入れられる文章にもよりけりだと思うんで
0:48:32	結局後の繋がりや前の繋がり文章としてどこに適切に入れるのが適切かというだけの話だと思うので、
0:48:37	ちょっと入れていただいたやつを見た上で場所が適切かというのをまた確認したいと思うのでよろしくお願ひいたします。
0:48:48	規制庁コサクです。すいません。さっき設備起因に及び云々なんですけど、別紙 1 の方見るとそう書いてなくて、
0:48:56	何か青字で安全機能を有する施設を構成する部品のうちって書かれて、
0:48:57	いる。
0:49:00	ようなんですけど、
0:49:05	展開整合を取る作業漏れで、
0:49:19	両方から直して、合っていないということなんですかね。日本原燃大澤です。すいませんおっしゃる通りで別紙 1 が正しい今記載としてまして、もともとその今の別所んだと構成する構成するっていうところで
0:49:32	ちよっとここも 1 度コメントを受けて構成する、部品という言葉にしたんですけど構成するかぶってしまったのでちよっとその間の部分を、別

	紙1の通り、ちょっと削除するというので、をさせていただいております。
0:49:41	はい。規制庁コサクですそれであればこの言葉で、店舗まで含めて直すということで、問題なく、
0:49:50	ですねこういう展開漏れっていうのがないようになっていうのは毎回言っていたことだと思いますし、
0:49:53	最終版に来てますのでよろしく申し上げます。以上です。
0:50:01	はい、乳井西田でございます。はい。失礼いたしました。もう一度ちゃんとチェックをするということを再度やりたいと思います。はい。
0:50:06	はい規制庁谷ですよろしく申し上げます。
0:50:13	ちょっと声楽なんですけど236ページ、例えば236ページなんですけど、
0:50:28	今回共用について説明するのは、前向きな共通方針のところではなくて個別設備のところ、共用するしないっていうのはあまりその設備が申請対象になったタイミングで共用するものだったらそこに記載するっていう考え方でよかったですかね。
0:50:40	はい、弓削西原でございますはい。おっしゃっていただいた通りです全体方針は今回の案いうで、あと個別の設備が出てくるとに共有する場合はその共用とともに、
0:50:45	その共有する運営をその設計方針に記載をするということでございます。以上です。
0:51:01	はい、規制庁土肥です。なんで、新生会において申請対象設備として現れた時に登録するのは基本だけど、さっきみたいに一つの文章の中でイレギュラーに存在するものがあつたらまとめて書いてるけど、具体的な説明はその申請、実行は以降の申請会議でっていうことで理解しました。
0:51:06	ちなみにそれは、2章の本文の方で担保されると思っていいんですかね。
0:51:24	はい。日本原燃志田でございます2章の本文の個別設備のところ、それぞれの施設ごとに共有する場合はその共有の旨が記載をされるということでございます。以上です。
0:51:37	はい。規制庁館です。何で今回一緒の部分の共通方針でよい。共用っていうふうに意識変えてないけど、今後第2章で個別設備が出てきたときにちゃんと許容するのは共有するというふうに示されるということで理解いたしました。
0:51:39	あと、ここも、

0:51:47	前にお聞きしたかもって申し訳ないけど 290 ページからとかで、第 1 回申請の範囲書かれてると思うんですけど、
0:51:57	今ここで書かれているやつで、括弧書きで成形施設のっていうので 1 ポツ 1 項のところ飛ばしてるやつは段落と飛んでるからまあ大丈夫だと思ってるんですけど。
0:52:04	基本的に、段落途中で文章ぶち切って、第 1 回申請で第 2 回申請に分けてるものはないと思っていいですかね。
0:52:19	はい。日本イシハラでございます。ある程度塊で飛ばしてたと思ってます。先ほどの 190 ページの方ある分類で塊でごっそり入れてるのもありますので、
0:52:23	中途半端なところで切るっていうのは今のところ確かなかったと思ってます。以上です。
0:52:28	はい規制庁丹治です。なんでこれ、さっきのページの括弧書きで
0:52:39	成型施設のとかって書いてあるやつは 1 ポツ 1 とかそれ以降の段落ごと等、次回以降ですよっていうと同じ形にしててこれが基本の形になっていると思っというてよくて、
0:52:46	要は今回全体的ながら全体なのかよくわからんやつがたまにまじってる時があった気がしてたので、
0:52:48	今日、
0:52:54	あれ、今回一応全部示してる形になってるんだっけ全体っていうやつ第 2 章のところは特に、
0:53:08	はい、日本石田でございます。最初のタームの部分だけを抜きっていう例えば、
0:53:18	会議とかはそうですね、誤開とか、この後に、2 章として本来の文章が続くんですけど、ここで
0:53:21	切っている部分がありますということですね。はい。
0:53:33	規制庁館です。そこの切ってる部分っていうのはその段落の途中で切れてるっていうよりは、5 ポツ 1 ポツ 3%の右下 301 ページだと 5 ポツ 1 ポツ 3 ポツ 1 みたいに、
0:53:46	そっから先の消防と切ってるでいいですかね。はい。日本原燃志田でございます。おっしゃっていただけてる通りです中途半端なところであんまり聞いてないと思ってましたショート分後に飛ばすのは飛ばすって形で整理をしてました。以上です。
0:53:59	規制庁田尻です気にしてるのは単に基本設計方針で段落の途中で打ち切ってるやつがあると、次回にその申請部分が出てきた時に変更なのか変更後じゃないのかがわかりづらくなる気がしていて、

0:54:09	今回消防時って言ってこの章だけを変更前後で示したっていう形だったら他の町が書かれてなくて、次回以降で変更なしってやつで次の章が出てきても違和感はそのままでない気がするんですけど。
0:54:18	文章の途中でやられると、文章が増えたイメージが多分見えなくなってしまうので、そういったせ一応ないだろうというので一応見てはいるんですけど。
0:54:30	何かイレギュラーに実は省略しましたとかってというのが後々出てこないようにだけよろしくお願ひします見てる範囲でしかわからないのでここに書かれてなかったりするときにさすがに気づけないので、よろしくお願ひいたします。
0:54:40	はい、日本イシハラでございますはいこちらでも、今一度確認をして、そういうことがないようにということはチェックをしたいと思います以上です。
0:54:47	はい。規制庁田尻です。江藤さんという関係はほかに規制庁側から何かありますでしょうか。
0:54:59	規制庁コサクです。今の第2章、基本設計方針の第2章個別11項目に関してっていうと、今回建屋ということ
0:55:07	各施設主文になるところに、建屋収納というのがあるのでその部分は各施設、
0:55:18	一通り出してきましたと、ただ具体的な施設に入る設備の設計方針については次回以降ですっていうことですよね。
0:55:22	はい、峰志田でございますはい。おっしゃっていただいた通りでございます。
0:55:28	はい。その点、明確になるんだと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。
0:55:39	はい。規制庁館です。可児規制庁側からなさそうであればBの方から振り返りをお願ひいたします。
0:55:45	はい日本原燃の安保でございます。
0:55:51	鮎に関して別紙1ですけれども、
0:56:07	当間制御室という言葉の使い方ですね個別のものを特定して個別の名称、限定しないところは、制御室と言う意味で扱うというところではその場所場所に応じた使い分けということを今一度整理の方をして記載をしていきます。
0:56:20	あと誤操作のところの色言うわけや銘板取り付け等による試掘管理を行うというところの付け等の等、ここ、しかしたい範囲が、
0:56:23	町、違うといひますか

0:56:25	規制課長。
0:56:34	被災する場所、つけ方等のつけ方が、本来の意図してもっと変わってるというところでこちらの方の見直しの方を行います。
0:56:38	添付の4ですけれども、
0:56:41	6名。
0:56:49	操作性の考慮のなかーでは、遮へいの記載の前に中央監視室に関する記載を追加していくと。
0:56:58	いうところ、あと、別紙一位の記載が適切に反映できてなかったというところがありましたのでそっちの方の収集の方を行います。
0:57:00	はい、以上になります。
0:57:04	はい規制庁タジリです
0:57:09	監視室とかのところで衛藤と中央監視室のところで町田
0:57:17	もう見てみたいかなというふうに思っているその点とかをよろしくお願いしますという形なんですけど、瀬藤資料っていつごろ出せそうですか。
0:57:28	はい。日本原燃志田でございます。2日には、はい。出せるかと思いません。
0:57:37	はい。規制庁田尻です。量が多いわけじゃないんで、助教わかりました。規制庁側から他に何かありますでしょうか。
0:57:45	ないようであれば次の項目をお願いします。
0:58:01	はい、日本のイシハラでございます。続きまして閉じ込めでございます。とじ込みの0の病院リビジョン11ということで、7月21日に提出をさせていただいた資料になります。
0:58:11	取り組みにつきましても以前のヒアリング何回かいらっしやいただきますとこのやりとりを反映して修正をさせていただきました。
0:58:24	ただしですね今ちょっとまだ修正しだしたにもかかわらず若干手直しをしたい部分がありましてそこを口頭で補足しながら修正点の説明をさせていただきたいと思います。
0:58:33	右下6ページから別紙1が始まっております。
0:58:37	右下8ページのところで
0:58:47	放射性物質を含む液体を取り扱うということで対象グローブボックスとしてどこのグローブボックスオープンポートボックス対象となるものを含めて
0:59:02	それがないようにということで記載を修正をしたということでございます。これはですね括弧Cなんですけども、この括弧Cの逆流により確認ベストを拡散しない設計とする部分につきましては、

0:59:08	対象となっているのは左側にある技術基準を条文でございます。
0:59:10	結局
0:59:21	この文章の括弧Cの文章を読んでも、逆流により誰に対してちょっと拡散をしない設計をするのかってのが今ひとつ、曖昧でございまして、
0:59:36	確認ロボット取扱設備はということで逆流及び確認ベースを含まないスケートに核燃料物質等を拡散しない設計とするといったような、拡散した相手を明確にする必要があるかなと思ってましてここにちょっと修正をさせていただきたいと思ってます。
0:59:38	はい。あと、
0:59:44	閉じ込め全般でやるんですけど、右下8ページのところで、下から3段落目です金井書きで、
0:59:58	以前の話になりました換気設備高圧部順序に対しても軌道上ですね、負圧達成に必要な起動順序に係る設計方針について第2章の個別項目。
1:00:00	これ5. に換気設備飛ばしますと、
1:00:03	ということでリンクを貼っております。
1:00:13	この飛び込み自体は取り組みに係る設計を、大枠はこのとじ込みで第1回いたします。この関係性の条文としては、20条の、
1:00:15	廃棄施設、
1:00:19	23条の換気設備がありましてそれぞれ、
1:00:25	役割分担を決めた上で必要なものをそれぞれに振っているという状況でございます。
1:00:31	具体にはそれぞれ飛ばしているのは換気設備の市場、
1:00:46	飛ばして対象が多くなってまして、ファームウェアですがやってるやり方が、換気設備に飛ばして、必要であればそこからさらに換気設備側で廃棄施設に飛ばすようなリンクをしてます。25機みたいな形になってまして、
1:00:50	眼科の申請で20条23行対象してませんので、
1:01:05	その辺が見えづらいところになるので、このたすき掛けに10月ぐらいに止めて、廃棄関係それぞれに必要な場合を有効に飛ばすという形の方行ってる場合は片一方飛ばすという形で整理をさせていただければと思ってます。
1:01:18	例えばあった右下8ページの前書きのところ、ここへ飛田委員分については、換気設備の設備の設計全体設備の設計に係る部分は、換気設備で受けるという部分もあるんですので、
1:01:23	23条の換気設備ということで現状の記載のままなんですが、
1:01:28	それ以外にただしているところで、感知設備以外で、

1:01:32	機器も含めて飛ばす必要な箇所っていうのが、
1:01:35	久保木箇所がありますそれが、
1:01:37	右下の、
1:01:41	5、10 ページですね。
1:01:49	やっぱり高性能データによる確認ベースの防止逆流防止云々と書いてある部分。
1:01:50	ここの、
1:01:54	鬼頭については
1:02:04	フィルターに関する事項換気設備に行きますし、排気設備に行くのでは行きと関係で呼ばする形で記載を整理をさせていただこうと思ってました。
1:02:09	そういった形でこの取り組みについてはいくつか修正をさせていただきたいと思ってます。
1:02:15	あと、続きまして右下 9 ページ、
1:02:22	右下 9 ページの一番下の段落積等も合格の防止です。
1:02:27	ビジョン時で、右側の発電炉では、
1:02:34	全部受けられるような記載があって、ボックスがねそれがないということでそのやりとりをしたときに、
1:02:40	こちらの修正がですね、系統図の真ん中にある吹き出しに、
1:02:51	ボックスの貯槽からの全量漏えいが最大のウエートでこの全量漏えいに対して受けるところ構造としているためっていう何か記載の不一致で理由として書いてしまっていてこん。
1:03:02	従って基本設計方針そのものに、年齢で拡大防止できますということを書きたかったんですがそこはちょっと各場所がうまく連携を取り出ませんでした。
1:03:10	実際は今の基本設計方針のところに記載を、全量どうしてもそこが書く中ぐらいを防止できる設計としますと、
1:03:15	いうことを 9 ページの一番下の段落でしっかりと書かさせていただきたいと思います。
1:03:24	取り込みとしては、大きなところはそこであとは別紙 4 が、
1:03:30	議した 55 ページからで使用が始まっています。
1:03:37	文言の修正を学法で 7 に合わせてやっていると、いうことと、
1:03:42	あとは、右下 63 ページですかね。
1:03:45	の
1:03:57	右下 63 ページ、ここで 3 ページで、3、13 囲み物質等による汚染の防止のところを、2 段落目ですね、の文章で、

1:04:08	以前お話ありました椅子ベビーカーの範囲ということが、どんな対象として1600分のナカガワんよりわかるように加工機で記載をすると。
1:04:20	ということで、(1)みたいな書き方を与えてたんですけど汚染が腐食した作業員の方の部分が增える内容は、その拡大防止をしたいんだということの趣旨がちゃんと伝わるようにということで、
1:04:24	記載を拡充させていただきましたというのが1点。
1:04:30	6663ページの(1)番の方が(1)番ですねこれあの、
1:04:35	サトウ消しちゃうんで、青字にもなってませんが、(1)番の、
1:04:47	最後の行の別紙の資料を書いている括弧書きのところまではC K達で括弧書きして等って書いてましたが今現状樹脂系塗料しか、後ろの表にも出てきませんので、
1:04:57	レポートを削除させていただいたということで、全体文章は修正をさせていただいてる部分は、記載の適正化の範囲で算出させていただきましたと。
1:04:59	ということでございます。
1:05:01	はい、どうぞ。以上でございます。
1:05:19	はい、規制庁館です。では幾らか説明あったところもあるんですけど幾らか設定せずに、確認できればと思います。まず右下8ページのところで先ほど言ったように加古氏ポツのところで、
1:05:22	基準に合わせたから多少もう出してって話があったかと思うんですけど、
1:05:36	許可制法っていうのは当然設定にはなるんですけどいくつかの条文に関しては、許可の要求と技術基準が一对一で対応してるのかなっていうのがわかりづらいところがどうしてもあるのが実態としてあるような気がするので、
1:05:48	技術基準の適合性という観点になるので、技術基準の文言として入れておくべきことがないかというところ許可から具体化してるということには多分なるんだと思うんですけどいったところに漏れはないかというのはこちらも当然見てはいるんですけど、
1:05:53	年齢においても改めて認識して精査をいただければと思いますというのが一つ目ですと。
1:06:01	はい、日本イシハラでございます。はい。先ほども含めて全体もちょっとちゃんと見たいと思います以上です。
1:06:03	はい。規制庁谷井です。
1:06:11	さっき閉じ込めと換気塔廃棄っていうところでなんですけど、

1:06:26	よく整理をちゃんとつけましようねというだけなんですけど、閉じ込めに関しては全体の閉じ込めに関するもの全般が当然書いてありますよと、廃棄に関しては、最後を外に出して外への迷惑な観点からで、できるだけ少なくするための対策について書かれてますよと。
1:06:39	d 関係でいうと、これどっちかという中の人を守るために近い話で換気系をまわしてますよっていうイメージなんで、今言ったように、閉じ込め全般のうん。廃棄に関しては外へのご迷惑を低減するためのものを、
1:06:50	関係に関しては、空気もあった中の 12 a を守るためのものっていう認識でそれぞれに、要はそれぞれの条文に対応するものに対して飛ばすっていうイメージを持ってるんですけどその認識でまだ合ってますかね。
1:07:03	はい。与儀西田でございますはい。前提は今お話いただいた通りです若干その中の 12 っていうところで、換気設備がですね、換気設備としてのいわゆる負圧維持。
1:07:16	いうのと、あとは解決に貯蔵設備の効果について前出てきたやつ、そこも含めて全体換気設備の能力であったり、あとは現状の切り換えだったり、
1:07:28	系統構成から持ってるのは、基礎的な換気設備がどういった受け取るか、全部受けてる形になってますんでどちらかと全般閉じ込めでどこへも掛けないっていう部分が廃棄、
1:07:38	それ以外の海域設備としての設備構成であったり、設備として求めるいろんなツールだったりをお風呂が換気で受けているというような整理に今なってます。以上です。
1:07:59	はい。規制庁田尻です。なんで閉じ込め関係に関わるものであれば基本的に換気設備が守れなくて増える形になっているけれど、その中で、外への影響低減という意味でいうと、フィルターだとかそういったものに関しては一応排気がメインではあるけど、かつ換気設備のところでもそれに係る要求があるから先ほど両方書きますって話をされたんですけど。
1:08:03	はい。はい。弓削西田でございます。おっしゃっていただいた通りでございます。
1:08:05	規制庁田尻です。
1:08:13	頭の整理なんですけど、廃棄と関係に飛ばした場合って、同じ内容がそれぞれに書かれるイメージになるんですかね。
1:08:31	はい、与儀西原でございます。例えば必要なフィルターを設けなさいだと、段数であったり除去効率っていうのは、ダブルで書かれる可能性が

	十分ありますんでかぶってる部分もありますし、違う部分もある、何か違う部分での項目が、
1:08:38	あらかじめ違う部分だということですけどもそういった形で、それぞれパターンがいくつかあると思ってます。以上です。
1:08:46	規制庁谷です。要求事項がかぶってる部分があるので、記載がある程度かぶる可能性はあるかなと思つたんですけど。
1:08:55	まず閉じ込めの条文っていう意味でいうと何の部分を飛ばしたのかっていうのははっきりした方がいいと思っていて、例えば右下 10 ページとかだったら、
1:08:57	これはまだ
1:09:13	よりも、要はこの部分を飛ばしますよっていうので、今基本設計方針だったならなおこういったところに関しては飛ばしますよっていうので、排風機の切り換えについては具体的な設計中の対策にかかる部分。
1:09:15	飛ばしますようであるとか、
1:09:20	高性能エアフィルタについては飛ばしますよっていうのはわかったりするんですけど、
1:09:25	その換気と背景に両方飛ばす場合って、何を飛ばすって書くんですかね。
1:09:33	はい、日本イシハラでございます例えばこの 10 ページにいくと、
1:09:37	今幾つか絡めて書いてますけどこれを、
1:09:52	1 個だけ飛ばすと、二つに飛ばす場合っていうのをかき分けようと思ってました。こういったものは廃棄と換気、これは廃棄とかですなそれぐらいの仕分けをして、
1:09:56	バスラインを確認しようと思ってました。
1:10:02	はい、山賀委員の考え方でございます。
1:10:06	はい、規制庁谷です。
1:10:21	結局ここにある戸谷江藤公園のエアフィルタと阿藤、逆流防止とか放出量低減って形で逆流防止だったら換気どころだ形なのかな、そういったところとかの多分住み分けをされるということだと思うんですけど。
1:10:38	やっぱ同じ文言を両方に飛ばすよりは同じ文言、例えばや江藤フィルターのこういった観点についてはどっちに飛ばすっていうふうには書けるのであればなおいいんですけどそこはすみ分けは難しそうですかねちょっと最初に聞いた設計用地同じ基分でしたっけっていうところにまた関連づいてきちゃうんですけど。
1:10:43	一つのものに対してどういった観点の部分は、廃棄に飛ばしてどういった観点で、

1:11:03	日本の1社でございましてそこを書き分けるとしてましたためき出た部分だけではなくてフィルターの何々については、換気と排気情報ですかですね、そういった枕詞でどの設計部分をどちらに預けるかっていうのを、
1:11:06	わかるようにしようと思ってました。以上です。
1:11:13	瀬崎ですそれだったら認識同じだったんでよかったですちょっとルールに直されるかっていうところ
1:11:22	なかなか難しいところあると思うんですけど欲しかったので綺麗に飛んでくれないと、何かその関係よくわからなくなってしまうところがあると思うんでよろしく願いいたします。
1:11:28	別紙1関係では自分から異常なんすけど別紙1関係で規制庁側から他に何かありますでしょうか。
1:11:45	なさそうであれば、そのまま続けさせていただいて、さっきの31ページG2、一応今閉じ込め排気管キーの関係みたいのが書かれてるんですけど、
1:11:47	さっきの話だとこれ、
1:12:02	こうなっているようになってないような気がするんで結局閉じ込めのところでいろんな機能があってそれに関連する設備みたいのが現れてで、設備にはそれぞれ何か役割みたいのがあってそれぞれの役割に応じた部分を20条とか23条に飛ばしていくんだという、
1:12:10	まあ、設計方針も含めてかもしれないけどそれぞれに飛ばすんだという意図かなと思ったんですけど、これはそれを書こうとしてると思っていんですかね。
1:12:21	はい。乳井ギリシャでございまして。現状先ほど申し上げた通り、別紙1が書き換える時はですね、この31ページにあるような、
1:12:34	とじ込みから配置とか、換気とかに飛ばしてへの換気から廃棄に戻ってきたりとかっていうルートを考えてたんですけども、これは先ほどご説明して修正したいといった形としては、
1:12:41	徐々が全体見えて、9、23条と20条でそれぞれ必要なものを分けて
1:12:43	受ける形で
1:12:57	23年度に十条が館野学幹事でそれぞれ、何をどっちに分けますかっていうのを記載できるような形で修正をした上で、それとの関係で先ほどの別紙1の飛ばすやつ明確化をさせていただこうと思ってました。以上です。
1:13:06	成長谷ですよろしく願いします多分ですね、特に一番頭に書かれてるやつ、それぞれに何かとかっていう概念のところ、

1:13:11	ちょっとそこがはっきりしてればそれに関連づくりはこっちだよねって いう整理はしやすい気がするんですけど。
1:13:15	今例えば 23 条だと換気能力。
1:13:34	施設内の放射線障害防止能力、第 1 号と書かれていてそのあと漏えい逆 流をしにくいとか、結局ここを何まで受け持つのかってのがわかりづら い言葉が所々いたりする気がするので要はこの条文で何受け持ちますよ っていう大きな概念だけ頭でうたった上で、結局具体のした設備とかの 話を、
1:13:38	後ろに並べてもらえればまだわかるかなという気がするんでよろしくお 願いいたします。
1:13:50	はい、与儀西田でございます。それおっしゃってるように修正をしよう と思ってました。23 条 20 条での受けも一応ちゃんと全体の方針と書い た上で、
1:13:54	それで、条文との関係を整理をしようと思ってました。以上です。
1:14:06	はい、規制庁館ですよろしく願いいたします。あと別紙 4 関係自分か ら 1 点だけなんですけど、別紙 4、55 ページ 56 ページぐらいから一般 的な設計方針書かれていてなんですけど、
1:14:17	ただあの後次回飲んでるものも多いのでどこまで書く予定なのかってい うのを確認しておきたいんですけど、例えば衛藤上席法人また戻って恐 縮ですけど 22 ページのところに行くとか、
1:14:31	その他の安全設計で、こちら核燃料施設特徴の一つであるんですけど核 燃料と放射性物質の移動の話が一応書かれていて、今基本設計方針とし ては、特に目に書く方向には多分してないと思うんですけど、
1:14:36	添付とかでこういう話ってどっかに盛り込まれるんですかね今って盛り 込まれてましたっけ。
1:14:55	はい。日本原燃志田でございますはい。今、まさしくそれが今回の申請 だとわかりづらいとか、59 ページとかにある工事会でくるところそこ に、
1:15:08	盛り込む形で整理をしようということで、考えてまして以前別紙 1 で、 添付に示しますって言ってテープでもいいんじゃないかっていうところ が、まさしくこういうところかと思っておりました。以上です。
1:15:13	規制庁タジリつ何かそんな気はしてたんですがやっぱ 59 ページ辺りっ てことですね
1:15:27	という意味では 1 点だけ確認しておきたいんですけど別紙 1 のところ で、基本的に本文に書いてある事項っていうのは大体矯正基本方針に書

	かれていて、テープは取捨選択して、ここ半分レベルここは添付レベルというふうに書かれてると思うんですけど、
1:15:28	基本的に、
1:15:39	協会の本文添付に書かれてないよう設計詳細化した時に変わってしまったっていうのは置いとくとしても、基本的に許可の本文添付に書かれた内容は、設工認の基本設計方針、もしくは、
1:15:46	説明書のどっかには内容として盛り込まれるというふうに、先々いるかもしれないけど盛り込まれるというふうに認識して大丈夫ですかね。
1:15:59	はい。日本原燃石原でございますはい。先ほどの別紙1でいくと別紙1の②とかで、もともとの前提条件があって、基本設計方針とかで展開しませんよっていったもの以外は、
1:16:11	また今、添付書類側でっていうような展開になっていたと思うので、もしくは他の条文出ますから、そこらの自分の部分で添付書類が結果出すと言っているものは全部、添付書類側で、
1:16:20	書かれるということで弁護は業績報酬もしくは処理でカバーされるというのが基本的な考え方だと思っておりました。以上です。
1:16:27	規制庁谷です。先々やつはもう信じるしかないところがあるので考え方については了解いたしました。
1:16:28	衛藤。
1:16:32	閉じ込め関連規制庁から他に何かありますでしょうか。
1:16:40	規制庁かです。先ほどの排気と換気の関係で少し確認させていただきたいんですけど。
1:16:41	71 ページ目
1:16:56	関連で、今、共通 08 なんかで先日ヒアリングさせていただいた時の確認内容として、
1:17:08	気体廃棄物の廃棄設備が区分として設けられていてその説明書は出てくるんですけど、換気設備に関する説明書は出てきてない。
1:17:18	区分もなく、説明書もないっていう整理だったんですけどそれは、基本的には廃棄し設備の説明書で説明されるとそういう理解でよろしいです。
1:17:33	はい。日本原燃志田でございます。今、換気設備の 23 条の受け側としては、
1:17:41	折り込みの添付書類を拡充して、そこで展開しようと思っていました。
1:17:49	ただそれがどこかでわかりますかって話ですね。寒気が出てこなくてもわかるようには、
1:17:52	ちょっと待ってくださいね。

1:18:21	はい、日本レジャーでございますすみません前回共通の動きを出した時に換金別紙1と2を飛ばし、お出ししてると思うんですけど、今は関係で飛ばすっていうことの記載の関係が別紙2でしか多分わからないので、
1:18:30	そこをちょっと全体カバーしてそれぞれの役割分担なりがわかるように記載を整理をさせていただきますあわせて、多分これですね。
1:18:46	閉じ込めの方の別紙の構成の中で、そういうのがわかるように、他の賠償盛りをつけてる構成じゃないですけどそういったものを久郷して付けさせていただくようにした方がいいかもしれませんのでそこちょっと検討させていただきます。以上です。
1:18:57	はい、規制庁からですわかりました。同時にですね、その貯蔵条文の崩壊熱状況をこの31ページでは、関係のところで、
1:19:09	風量ということで整理されているんですが、これはどこで説明されるのかっていうところも今気体廃棄物の説明書で説明されるんじゃないかなというふうに整理は見ていたんですが、
1:19:17	そこら辺をちょっと、結局、どういうことがどっちにどこまで書かれるかっていうところで今閉じ込めの話もありまして、
1:19:22	もう、その辺もわかるように整理いただければと思います。よろしくお願いします。
1:19:34	はい。協議に世話でございますはい。あと複数からものがありますのでそれはその連携がに関係がわかるように、整理をさせていただければと思います。以上です。
1:19:38	はい、規制庁課です。あともう1点だけ汚染防止で今回、
1:19:44	添付書類の方で説明追加していただいた63ページ目の、
1:19:50	3.13の上のところの1600ミリメートルの説明なんですけど、
1:19:51	これが、
1:19:58	前回というか許可の添付、20、
1:20:06	6ページ名とかにあったようなことが人が歩行するときの方が当たらない高さ程度という、
1:20:08	ものから、
1:20:15	少し離れ、離れてというか、整合性がちょっとわからなくなってしまう、その、
1:20:16	関係は、
1:20:18	どうなんでしょうか。
1:20:39	今言われたのは、
1:20:41	40、

1:20:45	5 ページって言われましたっけ、26 ページ目、26 ページ。
1:20:50	前回までです。はいはいはい。はい。
1:20:58	ポツDさんがこうするときの方が当たらない高さ程度、これがちょっと
1:21:00	もうテンプレとはいえ、
1:21:02	もんで、
1:21:13	おっしゃっていることはわかりましたそれも含めて趣旨が変わらないようにちょっと考えますとは言っても、
1:21:25	助成しやすいように樹脂を入れるということは、何らかの汚染の恐れがあってそこに樹脂を塗るなり何なりの話をするはずなので、
1:21:37	当たらない程度と言っても当たらなかったら汚染の拡大もないじゃないかという、どっちが正しいのかちょっと整理をした上で季節の記載にさせていただきます。以上です。はい、規制庁は結構ドラスティックに、
1:21:40	変わるようであれば、補足かなんかで
1:21:49	従来はこういう考えでした。今はこういうふうに整理 4 先法人等を含め整理してみたら、こういうふうに
1:21:58	何て言いますと、この関係はこうですみたいな、別名称が必要かもしれないのでちょっとその辺は、も含め、検討いただければと。
1:22:11	はい。人間者でございます。そういったレベルの話ではないと思うのではい。許可の記載も考えながら、適正化させていただきます。以上です。はい。清町長よろしく申し上げます。私から以上です。
1:22:18	はい規制庁タジリです閉じ込め現場として規制庁側から何かありますでしょうか。
1:22:24	たければ原燃から振り返りをお願いします。
1:22:35	はい。日本原燃強化です。戸田振り返りです。まずは、これ全体としてですが、
1:22:47	その技術基準への適合性という観点できさが全体としてちょっと問題ないかという部分を、まず精査精査するというところが1点。
1:22:56	もう一つ、次はこちらからちょっとご説明した閉じ込め名と廃棄、あとは換気。
1:23:07	関連性ですかね、素行の書き分けの的場四方、そこの部分の整理をして
1:23:13	閉じ込めの方でしっかりどこにどう飛ばすかというのを整理するというところで、
1:23:23	それについては今回の 31 ページの資料の方でちょっと考え方を示してございますそこで、考え方をしっかり整理するということ。
1:23:29	あとは、それに関連して、

1:23:45	換気設備の説明書っていうところがちょっとないという、ちょっとコメントがありましたんで、その関係の説明をどこに飛ばすかという辺り、あとは崩壊熱除去に関する
1:23:55	展開をどうしていくかというそういったところも含めてどのように展開するかというところを整理するということで、が2点目。
1:23:58	もう一つは
1:24:03	先ほどの汚染防止のところですかね、
1:24:13	課長の古田笠の部分の記載に関しまして、許可の点ごとの記載が
1:24:21	若干ちょっとずれてる部分があるというところでそこに関しては今一度ちょっと整理をして記載を適正化するというところ。
1:24:26	ですかね。はい。以上でございます。
1:24:35	ユニシアでございます。資料の修正につきましては、8月の1日、
1:24:38	をもとに入れさせていただきたいと思います。
1:24:47	はい。規制庁田尻です。土地購入関連緊張が原燃が他に何かありますでしょうか。
1:24:53	なさそうであれば今日最後ですかね外部火災についてお願いいたします。
1:25:05	はい、吉原でございます。害が以下 0002 レビジョン7でございます。まず19日に提出をさせていただきました。
1:25:17	本資料も、これまでの外部火災のヒアリングでのやりとりを踏まえたもののプラス、他の条文のやりとりというものを考えた上で修正をさせていただいてございます。
1:25:29	どうぞ右下6ページから別紙1の本体が始まってまして右下6ページのところの一番下でございます。外部防護対象施設以外の安全機能を有する施設に対する、
1:25:32	設計方針ということで、
1:25:37	フィルタリングポストとカーの話を書いていたところを、
1:25:41	防火対象外ぐらいの内数設備ということで、
1:25:50	課長がわかるような文言に、具体の設備の名称から入れ替えさせていただいたというのが、目でございます。
1:25:55	はい。2点目としましては、
1:25:59	右下14ページですかね。
1:26:11	森林火災からの輻射強度の影響に対する評価としてという文言とこですけどこれ許可との関係も踏まえた上で、
1:26:22	離隔距離のスタートも含めて、外部会費との関係、全体の流れがわかるように記載を修正をさせていただいてございます。

1:26:31	あと 44 ページの一番下の段落につきましては補正項目の中に立ってないところは修正をさせていただいてます。
1:26:45	あと右下 18 ページですかね近隣工場 1 人の産業施設の火災爆発に対する防護対策の一部ですけども、48 ページのところも許可との関係も含めて、
1:26:52	許可整合というのを踏まえて記載を適正化ということで修正をさせていただいてございます。
1:27:04	右下 20 ページも同じでございます。大分文書をこねくりまわしたところもう一度許可に立ち返ってということで、記載を整理をさせていただきましたと。
1:27:06	ということでございます。
1:27:09	はい
1:27:25	あとは、右下 28 ページは場合に対する考慮のところの、設計方針としての展開を踏まえた上での記載の拡充というのを、をさせていただいてございます。
1:27:31	はい、別紙 1 としては大きくはそういうところを直したということでございます。
1:27:46	続きまして別紙 4 でございます。別紙 2 につきましては、右下 68 ページに絵があって 69 ページから別紙の 1 が始まってございます。です。
1:27:53	日本の先ほどの基本設計方針に合わせて修正をしていくと、いうことが主でございます。
1:27:55	あとは、
1:28:01	そうですね主立ったところでいくと。
1:28:10	先ほどの、右下 19 ページとかばい煙関係のやつで、必要な設計を行う設備を、
1:28:14	記載をしていると、いうことでございます。
1:28:25	はい、右下様、西田、97 ページから、別紙 4-2 ということで外部火災の影響考慮施設する施設の選定でございます。
1:28:35	この別紙につきましては右下 102 ページ以降は波及的影響とかを記載を、整理をさせていただきました。
1:28:46	機械的影響も新設という等後は、機能的影響というのが他の外部事象で出てくるものでございまして、
1:29:08	それに加えて、外部火災でのいろんな影響因子を考えた上で、次の影響をおよぼし得る連立伝達、提供し、施設があるかどうかの確認を、整理をしたということでございます。そういった記載の拡充をさせていただいて記載を整理をしたということでございます。

1:29:19	あとが見え下 106 ページで、影響考慮する施設の中に危険物の貯蔵施設等というのを新たに追加をさせていただきました。これによって、
1:29:30	L m3 以降の評価方針とかに繋がり、が繋がりやすいようにということで全体の戦略でございますけども整理をさせていただいたと、いうことでございます。
1:29:33	はい。あとは、
1:29:36	右下、
1:29:43	110 ページから資料の 3 ということで設計方針及び評価方針、添付でございます。
1:29:56	こちらの先ほどもばい煙関係のやつが 116 ページ以降を対 116117 で追加をして設計詳細自体は、次回ということで整理をしてございます。
1:29:57	はい。
1:30:01	あとは、
1:30:06	地主はですね、
1:30:11	設計方針でいきますと、右下、
1:30:23	136 ページここは津田氏じゃないかもしれませんが天井サブの関係の評価の考え方というのを、それぞれ必要な箇所に建屋の評価のところで対象。
1:30:28	としてどう考えるかということで記載を拡充させていただきました。
1:30:33	やっぱり 4 軸同じくで 137 ページで、
1:30:47	答えに向け月抑鬱流速一定の数値解析として資金内条件として今、外壁の 1 件 3 メートルありということで、条件としてこういう壁厚が、そうなるところなので、
1:30:52	こういう式を使いますよと、いうことをうたわせていただいております。
1:30:57	はい。学校は、
1:31:08	それは同じようなことを何回か拡充させて追加をさせていただいているというところでございます。説明は以上になります。
1:31:19	はい。規制庁大倉です。別紙 1 の方から少し確認させていただきますまずちょっと内容的な話で 28 ページ目のところで、
1:31:28	西出慶長のばい煙のところをいろいろ書いておられてただ、大丈夫との間、
1:31:33	整合も含め、より検討されたということなのですが、
1:31:36	まず一番楽名の、
1:31:46	許可では略称を記載していたのに対し、ていう許可からの変更点の説明、これは許可本んの。

1:31:49	換気設備等というものに対する、
1:31:53	ものなんですか。もう許可添付の何か、
1:31:55	ものなんですか。
1:32:10	はい。二本木志田でございます。部課本文の換気設備等を、の中だと思 ってます。はい。以上です。はい、規制庁下です。
1:32:11	この
1:32:15	次の段落で気体廃棄物の廃棄設備の給油設備、
1:32:20	っていうのがあって一段落目は換気設備の吸気設備っていう、
1:32:21	何て言ってこれ
1:32:25	そういうものでその先のその環境益の観点でも、
1:32:27	あったかもしれません。
1:32:44	はい。日本原燃者でございますはい。今思えばではありますけど大変申 し訳ございません。完全に一緒ですね。これ、和気、これC A B R Iな のでちょっともうちょっと綺麗に整理をさせていただきたいと思ます
1:32:55	もともと換気設備等許可で行っていたものを、この後いろんな条文で出 てくる基本設計書の構成というのと設備構成を踏まえた上で、
1:33:09	入れた生命とかが、確か消えの廃棄設備で出てくるので、廃棄施設とし てエントリーをして、整理をしていたというのが、もともとの経緯だっ たと思いますので、同じことでございます。以上です。
1:33:17	はい。室長からですこの辺がちょっと何か設備が増えたみたいな印象 を与えたり、何か直下から何か、
1:33:23	整合してるのかどうか、わかりづらくなってるところがあって、少しそ ういうその説明も含め
1:33:28	また追記等、考えていただければと思います。よろしく申し上げます。
1:33:32	はいどうぞ。はい。承知しました。
1:33:38	次の段落で追加された部分がちょっとわかんなくてですね、まずこれ、
1:33:46	バイヤーに対する対策、保護対策で何で告訴異物の話をしているのかっ ていうところからちょっと説明いただけますでしょう。
1:34:00	はい。日本原燃石原でございます。
1:34:13	大変申しわけございません。ちょっと筆が滑り過ぎてます言いたかった のは外気から取り入れた建屋内の空気を機器内トリウム工を持ってるよ うな設備である。
1:34:20	これらの設備に対して考慮しなきゃいけないと、ということが言いたかつ たことでございます。
1:34:30	これに関して記載をにとって持ってきたときに、そのまま使ってしまった というのが原因な気がします。はい。すいませんでした。

1:34:33	これ、規制庁からへそそこは理解した上で、
1:34:40	その上の段落で表現されてるか、この関係っていうのはちょっと火山での議論。
1:34:43	プラン別物なんですか。
1:34:57	はい。日本原燃車でございます。重ね重ね、はい。O C A B R I でございますので、ここは上のものと合わせてセットで考えると、
1:35:11	ということで綺麗にしたいと思います言っているフィルターを設置する気体廃棄物の廃棄設備の吸気設備及び危機管理区域換気施設換気空調設備の吸気系というのは、
1:35:17	上の上の段落に行って仕事変わりませんので、整理をさせていただきます以上です。
1:35:21	はい。施設を、そういう整理であればまた、
1:35:27	精査の方、お願いします。あと関連して 30 ページ目の運用のところ、
1:35:44	ここもちょっと関連で少し変わったところがあるんですが、その最後の行、30 ページ目の最後のあたりが、このばい煙の対策関係で少し調整されたみたいなんですが、
1:35:48	一番最後のポツと、
1:35:55	二つ上のばい煙による影響についてはポツの手動ダンパ閉止の話って、これ別物なんで、
1:36:22	はい。日本原燃石田でございます。だんだん頭が痛くなってきましてすいません。同じことだと思いますちょっとひどいですね。
1:36:32	同じことだと思います。広いですね、場合に対する影響として気体廃棄物等と書いてある下から 3 段、3 ポツですね下から。
1:36:37	で、早期の定植指導願パの閉止の措置を講ずると。
1:36:43	一番下、下へ療休規定東条の手動ダンパを閉止することが一緒だと思いますので、
1:36:50	そこを含めてちょっと記載は重複の重複がないように整理をさせていただきます以上です。
1:36:52	はい。規制庁若井です。
1:36:54	ちょっとここら辺がいきなり、
1:37:05	変わった割には、すごく、これでいいのかっていうことばかりだったのでちょっとまた、しっかり整理して収束に向かっている状況なので、少ししっかり
1:37:08	チェックも含め精査いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

1:37:18	はい、西田でございますはい。大変申し訳ございません。はい。1年チェックをもう一度して、適正化させていただきます。
1:37:29	はい、規制庁課です。あと別紙1関連で国民半径日本の関係でちょっと、少しもうちょっと基本設計方針ぼくした方がいいなっていうところがありまして、
1:37:31	14 ページ目。
1:37:32	ここ、
1:37:37	2 段落目を前回お米として少し、
1:37:42	と表現が変わったら変わったんですが、
1:37:44	そんなに、
1:37:52	わからないから、不明瞭者はそんなに変わってなくてですね内容として、まず仕事述語の関係として、
1:38:03	行く距離が危険距離を上回る点ということはわかりづらいっていうコメントしてだと思えますんで、これ一文の中にいろんな論点を入れてしまって、
1:38:12	そこがまず不明瞭になっているっていう点が1点と、あと、圧縮強度が維持できる温度でっていう。
1:38:20	温度となる遠距離っていうところも、その足、コンクリートの圧縮強度が維持できる温度っていうのは幅を持つもので、
1:38:23	それと、
1:38:28	温度点というのは1点、その温度、
1:38:38	一つの点と幅のあるものを比較しているっていうところもわかりづらくしているところなんだと思います。許容温度は
1:38:42	コンクリートの圧縮強度が維持できる温度の上限。
1:38:56	とか、ちょっとそういうそのポイントがどっちなのか、上限なのかって最大とか、ちょっと表現は任せますがそういうものが、本物件をちゃんと明記することと、それに加えて、何と何を比較してるのかっていうことは、
1:39:06	わかるようにするっていう、誰が読んでもその何と何を比較してるかわかるようにするっていうことでコメントしてましたが、ちょっとまた修正していただきたいんですがいかがですか。
1:39:21	はい。日本原燃瀬谷でございますはい。必要な要素を盛り込んだ結果、おっしゃっていただいて、文章としては、何を言ってんだかさっぱりわかんなくなってる所は実際、実態だと思います
1:39:34	まずは書きたいのは、燃料加工建屋防護対象の建屋自体は防火体からの離隔距離、必要な機器、離隔距離を確保することによって、

1:39:45	建屋内の防護対象施設を安全機能を損なわない設計とするといった上で、その必要な離隔距離って何なのかってところが、外壁の表面温度が、
1:39:51	圧縮強度が維持できる運動の上限であれば条件となる、
1:40:08	危険距離以上を確保するんだというようなことかということによって必要な要素をちゃんと分けて、それぞれ書いた上で、何の設計で担保するのかっていうのと、その具体的内容の根拠というのが繋がるように、記載を整理させていただければと思います。以上です。
1:40:11	はい。室長からです今のよ。
1:40:18	口頭で言っていただいた表現のような感じで整理されれば、わかるようになるかと思いますので、よろしくお願いします。
1:40:20	あと 17 ページ目で、
1:40:25	前回ちょっと論点が上がって今回直された
1:40:29	タンクローリー火災の運用の話で、
1:40:36	これもちょっと淡白し節説明が淡白過ぎていてその許可からの変更点の中でちょっと、
1:40:38	運用によってと。
1:40:42	評価に包絡されるっていうふうに変えられたんですが、
1:40:43	これ、
1:40:46	サトウも、何かやっぱり論点が、
1:40:53	運用と評価っていう違う論点が、結びついている感じで、ちょっとわかりづらいんですが、
1:40:59	具体的にはこれどういうことなんでしょう。以前はその強化、
1:41:01	6 に包絡されるっていう、
1:41:11	許可の説明を強化するような訪問をして追加したっていうふうに聞いていて、もう少し具体的に書こうとするとどういうふうになりそうです。
1:41:37	日比西原で少々お待ちください。
1:41:55	海野石田です。塚田さん。
1:42:23	はい、西原でございます。
1:42:33	整理歌うとしないと思いますけどまずう指示概要の敷地周辺を通行する車両の話は、2社 10 ページの上で、
1:42:44	言っている話だと思ってます。また書きで言ってる、その敷地内のクローリーへ毎日火災が起こったときについては、
1:42:57	そもそも馬鹿自分が立ち会っているというのもあるので、火災なんかが入ってもその中に消火活動できるということで、そもそも火災が広がったりということを考えなくていいでしょうということで、

1:43:03	火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とするということの流れになってると思ってます。
1:43:09	それを考えた時にこの吹き出しが正しいかと、ということだと思いますので、
1:43:20	そこを含めて、整理をしたいと思えますこの吹き出しの記載をですね。はい整理をさせていただきたいと思えます。
1:43:29	はい、規制庁課ですよろしく申し上げます。ここの、結構何回か聞いていて結局運用することで、
1:43:40	上の表評価で、いろいろ決めていくものの中から、しなくてもいいものではあるが、ある程度、その内容としては、
1:43:52	ちゃんと考えていますっていうようなことを説明受けていたと思うので、ちょっと今の説明が短波かなと思ったので、少し誰が見ても、そういうことなんだってなとかあるような、
1:43:57	繋がりを少し載せ補足いただければと思いますので、よろしく申し上げます。
1:44:17	はい。表現者でございますはい。ちょっとだからそういう意味では17ページの添5で言っており、上の上の、ここからの段落の説明、言っている内容を拡充して敷地周辺と敷地内と両方書いたことの変更点として、
1:44:31	もともと上だけの話をしていたところを敷地内はということも含めて全体をカバーしてみるようにしましたよってところも含めて、なぜこれが追加されてるのかっていう背景がわかるように、整理をして記載をしたいと思えます以上です。
1:44:35	はい。政調会ですその方針かと思えますので、よろしく申し上げます。
1:44:40	あと24ページ目、航空機墜落火災の
1:44:44	2段落目でしたね。
1:44:49	評価条件というか、が書いてあって対象を明確にしたところ、
1:44:52	なんです、
1:44:57	よ、ここで、都内へ、外壁内部の温度評価。
1:45:04	の観点には書いてあって、結局建屋外壁が要求される機能を維持しっていう部分を、
1:45:07	やはりもう少し、
1:45:13	具体的に書き下して欲しいなと、先ほどの圧縮強度が維持できる温度っていう、
1:45:16	観点でいうと、

1:45:27	僕気中落下者以外は離隔もとれていて、外壁で評価し、保守的に評価しても問題なかったところ、航空機墜落火災は、
1:45:32	外壁で評価するっていう、離隔距離が保てないためかなり、
1:45:34	圧縮共同
1:45:40	ここ満足するところを超えてしまっても、ただ、内部の温度評価までやれば、しっかり、
1:45:43	そこは担保できます、お伝えした、
1:45:52	ライフの方に、熱が伝わらなくてかつ鉄筋等は全然温度変わりませんみたいな説明は、
1:45:58	あるかと思しますので、そういうことを少し端的に説明していただけますでしょうか。
1:46:05	はい、与儀西原でございます今おっしゃられたのは、
1:46:11	協会の変更点として、部記載を書くということですかね。
1:46:18	いや、いや、室長からのよ。本文事項の中で、要求される機能を維持している。
1:46:19	ところが、
1:46:31	ちょっともう少し具体的に書いて欲しいなというところで今までだったんじゃ圧縮強度が維持できる温度でっていうふうに、論じてきたのがここだけ。
1:46:41	それとは違うのかと、いうふうな印象も持つということで、この要求される機能っていうのをもう少し書き下すっていう意味でコメントしています。
1:46:52	おりました日本のイシハラでございます趣旨は理解をしました。そういう意味でいくと、検討させていただいた上で、現状やれば確かに
1:47:03	24 ページでいって、航空機墜落火災についてはその前の段落で言っている、燃料加工建屋の直近に11 楽する火災を想定すると、いうことを、
1:47:14	それによって今置かれてる火災とが離隔を確保するといったようなところでは条件に相違がありますということで、
1:47:26	例えば外壁でコンクリートの圧縮強度を確保するといったことだけではなくて、今回まず外壁から、
1:47:30	ある機能を維持するというに加えて、
1:47:43	では内部温度上昇も考慮して、建屋外の外郭防護対象施設が安全機能を損なわない設計とするという部分にしているところが、なぜそうなのかわかるようにということで、
1:47:45	そうです。

1:47:57	本間葛西を想定してることを考慮しとか何かを入れた上で、アプリアボに対してこういうこと見ます。それに加えて建屋の超過をして建屋内メモが
1:48:09	あっても、建屋の中の外部保護者対象室外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とするんだという、組み合わせをやってるかということがわかるようにするというところで趣旨合ってますか。
1:48:20	はい。規制庁甲斐です趣旨は合ってますが外へ聞いの、他の国、航空機墜落火災以外の外部火災の評価では、外壁表面
1:48:22	火災側の解析表面
1:48:32	を評価対象としていたのに対して、それだけじゃ駄目だから、外壁内部の温度評価もしたっていう、
1:48:40	Mが主な違いかと理解していたんですが、その内ぶーまで評価しなきゃいけない云々まで、
1:48:43	何か
1:48:50	追加しても当然いいんですが追加する必要がありますのでちょっとその機能を維持するという説明の上、
1:48:57	はい、今西でございます。先ほど、
1:49:09	電報で他と違うということも含めて外壁の温度で、その要求される機能を維持するというところを見るんだよということで、
1:49:14	大賀辺りその違いが明確になるのであれば、その説明、
1:49:25	具体化することで対応できるかなと思ってました。建屋間の温度見るんだよという組み合わせみたいになってるところがほとんど違いだよということ、
1:49:30	言った方がいいのかなと思ったので先ほど組み合わせてっていう話をしただけです。はい。以上です。
1:49:39	はい。清長官わかりました。そういう観点でも、記載することには当然こだわりはありませんので
1:49:46	整理していただければと思います。ちなみに、外壁表が井関の
1:49:51	温度分布から考えると、内側は、
1:49:54	全然温度が上がってなくて、
1:49:59	内部火災法対処せ。
1:50:05	最終指揮つつうは全然影響受けないっていうことができない。
1:50:16	の音読からも、推定をされるといいますがそういう認識で大丈夫ですか。はい。米田でございます。現状確か外壁の
1:50:24	厚さ等、温度外壁の外側からの運動の影響範囲を見た上で、内側温度の変化がないってことをもって、

1:50:34	こちらの方で評価をしてたはずなので確認をしたはずなので、実際はこちらの温度がどうなってるかなんて確か見てないはずで、外壁の圧損との関係だけだと思うので、
1:50:43	そこも含めて次、何ですかね、誤解がないようにかつ正しく物事をやることが伝わるように、名称は考えます。はい。以上です。
1:50:46	はい、規制庁からですよろしく申し上げます。
1:50:53	あと 25 ページ目でちょっといろいろ記載を直していただいたところで、
1:50:59	僕、市村葛西と敷地内上場の双方の記載の不一致の理由のところ、
1:51:01	班長。
1:51:02	結構、
1:51:10	何を書いているのかなっていうところにだんだんできてですね元の分を使おうとしていた。
1:51:13	ところがあって結局、
1:51:22	わかりにくくなってるってところで、今の状況ではちょっと、何がし何を説明したいのかなっていうところは、
1:51:35	わからない状況で、要は、重畳箇所については、発電炉とMOXではおんなじ考えで設定はしてるんだけど、MOXは航空機墜落火災の建屋ちゃうんですか。
1:51:43	国立レッカー車言うたって直近で想定してるので、ある程度利、離隔の想定される超過者よりも厳しいから、
1:51:55	ちょっと違うんですっていうことが、そういうことが端的にわかればいいと思うんですがいろいろなことが書いてあるんですがキーとなるようなところがあまり入ってなくてですねちょっとここまたあの、
1:51:59	従来 of 言葉にとらわれず、考えていただけます。
1:52:05	はい、日本イシハラでございます。はい。
1:52:16	わかりました収支がおっしゃっていただいた通りのことが言いたいということですので、はい。ちょっと1回さらにして、考えてみたいと思います以上です。
1:52:19	はい。規制庁加賀ですよろしく申し上げます。お願いします。
1:52:24	あと、26 ページ目の括弧Dのところ、
1:52:34	強行開催タイトルとか横並び整理されたというところでこれはちょっとけりを言えばエビナンですが、タイトルで、カッコdとして、
1:52:47	危険物の施設等への火災及び爆発に対する防護対策っていうふうに書いた上で1段落目の出だし今危険物防護対策等への熱影響についてはっていうふうに、

1:52:49	これちょっと論点の繋がりが、
1:53:03	わかりづらくなっているとちょっと少し曖昧になってるっていうところもあるんで、ちょっと細かい話ですが1行目のところでそのタイトルにある火曜日爆発による熱影響とか、
1:53:13	少しそういうのを補足して、タイトルとその段落で説明しようとしてるものが合うようになってというような工夫をしていただければと思いますがいかがですか。
1:53:22	はい、宮城石田でございます。はい。趣旨を理解させ、しましたのはい。必要な修正をさせていただきたいと思いはい。
1:53:24	木内若菜氏、
1:53:28	あと判例関係がちょっともう少し、
1:53:33	毎回ちょっと言ってるところではあるんですが、もう少し、
1:53:40	今回を機にきっちり整理していただきたいなと思いましてまず44ページ目の、
1:53:43	③、
1:53:45	D、
1:53:55	これ、近隣の産業施設に関する技術基準要求事項っていうふうな考え方のところになってるんですが、
1:54:01	近隣の産業施設に関する技術基準と言われる近隣の産業施設の
1:54:03	火災ですけど、
1:54:06	そういう観点で⑦とか、
1:54:08	もう
1:54:13	ちゃんと技術基準の要求してることは何かっていうことを少し
1:54:20	明確にちゃんと書いたりだよっていうことを明確に書いていただきたいです。細かい話ですが、ずっとなおなくてですね。
1:54:22	を、
1:54:24	今回脇に言ってますがいかがですか。
1:54:40	はい。与儀の石田でございます。はい。今左の項目基本的方針記載事項で書いてあること等も踏まえて、技術基準との関係がわかるように、
1:54:43	文言の適正化をさせていただきたいと思います以上です。
1:54:48	はい、規制庁暮らし、エア等⑧と⑨。
1:54:51	同じページの⑧と⑨もここ、
1:54:56	これは二次的影響ばい煙、括弧外縁にして、例えば有毒ガスの影響とか、
1:55:05	これ、横並びのついてないところとかも結構あって、お湯使い分けとか特に多分ないと思うんで、そういうところはもう少し

1:55:07	そろえていただきたいんですがいかが。
1:55:20	はい、日本メディアでございますはい。本文等は、二次的影響で動いてたはずですので、それと整合を図らせていただきます。以上です。
1:55:26	はい、清長からよろしく申し上げます。あと、これは再コメントになるんですが45ページ目の、
1:55:29	今回7月は4になったところ、
1:55:31	考え方の中で、
1:55:39	知、森林火災における事業の変更許可ですでに実施した森林火災の想定っていうところが、
1:55:45	やっぱりすごく違和感があってですねすでに実施した森林火災って何ですかっていう、
1:55:53	ところなんです、ここも、前回もちょっと言ったんですが、許可で整理済みとか、そういうことがまず、
1:56:01	わかるようにすると、とかで、整理していて、かつ、今の書き方だとちょっと主張じみていたり、
1:56:05	あと及び及びがすごいたくさんあたりですね。
1:56:09	全体的にここで言いたいことはわかるんですが、
1:56:18	書いてあることはわからないっていう状況で、直感で整理した結果に基づいて詳細設計をするから、あくまで
1:56:28	設工認のフェーズで、こういうことは、しなくていいんですよっていうことが、おそらく言いたいことなんだと思うのでそういうことを書いていただきたいんですね感じ。
1:56:40	はい。人間の石田でございますはい。他の部分でも使っております許可に、で示した通りとか、許可にも許可で示した内容の時とか、
1:56:44	無回答に許可に示したとか許可で
1:56:58	決めたとかっていうことを、であるので、今回基本設計方針ではあえて書きませんよということが言いたいんですけどそれがちゃんと伝わるような文章に修正をさせていただきたいと思います。以上です。
1:57:06	規制庁工藤ですよろしく申し上げます。あと、これも前ぐらいコメントしたことなんですけど繁田中に、
1:57:13	考え方のところで、従属場所の影響の詳細の評価条件を添付書類にて記載するってあるんです。
1:57:15	これは、
1:57:19	具体的にどんなことなんですかって前回聞いたと思うんですが、
1:57:21	何なんでしょうか。

1:57:35	はい、二本木西田でございます。ここは多分力尽きたところだと思います 詳細なものはないので、評価評価条件というか
1:57:46	す、設計方針として店舗側に記載するもののある場合はそれとのリンク で、程度感が合うように、記載を修正させていただきます。以上です。
1:57:53	はい。規制庁岡です。一方では煙は、詳細な評価条件ってないんでし た。
1:58:09	はい、日本イシハラでございます兵庫詳細の評価減というの設計上の措 置が今回防護対象施設として海底の防護対象施設、設計上の対象施設で すかね設計措置を講じる施設として出てきますので、
1:58:16	どちらかという、詳細の評価条件というような設計上の措置の具体が 出てくるということだと思ってます。以上です。
1:58:20	はい。詳細な措置っていうのもちょっと、
1:58:26	今の詳細の設計上の措置であれば、すごくしっくりきたんですがちょっ と詳細な措置っていうのが、
1:58:31	もし違和感があったので、その辺もまた文言精査するときに、
1:58:33	よろしくをお願いします。
1:58:36	はい。ユニシアでございます。
1:58:51	言葉遣いは精査をさせていただきます防護対策、防護措置を講ずるとい うのが自然現象の頭にあって、それぞれ防護対策と言っていて、防護措 置と言っていたりとか、言語があって、
1:59:04	詳細の措置に繋がった後にもしてたと思うのでそこは全体通して、いろ んな統一を図りたいと思います。はい。以上です。はい、規制庁です。 他条文も含め、また、
1:59:06	ちょっとしっくりくるという
1:59:18	表現で、よろしくをお願いします。で、あと 46 ページ目で、これ外部衝 撃関係全般なんです書類のところに、図面等がないんですが、
1:59:25	これは他の会議損益もそうなんです、説明書の中で説明しきるからっ てというような条文も、
1:59:30	溢水や遮へいで聞いてはいますが、そういう意図で書いてないんでし よ。
1:59:43	はい。人間のイシハラでございます。そういうことも含めて記載何を記 載するかは、共通的な考えで整理をさせていただいてますが、
1:59:53	今一度系統図とかが本当に使われないのかということも含めて精査をさ せていただきたいと思います基本

2:00:05	添付書類が書き切の場合は、図面と呼び込みもなく添付書類で例えば必要な配置図なり何なりを合わせて、竜巻みたいに書き切った場合は、窓、どこの
2:00:10	図面に飛ぶわけもなく自分で全部説明し切っているという整理だったと思ってます。以上です。
2:00:15	はい。規制庁甲斐です。そういうことは聞いているのでそういう整理かなと思った。
2:00:19	反面ちょっと心配だったので、また
2:00:28	整理結果を聞かせていただければと思いますのでよろしくお願いします。あと判例関係今回いろいろ見直された
2:00:35	宇都、東條淳がいろいろバラバラだったんで東條そろえたっていう観点もあって見直されたと思うんですが、
2:00:37	14 ページ目で、
2:00:43	許可、添付の、
2:00:47	(1) の売れ 8 年。
2:00:55	卸さんの (1) のぐらいハッチングの一段落目の d 外貨 13 というところ。
2:00:57	ここ 13 てな。
2:01:02	坂木谷示すとかそういうことなんですけどここは、
2:01:06	どういう内容を本規定に示そうとしているのかっていうところを少し、
2:01:08	取らせてください。
2:01:27	はい、乾石田でございます。番号を整理して間違ってる可能性が高いですね。
2:01:32	13 番ではない気がします。先ほどのそれこそ、
2:01:43	4 番なのか、他の番号だと思えますんでそこはちょっともう一度確認した上で、必要な修正をかけるということにさせていただきたいと思えます以上です。
2:01:48	はい。規制庁佐田ですよろしくお願いします。他のところも。はい。
2:01:56	清さんの方、引き続きよろしくお願いします。別紙 1 に関して私から以上なんですけど、規制庁側から他何かありますし、
2:02:14	特にないようでしたら別紙 4 の方をちょっと飛ばせていただきまして、外部火災、今回他の条文であった、それぞれの説明書の中の構成が時限作ってるやつが、
2:02:16	他社についてとなかったんですが、
2:02:19	そこら辺は、70 ページ目からなんですか。
2:02:21	そこら辺は、

2:02:26	間に合っていないとか、それとかどういうことなのでしょう。
2:02:37	はい。萩野イシハラでございます。あれですよね目次の話ですよね。はい。
2:02:39	はい。いえ。
2:02:50	ちょっと日付的には間に合っていないわけではないと思うんですけど、ついてないところ、内野政権が不足だと思いますすいません、私のチェックも出ました
2:02:53	北海道合わせて付けさせていただきます以上です。
2:03:00	はい。規制庁加来ですよろしく申し上げます。普通的内容的なところで、76 ページ目。
2:03:04	もう一番下の、
2:03:09	山楽なんですがこの滝井のところ、
2:03:17	これ現物増設等については森林火災または購入施設の火災の熱影響というふうにはまたはでつないでいるんですが、
2:03:20	起こって、
2:03:28	ちょっと論点に拳がった重畳の話で、この重畳というのは、忘れてただけど何で
2:03:37	読めますかっていうところで及びでつないでるから読めるっていうふうには、十勝もずっと及びで、記載してきたところは今回ここまたがになつてんですが、
2:03:40	どこから持ってきた。
2:03:43	ところなのかなっていうのを、後河瀬ください。
2:03:58	はい、与儀西原でございます。
2:04:00	そうですね
2:04:07	この文章自体は、
2:04:09	待った場合、
2:04:11	ちょっと待ってくださいすいません。
2:04:53	はい、米田でございますとこれは最初の方がかえってた文章だと思うんですけども、もともと考えはいいながらも書き切って計算の中で示しきれてなかった帳簿上、
2:04:59	見込んだときにまた及び直さなきゃいけなかったところの修正漏れだと思います。以上です。
2:05:08	はい。規制庁加賀ですそうかなと思いつつも、77 ページのところ、さらにとあって

2:05:22	近隣の産業施設の火災とし、森林火災の重畳ってというのがその全般にかかるように、個別じゃなくて全般にかかるようにも書いてあってこっちで読めるっていう整理で、ここは河西さんかなとかもちょっと
2:05:23	もう1つ、
2:05:27	結局、抜け漏れがあったから少し詳細にちゃんと
2:05:39	抜け漏れないように、記載は手厚くしていきますってようなことを以前説明受けたので、そういうことが少しわかるようにしていただいた方がいいのかなと思うんですが、
2:05:44	例えば77ページの方でケアして、
2:05:46	これこれこういう
2:05:54	ものに関しては、重畳を考えると少し、具体的にやっぱり書いといた方がいいんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。
2:06:05	はい、日本の石原でございます。事象の設定として何を考えるかっていうところだと思ってます
2:06:17	奈良新聞河西から始まって、それぞれの事象をそれぞれ考えるということあとはおっしゃっていただいた通りこの後に出てくるいろんな評価との関係で、
2:06:33	どの組み合わせを見るんだということがわかる分が後と繋がるという見方もありますし、バスケット降雨時に例えば76ページのまた書きがなくても、77ページのさ、さらに文書で全部カバーしてますと。
2:06:44	詳細を指導見てくださってという考え方も、浸透してるのがあるんじゃないかなという気はしてますポジションを選択するかちょっと至急検討して、答えを出したいと思います。以上です。
2:06:46	はい、規制庁かですか。
2:06:49	ここは、書いた方が、
2:06:58	いいんじゃないかなと前回もあるので書いた方がいいんじゃないかなとちょっと思う次第ですが、書くことによって何か不具合が生じるとか、
2:07:01	いろいろなことが、
2:07:08	補正が崩れてくるとか、であるのであればそういうことを説明していただければと思いますので、よろしく申し上げます。
2:07:22	わかりました。はい。はい。あと96ページ目んですが、96ページ目で、今回準拠規格の中に、熱工学資料は、
2:07:32	追加されてきてるんですが、発電炉も書いてあるんですが、準拠規格ってこういう一般的な強いものも、
2:07:38	追加していくんです。別の条文では、準拠規格と参考文献分けて書いたりもしていました。

2:08:05	はい、米原でございますちょっとここ、支給量確認して、どうしてとか、整理をして、横谷で諮りたいと思います今回の評価の中で、冷熱航空資料が出てきてるのを見て、
2:08:13	見えたと思いますけど作成側では、数全体のをちゃんとした上で、整理をしたいと思います以上です。
2:08:18	はい、清長からよろしくお願いします。あと 102 ページ目で、
2:08:26	他の竜巻や火山でも議論になっていた波及的影響の観点のところは、
2:08:32	今回、詳細に追加されてきて、ちょっとここの部分を少し確認させていただきます。
2:08:35	そうですねここの、
2:08:36	部分が、
2:08:41	手がなくて及び並びにまたはがすごいたくさんあって、
2:08:44	例えば 102 ページの (3) の一段落目とかですね。
2:08:51	どこで区切るのかっていうのはちょっと明瞭というかすっと読めないっていう、読みづらいっていう、
2:08:54	こともあってそういうのは
2:09:00	箇条書きにするなり僕の、先ほど竜巻とか火山が箇条書きになってるようなところもこっちが結構、
2:09:06	及びマーカーを駆使してなく書いてる感じがあったんですが、箇条書きとかプラスライズして、
2:09:10	ちゃんとそのあとの構成とも、
2:09:17	音声で漏れなく書かれてるっていうようなことも、わかりやすく、田嶋牧とプラスライズを考えていただきたいんですが、いかがですか。
2:09:25	はい、日本イシハラでございます。はい。
2:09:30	ご趣旨は理解をしました後の項目を出している。
2:09:39	の (エ) 括弧 B、b ポツの中で、抜けなく出てるかどうかというのがちゃんとわかるように、
2:09:51	箇条書きに記載の整理、工夫をさせていただきたいと思います書きたい書かなきゃいけないことは書いています。あとは記載の程度とか記載の仕方ですね、を整理させていただければと思います。以上です。
2:09:55	はい、光岡ですよろしくお願いします。あと、
2:09:59	ちなみになんですが、ここの部分っていうのは、
2:10:09	今回整理されたという認識で大丈夫ですよ。以前なんか許可のときに、許可のときに整理資料等で書いてあるみたいなことを少し伺った気もするんですが、

2:10:12	この内容は初所見なんですけど、
2:10:16	これは今回整理されたという認識で大丈夫ですか。
2:10:27	はい。日本原燃石原でございます。倒壊等、単純なもので、整理資料上整理したのは確かにありましたけど、例えば今回理由、
2:10:34	104 ページみたいな括弧Bとかですね、そういうの今回新たに整理をさせていただいたということでございます。以上です。
2:10:36	はい。規制庁岡です。
2:10:45	方で、設備選定系の補足説明資料っていうのが、おそらくそこで、こういう、
2:10:55	距離とか、技術的根拠が少し説明されるのかなと思ってんですけど、そういう確認っていうのは、何かいつかできるんでしょうか。
2:11:20	日本イシハラ 5 少々お待ちください。
2:11:51	はい。すいません。確かに距離とかは、含めて整理資料で出てるのはそういった距離の話とかは具体的なものでもうすでに整理資料出てたやつも、同じようなものが出てくるだけですけども今週、
2:11:57	出せるようにさせていただければと思います。はい。
2:12:02	はい、規制庁課ですわかりました。設備してるっていうのを即説明資料って結構、
2:12:04	出てなかったりしませんでしたか。
2:12:06	ここに、
2:12:08	ちょっと見てない。
2:12:15	ちょっと記憶を整理して事実確認をしておきます。
2:12:26	つまりとか、あと火山とかで出してやりとり火山も出てたと思いますけど外部火災どうだったか、確認をさせていただきます。以上です。
2:12:31	はい、規制庁課ですあそこでこういうものを説明されるのかなと思いますんで、
2:12:37	よろしくお願いします。ちょっと内容的に少し難しかったというか、
2:12:41	102 ページ目の熱伝達により、
2:12:48	外部化したい方の会社施設等に出てきて教えるっていうその一番所の働きのところ、
2:12:53	これが接触しなければ影響与えないっていう観点。
2:13:01	どういうメカニズムというを想定して、どういう影響を想定しているのかっていうところを少し説明いただけます。
2:13:19	はい。確かに今後書き方がおかしいですね。ここももとは単純に例えばですけど、外側にあるもの、あと内側にある設備が、
2:13:23	何らか無構造物で繋がっている場合、

2:13:32	外から逃げてるものが臭いとかで挙げられてですね、影響があって総熱が、その接続してる部分伝わって、
2:13:40	ナカガワのスタッフの設備に影響を与えるということなので、接触にも、
2:13:51	接続してるもしくは系統として繋がってるとか、そういうことをもともとは、外だと考えて書こうと思ってたことと言葉としてつつ、うまく伝わらない可能性はありますので、
2:13:54	修文を考えたいと思います以上です。
2:14:04	はい、規制庁からそれでしたら何、わかる気がします。あと熱伝達によるっていうところも、今のおっしゃってる感じだとやっぱり、
2:14:06	イシハラとか熱伝達とか、
2:14:15	もう関係していて結局ね生協全般を言ってるのかなと思うんですが、熱伝達によりという対流熱伝達！！
2:14:21	#NAME?
2:14:23	熱伝達っていう、
2:14:27	身寄りっていうのはまずどういう意図で、これ。
2:14:30	使っているんでしょうか。
2:14:43	はい。すいません言葉遣いで正しく伝わらないかもしれません。AからBに熱が伝わるという意味で単純熱伝達と書いただけです実際の事象との関係元との関係で、正しい日本語になるように、
2:14:54	先ほど言いたいことを先ほどのイメージでございまして、それとの関係で正しく、その上、何ていうか影響モードが伝わるように整理をさせていただければと思います。以上です。
2:14:59	はい、規制庁からわかりました。その辺も含め、また少し精査いただき、
2:15:07	ければと思います。あと、そのAポツとかBポツとかで、抽出されている、記載されている設備も、
2:15:09	すごく
2:15:12	区切りは読みづらいというかですね。
2:15:17	結局何が実施されてるのかっていうのはぱっと一目でわからないっていうのもあってこっちのその、
2:15:26	個別の説明の方でも少し箇条書き等を使ってわかるように説明いただければと思いますので、よろしく申し上げます。
2:15:31	はい。協議者でございます承知いたしました。
2:15:33	はい。

2:15:42	規制庁話し合っ等ちょっとまあ、毎回ちょっとコメントしているようなところではあるんですが151 ページ目の辺りとか、
2:15:52	その式の説明。
2:16:01	とかその妥当性っていうところで特にガイドから離れたようなところがちょっと薄いということで今回もう少し追加していただいたところがある。
2:16:02	ですが、
2:16:08	例えばですね151 ページ目の式を、21.1-8 っていう、
2:16:15	のが、今回説明が追加されたんですが強いOne っていうケースが、結局、
2:16:20	使われてるパラメータとしてはあるんですが、土地代されていなかったり、
2:16:28	あとリリースの上限値が幅を持って行ってそこをどういうふうに扱ってるのかとかですね。
2:16:30	動こう。
2:16:35	ずっとあるんですが、5.2. 1-9 の、
2:16:41	ヌセルト数の件数が1118 報-0.00 参考ってどっちも実質で、
2:16:43	結ばれていて、この
2:16:57	これもこの文献見に行くと前のケース0.0185 っていうのが実験値でそれの20%を車を想定して、+±20%っていうのがそれは、
2:17:05	書き方されていると、そういうことを少しちゃんとその実験値に基づくものだとか、
2:17:09	だから、それを使って今回大丈夫だっていうようなところを、
2:17:12	結びつけるようなところとかですね。うん。
2:17:22	あと152 ページ目のPR、これもずっとある話なんですけど、このPRの係数0.38 なりそう期待を想定していて、
2:17:30	臨時ではあるんですが、空気を、を想定してるんで理想気体の式を使ってますとか、そういうその、
2:17:32	その
2:17:46	資金を、適用範囲みたいなものを設置しの説明適用範囲とその実事象とこのを紐づけて使用できるっていうことを少し説明していただきたいということを結構言ってるんですがその辺を、
2:17:48	をもう少し拡充できますし、
2:18:04	はい、宮城西田でございますまず151 ページとか制定するとかの式になって数字が実数が入ってるものこれおっしゃっていただいている通りどういものを式としてまず持ってきたか。

2:18:16	この 0.285 実験データから持ってきたとかつ、プラマイ 20%のマイナスが持ってきたのであれば、そういったことがわかるように、まず式を
2:18:18	文献で言ってるものを
2:18:32	カラーで持ってきた式をまず書いてそれに対してどういう数字を使うかというのを展開をするというのをさせていただきたいと思います。あと、口頭等、項目として足りないところは、拡充をさせていただきます。
2:18:42	あとは式それぞれに対する適用範囲は適切にける書くべきものへ、考えて記載をさせていただきたいと思います只野。
2:18:56	で使ってる式が例えば一般的な式であればかつ一般論として、当然使えますよねってところを一生懸命書き下してどこまでやるかっていうところだと思いますので、そういうのも含めた上で、適用範囲内の拡充は、
2:18:59	考えた上でさせていただきたいと思います以上です。
2:19:03	はい。規制庁加賀です。こういう熱伝達II系の話。
2:19:15	すると使ったような熱伝達系の話って、数式が実験値実験式とか相関式から来ているところが多くてですね、必ず適用範囲が実験条件から決まっています、
2:19:20	なんでそういうところをポイントに、裏、
2:19:27	祖父とかそういうデータとかそういう一般的な式は別に、当然説明しなくていいんですが、
2:19:30	あくまでそういう実験式、
2:19:31	あと、
2:19:40	成立条件が適用範囲になっているようなものっていうのは少しそういう補足してもらわないと、は、ここで使っていいかっていう判断が、
2:19:47	仕切りしきれないので、そういう観点で、補足いただきたいっていうことですのでよろしくお願いします。
2:20:04	あと続きまして 156 ページ目の最後の段落くうなんですけど、ここ、ちょっと発電炉から持ってきた。
2:20:12	地下の施設名、敷地内の危険物貯蔵施設等は搬送され、注意を設置しておりっている。
2:20:22	これ、許可の時と、その地下の顕著施設等の説明が少し異なるようなので、
2:20:31	違う、このときの危険物の規則に基づいてる点っていうのと、ちゃんと受けないっていう点でよかった商売にしてるんですがその、
2:20:34	許可との関係みたいなことはどうなんですか。

2:21:01	はい、与儀西田でございます。ちょっと持ってき方が乱暴なので、今日から考え方は変わってません。
2:21:13	横に記載がないことに対して、おそらく、すいません。なぜないのかってところが前提が今日から変わっていないので、
2:21:21	あれで書く必要がないということで書いてなかったと思うんですけどそこを足りない、作文を見て足りないということ自体に、
2:21:31	ないようにということで、単純に持ってきたと思いますので今日から変わってないということを前提に、正しく書くということをまずさせていただきたいと思います。以上です。
2:21:34	はい、規制庁から今おっしゃった通り
2:21:36	どっかで確認。
2:21:45	書いてなかったのかなと思う。ちょっと思ったんですけど、そもそもその今書いている乾燥車で周囲を追っているってということに関しては事実なんでしょうか。
2:22:08	はい。日本原燃石原でございます。ちょっとあの周りではそうだと言ってます。私は違和感がありますけど、乾燥砂ってわざわざ言う関係の、今からもありますけど事実だそうではい。
2:22:11	はい、規制庁川嶋実であれば、
2:22:15	発電炉との違いのところ等で、しっかり、
2:22:19	許可との整合の観点も含めて、正しい情報をしっかり、
2:22:26	記載した上で、この備考等でもちゃんと補足してもらえばいいと思うんですが、またここら辺記載の
2:22:29	検討のほう、よろしく申し上げます。
2:22:35	私からは以上なんですが、規制庁側から僕か外部火災関係何かありますかでしょうか。
2:22:46	とつくにないようでしたら、清水さんお返しします。はい。
2:22:53	藤。規制庁志水です。それではWeb河川について規制庁側から振り返りと、
2:22:56	22について説明をお願いします。
2:23:02	規制庁側からでしたか、すみません、原電側からです。
2:23:07	はい。
2:23:10	はい。日本原燃の安保でございます。
2:23:20	外部火災についてですけれども記載の不服がある場所がありませんそこは全体金、再度見直して整理をいたします。
2:23:24	B C Pにつきまして、

2:23:35	森林火災の輻射強度の影響評価の部分がわかりにくいというところで何か何を比較するかというところがわかるように、必要な要素がきつと記載の方いたします。
2:23:46	阿藤タンクローリ葛西の運用の話の吹き出しの記載、こちら、なぜ追加したかというところも含めてきつい、記載のほうを充実化いたします。
2:23:59	釘墜落かさで建屋外壁を要求される機能E D Cと書いてる部分こちら意図が伝わるようなベースの方考えるというところが、検討するというところでは。
2:24:02	あと
2:24:11	河西石坂さんの頂上のところの露頭の不一致の理由というのがわかりづらいのでこちらも記者の方を見直させていただきます。
2:24:21	あと別紙1の②こちら記載が不十分なところは不適切なところというのが何ヶ所かございますのでこちら見直しの方させていただきます。
2:24:26	あと別紙4について
2:24:27	どう、
2:24:31	は京急のちょっとコールで
2:24:43	ちょっと今記載、わかりづらいというところありますので過剰が効い等で後ろの項目と合ってるかどうかといったことが、わかりやすいように記載の見直しをしますというところと、
2:24:53	同じく波及影響で、熱伝達で接触がなければ、影響を与えないと、そういった記載があるんですがそこがちょっとわかりにくいということで、うん。
2:24:59	こちらについても言いたいことがわかるような文章の方に見直しの方をいたします。
2:25:10	阿藤式のところですね適用範囲ですとか適用性の考え方とか、そういったところの記載のほうも拡充していくというところ。
2:25:12	阿藤。
2:25:16	地下の危険物施設のところ、
2:25:24	搬送最終覆っているというところですけども、許可との整合能を含めて
2:25:28	もう少し書き下すというところで修正をいたします。
2:25:30	以上になります。
2:25:37	規制庁からスケジュールに関してはいかがでしょうか。
2:25:43	はい。日本原燃石田でございます。
2:25:48	そうですね修正するポイントから考えると、
2:25:49	ちょっと多分、

2:25:51	私の方でもう 1 回、
2:26:00	別のメディア読み返して日本語の整理をした方が早い気はするので、2 日を目標にさせていただければと思います。以上です。
2:26:03	聖路加落ちました。
2:26:12	規制庁、志水です。それでは全体を通して規制庁側から何かございますでしょうか。
2:26:17	なければ原燃側はよろしいでしょうか。
2:26:26	はい。人間に特にございません。はい。それではこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、録音を停止します。